

山形県新型インフルエンザ等対策行動計画

平成25年12月

令和5年10月（変更）

令和7年10月（変更）

山形県

目 次

頁

| | | |
|-----|-----------------------|-----|
| I | 背景 | 3 |
| II | 目的 | 4 |
| III | 新型インフルエンザ等対策に関する基本的事項 | |
| 1 | 有事におけるシナリオと発生段階ごとの対応 | 5 |
| 2 | 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点 | 7 |
| 3 | 対策項目 | 11 |
| IV | 危機管理体制 | |
| 1 | 危機管理体制の確立 | 17 |
| 2 | 関係機関の役割 | 18 |
| V | 各対策項目の考え方及び取組み | |
| 1 | 実施体制 | 21 |
| 2 | 情報収集・分析 | 26 |
| 3 | サーベイランス | 28 |
| 4 | 情報提供・共有、リスクコミュニケーション | 32 |
| 5 | 水際対策 | 38 |
| 6 | まん延防止 | 39 |
| 7 | ワクチン | 52 |
| 8 | 医療 | 55 |
| 9 | 治療薬・治療法 | 64 |
| 10 | 検査 | 67 |
| 11 | 保健 | 69 |
| 12 | 物資 | 79 |
| 13 | 県民生活及び県民経済の安定の確保 | 82 |
| VI | 特定接種の対象となる業種・職務について | 91 |
| | 用語解説 | 100 |

近年、地球規模での開発の進展により、開発途上国等における都市化や人口密度の増加、未知のウイルス等の宿主となっている動物との接触機会の拡大が進んでおり、未知の感染症との接点が増大している。さらに、グローバル化により各国との往来が飛躍的に拡大しており、こうした未知の感染症が発生した場合には、時を置かずして世界中に拡散するおそれも大きくなっている。

これまでも重症急性呼吸器症候群（SARS）やジカウイルス感染症等の感染拡大が発生し、さらには令和元年以降、新型コロナウイルス感染症が数年間にわたり世界的な大流行（パンデミック）を引き起こす等、新興感染症等は国際的な脅威となってきた。

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、パンデミックとなり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、令和元年12月、中国湖北省武漢市での発生を端緒として全世界に拡大した新型コロナウイルスは、短期間に変異と感染拡大を繰り返し、3年余りにわたりパンデミックが発生した。日本でも社会機能や経済活動が低迷して国民の生活に多大な影響を及ぼした他、医療提供体制や保健所体制がひっ迫し、検査やワクチン接種体制の構築等、県や市町村の業務も膨大となった。

世界がこうした感染症等の発生のおそれに引き続き直面していることや、感染症危機が広がりやすい状況に置かれていることを改めて認識する必要があるが、新興感染症等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、発生そのものを阻止することは不可能である。

このため、病原性が高い新型インフルエンザ等感染症や、同様に危険性のある指定感染症及び新感染症等が発生した場合に、県民の生命及び健康を保護するとともに、県民生活及び県民経済に及ぼす影響が最小となるよう、平時から感染症危機に備え、有事における関係機関の役割を明確化しながら連携を密にし、万全な体制を整えることが重要である。

Ⅱ 目的

本計画は、関係機関が共通の認識に立ち、県民の不安解消、流行の拡大による県民の健康福祉並びに社会的被害を最小限に抑えるために、以下の計画との整合性を図りながら、事前の対策からパンデミックが発生した場合にとるべき対応策を定めるものである。

- ・ 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下「特措法」という。）第 6 条に基づき政府が策定する新型インフルエンザ等対策政府行動計画（以下「政府行動計画」という。）
- ・ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）第 10 条第 1 項に基づき県が策定する山形県感染症予防計画（以下「予防計画」という。）
- ・ 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 30 条の 4 第 1 項に基づく山形県保健医療計画（以下「医療計画」という。）

なお、本行動計画は、これらの計画の見直し等を踏まえ、必要に応じ、修正を行っていくこととする。

また、本計画に定める対策については、各種ガイドライン、マニュアル等の作成等により具体化を図り、推進していくこととする。

【目的】

新型インフルエンザをはじめ、県民の生活や健康に大きな影響を及ぼす感染症について、感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害及び社会・経済機能への影響を最小限にとどめ、県民の生活安定と健康を確保する。

【基本方針】

- 1 的確な調査と情報収集及び県民に対する迅速で正確な情報提供
- 2 患者に対する適切な医療の提供
- 3 適切な感染拡大防止策及び社会対応策の実施

【本計画が対象とする感染症】

本計画の対象とする感染症は、以下に掲げるとおりである。

- ・ 感染症法第 6 条第 7 項に規定する新型インフルエンザ等感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）
- ・ 感染症法第 6 条第 8 項に規定する指定感染症で、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの
- ・ 感染症法第 6 条第 9 項に規定する新感染症等で、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの

Ⅲ 新型インフルエンザ等対策に関する基本的事項

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置かなければならない。過去の新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症のパンデミックの経験等を踏まえると、特定の事例に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねない。

そこで、政府行動計画及び本計画では、特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性を想定しつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、様々な状況で対応できるよう、各種対策を総合的かつ効果的に組み合わせてバランスのとれた戦略を目指すこととする。その上で、新型インフルエンザ等の発生前から流行状況が終息するまでの状況に応じて、一連の流れを持った戦略を確立する。

なお、実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、感染症の特徴、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、流行の状況、地域の実情その他の状況を踏まえ、人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが県民生活及び県民経済に与える影響等を総合的に勘案し、本計画等で記載するものの中から、実施すべき対策を選択し決定する。

1 有事におけるシナリオと発生段階ごとの対応

(1) 有事のシナリオの考え方

過去に流行した新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の呼吸器感染症も念頭に、中長期的に複数の感染の波が生じることも想定し、幅広く対応できるシナリオとするため、以下の①から④までの考え方を踏まえて、有事のシナリオを想定する。

- ① 特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性を想定しつつ、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）に応じた対策等についても考慮する。
- ② 病原体について限られた知見しか明らかになっていない発生初期には、感染拡大防止を徹底し、流行状況の早期の収束を目標とする。
- ③ 科学的知見の集積による病原体の性状の把握、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化や社会経済等の状況に合わせて、政府が示す指針等も踏まえ、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本とする。
- ④ 病原体の変異による病原性や感染性の変化及びこれらに伴う感染拡大の繰り返し

や、対策の長期化の場合も織り込んだ想定とする。

(2) 発生段階ごとの対応

新型インフルエンザ等への対策は、発生状態によって対応が異なることから、発生の状態について、政府行動計画で定める発生段階に準じて、「準備期」、「初動期」及び「対応期」の3段階に分け、状態に応じた対策を実施する。

① 準備期

まだ新型インフルエンザ等が発生していない段階においては、地域における医療提供体制の整備や、抗インフルエンザウイルス薬・個人防護具等の備蓄、県民に対する日頃からの啓発や自治体・企業による事業継続計画等の策定、DXの推進や人材育成、実践的な訓練の実施による対応体制の定期的な点検や改善等、新型インフルエンザ等の発生に備えた事前の準備を周到に行っておくことが重要である。

② 初動期

国内で発生した場合を含め世界で新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した段階をいい、この場合、直ちに初動対応の体制に切り替える。

新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が海外で発生した場合は、病原体の国内への侵入を完全に防ぐことは困難であるということ为前提として対策を策定することが必要である。海外で発生している段階で、国内の万全の体制を構築するためには、日本が島国である特性を活かし、検疫措置の強化等により、病原体の国内侵入や感染拡大のスピードをできる限り遅らせることが重要である。

感染症の急速なまん延及びその可能性のある事態を探知して以降、政府対策本部が設置されて基本的対処方針が定められ、これが実行されるまでの間、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）を明らかにしつつ、感染拡大のスピードをできる限り抑えて、感染拡大に対する準備を行う時間を確保するため、新型インフルエンザ等の特徴や事態の推移に応じて迅速かつ柔軟に対応する。

③ 対応期

対応期については、以下の（ア）から（エ）までの時期に区分する。

- ・封じ込めを念頭に対応する時期（ア）
- ・病原体の性状等に応じて対応する時期（イ）
- ・ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期（ウ）
- ・特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期（エ）

（ア）封じ込めを念頭に対応する時期

県内の発生当初の封じ込めを念頭に対応する時期では、患者の入院措置や抗インフルエンザウイルス薬等による治療、感染リスクのある者の外出自粛やその者に対する抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の検討、病原性に応じて、不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限等を行い、感染拡大のスピードをできる

限り抑えることを目的とした各般の対策を講ずる。

なお、病原性や感染性等に関する情報が限られている場合には、過去の知見等も踏まえ、病原性や感染性等が高い場合のリスクを想定し、封じ込めを念頭に強力な対策を実施するが、常に新しい情報を収集・分析し、対策の必要性を評価し、更なる情報が得られ次第、感染拡大のスピードを抑制し、可能な限り感染者数等を減少させるための対策等、適切な対策へと切り替えることとする。

また、状況の進展に応じて、必要性の低下した対策についてはその縮小や中止を図る等の見直しを行うこととする。

(イ) 病原体の性状等に応じて対応する時期

県内で感染が拡大し、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等に応じて対応する時期では、政府や市町村、事業者等と相互に連携し、医療提供体制の確保や県民生活及び県民経済の維持のために最大限の努力を行う必要がある。

一方、社会の緊張が高まり、変化する状況に対策が必ずしも適合しなくなることも含め様々な事態が生じることが想定されるため、政府の方針も踏まえ、社会の状況を把握しながら、臨機応変に対処していくことが求められる。

感染状況等に応じて、市町村や政府と協議のうえ、柔軟に対策を講ずることとし、医療機関を含めた現場が動きやすくなるような配慮や工夫を行う。

(ウ) ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期

ワクチンや治療薬の普及等により、新型インフルエンザ等への対応力が高まることを踏まえて、科学的知見に基づき対策を柔軟かつ機動的に切り替える。

この場合、病原体の変異により対策を再度強化させる必要が生じる可能性も考慮する必要がある。

(エ) 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

最終的に、ワクチン等により免疫の獲得が進むこと、病原体の変異により病原性や感染性等が低下すること及び新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回ることにより、特措法によらない基本的な感染症対策（出口）に移行する。

2 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点

県、市町村及び指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等発生に備え、また発生した時に、特措法その他の法令、それぞれの行動計画又は業務計画に基づき、相互に連携協力し、新型インフルエンザ等の対策を的確かつ迅速に実施する。

(1) 平時からの備えの充実

感染症危機への対応には平時からの体制作りが重要である。このため、次の取組みにより、平時の備えの充実を進め、訓練により迅速な初動体制を確立することを可能

とするとともに、情報収集・共有、分析の基盤となるDXの推進等を行う。

① **新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策の共有とその準備の整理**

将来に必ず起こり得る新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策を関係者間で共有しながら、その実施のために必要となる準備を行う。

② **初発の感染事例の探知能力の向上と迅速な初動の体制整備**

初動対応については、未知の感染症が発生した場合や新型インフルエンザ等が国内や県内で発生した場合も含め様々なシナリオを想定し、初発の探知能力を向上させるとともに、初発の感染事例を探知した後速やかに初動対応に動き出せるよう、体制整備を進める。

③ **関係者・県民への普及啓発と訓練等を通じた不断の点検や改善**

感染症危機は必ず起こり得るものであるとの認識を、広く感染症対策に携わる関係者や県民等に持ってもらうとともに、次の感染症危機への備えをより万全なものとするために、多様なシナリオや実施主体による訓練の実施等を通じて、平時の備えについて不断の点検や改善を行う。

④ **医療提供体制、検査体制、ワクチンや診断薬、治療薬等の研究開発体制、リスクコミュニケーション等の備え**

予防計画に基づく平時からの医療提供体制等の備えをはじめ、有事の際の速やかな対応が可能となるよう、検査体制の整備、リスクコミュニケーション等について平時からの取組みを進める。

⑤ **DXの推進、人材育成**

保健所等の負担軽減、医療関連情報の有効活用、政府や市町村との連携の円滑化等を図るため、政府と連携しながら、DXの推進や人材育成等の取組みを進める。

(2) 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え

対策に当たっては、バランスを踏まえた対策と適切な情報提供・共有により県民生活及び社会経済活動への影響を軽減させるとともに、身体的、精神的及び社会的に健康であることを確保することが重要である。

このため、次の取組みにより、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行い、県民の生命及び健康の保護と県民生活及び社会経済活動に及ぼす影響が最小となるよう対策を講ずる。

① **可能な限り科学的根拠に基づいた対策の切替え**

政府では、対策の切替えに当たり、感染症の特徴、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、感染症の発生状況等も含めたリスク評価について、可能な限り科学的な根拠に基づき対応するため、平時からこうしたデータの収集の仕組みや適時適切なリスク評価の仕組みを構築することとしている。

県においても、政府によるリスク評価の仕組みを踏まえ、有事の際には、対策の

切替え等について県民に対し分かりやすく示すことに留意する。

② 医療提供体制と県民生活及び社会経済への影響を踏まえた感染拡大防止措置

有事には予防計画に基づき医療提供体制の速やかな拡充を図りつつ、医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大のスピードやピークを抑制することが重要である。

政府が示すリスク評価等に基づき、このレベルを超える可能性がある場合等には、適時適切に感染拡大防止措置等を講ずる。

その際、影響を受ける県民や事業者を含め、県民生活や社会経済等に与える影響にも十分留意する。

③ 状況の変化に基づく柔軟かつ機動的な対策の切替え

科学的知見の集積による病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）の把握、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化や社会経済等の状況に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本として対応する。

政府では、対策の切替えの判断の指標や考慮要素について可能な範囲で具体的に事前に定めることとしており、当該方針の検討状況を注視しながら、有事における対策の切替え等について県民に対し分かりやすく示すことに留意する。

④ 対策項目ごとの時期区分

柔軟な対応が可能となるよう、対策の切替え時期については、政府が示すリスク評価等に応じて、個別の対策項目ごとに具体的な対策内容を記載し、必要に応じ、個々の対策の切替えのタイミングの目安等を示す。

⑤ 県民の理解や協力を得るための情報提供・共有

対策に当たっては、県民等の理解や協力が最も重要であることから、平時から感染症や感染対策の基本的な知識を、学校教育の現場をはじめ、様々な場面において活用して普及し、子どもを含め様々な年代の県民等の理解を深めるための分かりやすい情報提供・共有が必要である。

こうした取組みを通じ、可能な限り科学的根拠に基づいた情報提供・共有により、適切な判断や行動を促せるようにする。特にまん延防止等重点措置や緊急事態措置等の強い行動制限を伴う対策を講ずる場合には、対策の影響を受ける県民や事業者等の状況も踏まえ、対策の内容とその科学的根拠を分かりやすく発信し、説明する。

(3) 基本的人権の尊重

県及び市町村は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、医療関係者への医療提供の要請、不要不急の外出の自粛等の要請、学校、興行場等の使用等制限等の要請、臨時の医療施設の開設のための土地等の使用、緊急物資の運送、特定物資の売り渡しの要請等の実施に当たって、県民の権利と自由に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必

要最小限のものとする。

具体的には、新型インフルエンザ等対策の実施に当たって、法令の根拠があることを前提として、リスクコミュニケーションの観点からも、県民に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

また、感染者やその家族、医療関係者に対する誹謗中傷等の新型インフルエンザ等についての偏見・差別は、これらの方々への人権侵害であり、あってはならないものである。これらの偏見・差別は、患者の受診行動を妨げ、感染拡大の抑制を遅らせる原因となる可能性がある。また、新型インフルエンザ等に対応する医療従事者等の人員の士気の維持の観点等からも、防止すべき課題である。

さらに、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、より影響を受けがちな社会的弱者への配慮に留意する。感染症危機に当たっても県民の安心を確保し、新型インフルエンザ等による社会の分断が生じないように取り組む。

(4) 危機管理としての特措法の性格

特措法は、感染症有事における危機管理のための制度であって、緊急事態に備えてさまざまな措置を講じることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザや新感染症等が発生したとしても、病原性の程度や、抗インフルエンザウイルス薬等の対策が有効であることなどにより、まん延防止等重点措置や緊急事態措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合でもこれらの措置を講じるというものではないことに留意する。

(5) 関係機関相互の連携協力の確保

山形県新型インフルエンザ等対策本部は、政府対策本部、市町村対策本部と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

市町村対策本部長から県対策本部長に対して、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請があった場合には、県対策本部長は、その要請の趣旨を尊重し、必要がある場合には所要の総合調整を行う。

(6) 高齢者施設や障がい者施設等の社会福祉施設等における対応

高齢者施設や障がい者施設等の社会福祉施設等は、感染症危機において集団感染に発展するリスクが高く、また入所者の重症化リスクが高いことから、県は、平時から医療機関の専門家等と連携し、ゾーニング等の感染対策の助言を行うことができる体制を確保するとともに、施設職員に対する感染対策教育研修を実施する。

また、感染症のまん延時において、入院対象とならない施設利用者が、施設内で療養を継続できるよう、施設の管理医師と協力医療機関が、平時より情報共有や感染症危機時の役割分担について協議を行うこと等により、かかりつけ医機能が発揮できる

地域医療体制の構築を図る。

(7) 感染危機管理下の災害対応

県は、感染症危機下の災害対応についても想定し、平時から防災備蓄や医療提供体制の強化等を進め、市町村を中心に避難所施設の確保等を進めることや、県及び市町村において、自宅療養者等の避難のための情報共有等の連携体制を整えること、感染症対策も前提とした防災訓練を実施する等の準備を進める。

感染症危機下で地震等の災害が発生した場合には、県は政府及び市町村と連携し、発生地域における状況を適切に把握するとともに、必要に応じ、避難所における感染症対策の強化や、自宅療養者等への情報共有、避難の支援等を速やかに行う。

(8) 記録の作成・保存

県及び市町村は、新型インフルエンザ等が発生した段階で、県対策本部、市町村対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成・保存し、公表する。

3 対策項目

政府行動計画では、新型インフルエンザ等対策の目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、国民の生命及び健康を保護する」こと及び「国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにする」ことを達成するための戦略を実現する具体的な対策として、次の13項目を主な対策項目として定めており、本県の行動計画においても、これらの対策項目による柱建てを基本として、「V 各対策項目の考え方及び取組み」において、各項目の具体的な対応策を示す。

(1) 実施体制

感染症危機は、県民の生命及び健康や県民生活及び県民経済に広く大きな被害を及ぼすことから、県政の危機管理の問題として取り組む必要がある。県、市町村、医療機関等の多様な主体が相互に連携を図り、実効的な対策を講じていくことが重要である。

そのため、新型インフルエンザ等の発生前から、関係機関間において緊密な連携を維持しつつ、人材の確保・育成や実践的な訓練等を通じて対応能力を高めておく必要がある。

新型インフルエンザ等の発生時には、平時における準備を基に、県が設置する対策本部を中心に、状況に応じた的確な政策判断とその実行につなげていくことで、感染拡大を可能な限り抑制し、県民の生命及び健康を保護し、県民生活及び県民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

(2) 情報収集・分析

感染拡大防止を目的としつつ、状況に応じて県民生活及び県民経済との両立を見据えた政策上の意思決定に資するよう、体系的かつ包括的に情報収集・分析及びリスク評価を行うことが重要である。

そのため、新型インフルエンザ等の発生前から、効率的な情報の収集・分析の体制を整備するとともに、定期的な情報収集・分析や有事に備えた情報の整理・把握手段の確保を行う。

新型インフルエンザ等の発生時には、政府等の方針も踏まえ、感染症や医療の状況等の情報収集・分析及びリスク評価を実施するとともに、県民生活及び県民経済に関する情報等を収集し、リスク評価を踏まえた判断に際し考慮することで、感染症対策と社会経済活動の両立を見据えた対策の判断につなげられるようにする。

(3) サーベイランス

感染症危機管理上の判断に資するよう、新型インフルエンザ等の早期探知、発生動向の把握及びリスク評価を迅速かつ適切に行うことが重要である。

そのため、政府の方針に基づき、新型インフルエンザ等の発生前からサーベイランス体制を整備するとともに、感染症の発生動向の把握等の平時のサーベイランスを着実に実施する。

新型インフルエンザ等の発生時には、政府の方針に基づき、有事の感染症サーベイランスの実施及びリスク評価を実施し、感染症対策の強化又は緩和の判断につなげられるようにする。

(4) 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

感染症危機においては、様々な情報が錯綜しやすく、不安とともに、偏見・差別等が発生したり、偽・誤情報が流布したりするおそれがある。こうした中で、表現の自由に十分配慮しつつ、各種対策を効果的に行う必要があり、その時点で政府等が示す科学的根拠等に基づいた正確な情報を迅速に提供するとともに、可能な限り双方向のコミュニケーションを行い、県民、市町村、医療機関、事業者等との間で、リスクに関する情報やその見方の共有等を通じて、県民等が適切に判断・行動できるようにすることが重要である。

このため、県及び市町村は、平時から県民の感染症に対する意識を把握し、感染症危機に対する理解を深めるとともに、想定される事態に備え、リスクコミュニケーションの在り方を整理し、各種相談窓口をはじめとした体制整備や取組みを進める。

(5) 水際対策

政府は、海外で新型インフルエンザ等が発生した場合、検疫措置の強化や入国制限等の水際対策を講じることとしている。

本県においても、渡航者の窓口となりうる県内の空港や港湾における初発事例の発生を想定し、平時から関係機関との連携による訓練を実施し、対応力を強化する。

(6) まん延防止

新型インフルエンザ等の感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめるとともに、県民生活及び社会経済活動への影響を最小化することを目的とする。

適切な医療の提供等とあわせて、必要に応じ、まん延防止対策を講ずることで、感染拡大のスピードやピークを抑制し、治療を要する患者数を医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることにつなげるのが重要である。特に有効な治療薬がない場合や、予防接種が実施されるまでの間は、公衆衛生上の観点から実施するまん延防止対策は重要な施策である。

このため、政府が示す病原体の性状等（病原性、感染性、薬剤感受性等）を踏まえたリスク評価をもとに、強化された医療提供体制においても医療がひっ迫する水準の大規模な感染拡大が生じるおそれのある場合には、特措法に基づき、必要と考えられる地域・期間等において、政府に対し、迅速にまん延防止等重点措置の要請を行う。

一方で、特措法第5条において、国民の自由と権利に制限を加える場合、その制限は新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとされていることや、まん延防止対策が社会経済活動に大きな影響を与える面があることを踏まえ、対策の効果と影響を総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性や感染性等に関する情報や、ワクチン及び治療薬の開発や普及等の状況の変化に応じて、実施しているまん延防止対策の縮小や中止等の見直しを機動的に行う。

(7) ワクチン

ワクチンの接種により、個人の感染や発症、重症化を防ぐことで、県民の健康を守るとともに、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。

そのため、県は、接種実施主体である市町村を支援し、医療機関等とともに平時から接種の具体的な体制や実施方法について準備をしておくとともに、有事における接種に当たっても、事前の計画を踏まえつつ、新型インフルエンザ等に関する新たな知見を踏まえた柔軟な運用を行う。

(8) 医療

新型インフルエンザ等が発生した場合は、全国的かつ急速にまん延し、県民の生命

及び健康に重大な影響を与えるおそれがあることから、医療の提供は、健康被害を最小限にとどめ、県民が安心して生活を送るという目的を達成する上で、不可欠な要素である。また、健康被害を最小限にとどめることは、社会経済活動への影響を最小限にとどめることにもつながる。

感染症危機において、感染症医療及び通常医療の双方の医療提供体制のひっ迫を防ぎ、滞りなく継続するために、県は予防計画に基づき、医療措置協定の締結により平時から体制整備を行うとともに、研修・訓練等を通じてこれを強化する。

感染症危機においては、通常医療との両立を念頭に置きつつ、感染症医療の提供体制を確保し、病原性や感染性等に応じて変化する状況に機動的かつ柔軟に対応することで、県民の生命及び健康を守る。

(9) 治療薬・治療法

新型インフルエンザ等が発生した場合は、全国的かつ急速にまん延し、県民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあることから、健康被害や社会経済活動への影響を最小限にとどめるうえで、治療薬・治療法が重要な役割を担っている。

このため政府は、新型インフルエンザ等の発生時に治療薬・治療法を早期に実用化できるよう、平時から、大学等の研究機関や製薬企業等の研究開発力向上のための施策を講じ、人材の育成・確保や技術の維持向上を図るとともに、治療薬の開発が必要な感染症（重点感染症）に対する情報収集・分析を行い、未知の感染症も念頭に置いた研究開発を推進することとしている。

県においても、平時における政府の研究開発や人材育成に協力するとともに、有事において医療機関へ円滑に薬剤を流通させられるよう、政府からの情報収集と、医療機関への迅速な情報共有に努める。

(10) 検査

新型インフルエンザ等の発生時における検査の目的は、患者の早期発見によるまん延防止、患者を診断し早期に治療につなげること及び流行の実態を把握することである。また、検査の適切な実施は、まん延防止対策の適切な検討・実施や、柔軟かつ機動的な対策の切替えのためにも重要である。さらに、検査が必要な者が必要なときに迅速に検査を受けることができることは、新型インフルエンザ等による個人及び社会への影響を最小限にとどめることや、感染拡大防止と社会経済活動の両立にも寄与し得る。

このため、新型インフルエンザ等の発生時に、必要な検査が円滑に実施されるよう、県は予防計画に基づき、医療機関や民間検査機関等と連携し、検査体制の備えを平時から進める。

また、有事においては、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）や検査の特

性等を踏まえたリスク評価に基づき、政府において検査実施の方針を適時かつ柔軟に変更することが見込まれるため、県は、当該政府方針の迅速な情報共有に努めるとともに、医療機関及び民間検査機関等と連携し、検査体制を柔軟に見直しながら対応する。

(11) 保健

新型インフルエンザ等の発生状況は地域によって異なるため、県は、県内各地域の感染状況や医療提供体制の状況等に応じた対策を実施し、県民の生命及び健康を保護する必要がある。その際、県民への情報提供・共有、リスクコミュニケーションを適切に行い、地域の理解や協力を得ることが重要である。

また、県は、市町村の区域を越えたまん延の防止に向け、新型インフルエンザ等の発生時における総合調整権限・指示権限の行使を想定しつつ、平時から山形県感染症対策連携協議会等の活用等を通じて主体的に対策を講ずる必要がある。

保健所及び衛生研究所は、新型インフルエンザ等の感染が拡大し、多数の患者が発生した場合には、積極的疫学調査、健康観察、検査結果の分析等の業務負荷の急増が想定される。このため県は、平時から情報収集体制や人員体制の構築、新型インフルエンザ等の発生時に優先的に取り組むべき業務の整理、ICTの活用等を通じた業務効率化・省力化を行う必要があり、政府と連携しながら体制整備に取り組む。

(12) 物資

新型インフルエンザ等が発生した場合は、全国的かつ急速にまん延するおそれがあり、感染症対策物資等の急激な利用の増加が見込まれる。感染症対策物資等の不足により、検疫、医療、検査等の円滑な実施が滞り、県民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要である。このため、感染症対策物資等が医療機関を始めとする関係機関で十分に確保されるよう、平時から備蓄等の推進や円滑な供給に向けた対策等を講ずることが重要である。

平時から医療機関等における感染症対策物資等の備蓄等を推進するとともに、感染症対策物資等の需給状況の把握や新型インフルエンザ等の発生時における生産要請等のために必要な体制を整備する。

さらに、新型インフルエンザ等の発生時の需給状況によって不足が懸念される場合等に備え、県においても一定の備蓄の確保を図る。

(13) 県民生活及び県民経済の安定の確保

新型インフルエンザ等の発生時には、県民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、県民生活及び社会経済活動に大きな影響が及ぶ可能性がある。このため県は、新型インフルエンザ等の発生時に備え、平時から、事業者や県民等に対し、必要な準備を行

うことを勧奨するとともに、指定地方公共機関等に対し、業務計画の策定等の必要な準備の呼び掛けを行う。

新型インフルエンザ等の発生時には、県は、県民生活及び社会経済活動の安定の確保に必要な対策や支援を行う。また、事業者や県民等は、平時の準備を基に、自ら事業継続や感染防止に努める。

IV 危機管理体制

1 危機管理体制の確立

(1) 新型インフルエンザ等対策本部等の設置

- 県は、新型インフルエンザ等の発生状況に応じて、「山形県新型インフルエンザ等対策本部（本部長：知事）」（以下「県対策本部」という。）、「山形県新型インフルエンザ等対策会議（議長：副知事）」（以下「対策会議」という。）を設置して全庁的な対応を行う。
- 県対策本部は、政府対策本部が設置された時点で設置するものとする。
- 県対策本部には、次の対策班を置く。

| 班名 | 主な業務 |
|------------|---|
| 総合調整班 | 県対策本部の設置運営、市町村との連絡調整、関係機関との連絡調整、各対応班の連絡調整、情報の収集伝達 |
| 広報広聴担当 | 報道機関への情報供給（記者会見、プレスリリース等）、ホームページ・SNSによる情報発信、総合相談窓口の設置運営 |
| 管理班 | 職員の罹患状況の把握・応援職員の動員確保調整、予算・議会対応、政府等関係機関への緊急要望等 |
| 感染予防対策班 | 発生状況の把握、保健・医療情報の提供、感染拡大防止策の検討 |
| 医療対策班 | 帰国者・接触者相談センターの設置、帰国者・接触者外来の設置、入院病床の確保、対応医療機関の確保等医療体制の確保、備蓄感染防護資材の供給 |
| 福祉・子育て対応班 | 社会福祉施設等・児童福祉施設等への情報提供・要請等、社会福祉施設等・児童福祉施設等への影響の把握 |
| 産業対応班 | 事業所等、興行施設等への情報提供・要請等、県内経済への影響の把握 |
| 観光・文化対応班 | 観光・文化施設等への情報提供・要請等、観光業への影響の把握 |
| 交通対応班 | 空港・港湾・公共交通機関への情報提供・要請等、公共交通機関等への影響の把握 |
| 学校・スポーツ対応班 | 学校・スポーツ関係団体等への情報提供・要請等、学校・スポーツ関係団体等への影響の把握 |

- 総合調整班には、報道機関への情報提供を一元化するため広報監を置く。
- 各総合支庁は、対策本部の設置に合わせ、「山形県新型インフルエンザ等対策本部地域支部」（以下「対策支部」という。）を設置し、対策本部と連携を図り、速やかに対策を実施する。

(2) 新型インフルエンザ等の発生に備えた危機管理体制

- 新型インフルエンザ等発生前においては、必要に応じ、「新型インフルエンザ等対策関係課長会議（議長：防災くらし安心部長(兼)危機管理監）」を開催し、情報の収集・提供、発生防止策の徹底、準備状況の把握・確認など、発生に備えた対応を行う。

(3) 関係機関との連携

- 関係部局は必要に応じ関係団体と連絡調整対策会議を開催し、協力を要請するなど対策の推進を図る。
- 医師会、医療機関、市町村、消防本部等関係機関と連携を図り、発生に備えた対策を推進する。

2 関係機関の役割

(1) 県庁

- ・ 県対策本部の設置等、対策の総合調整
- ・ 報道監の設置等、報道機関に対する情報提供
- ・ 医療体制に関する調整・整備、臨時の医療施設開設
- ・ 民間検査機関等も含めた全県の検査体制の整備
- ・ 移送体制の整備
- ・ 県民向け相談窓口（コールセンター）の開設
- ・ 宿泊療養施設の開設
- ・ 自宅療養者への支援体制の整備
- ・ 学校、事業所、社会福祉施設等との連絡調整
- ・ 集客施設、教育関係施設、公共機関等との連絡調整
- ・ 政府、各都道府県等との連絡調整
- ・ 県民への情報提供及び県民からの相談への対応、
- ・ サーベイランスを通じて得られる感染情報の収集分析、その他情報の収集発信
- ・ 県民や関係機関等とのリスクコミュニケーション
- ・ DX化の推進
- ・ 必要物資の調達
- ・ 予防接種への協力支援

(2) 総合支庁

- ・ 対策支部の設置等、管内における新型インフルエンザ等対策の総合調整
- ・ 管内の市町村及び関係機関・団体等との連絡調整

- ・ 県民からの生活相談・渡航相談への対応及び情報提供
- ・ 感染拡大時における保健所体制への支援協力

(3) 保健所

- ・ 地域住民からの健康相談等への対応及び情報提供
- ・ 医療体制に関する調整
- ・ 患者発生時における積極的疫学調査、患者の接触者・家族への対応、まん延防止対策
- ・ 感染症法に基づく入院勧告に関する対応
- ・ 移送・搬送にかかる調整
- ・ 施設等における集団感染時の対応
- ・ 自宅療養者・宿泊療養者・施設療養者の療養支援
- ・ 管内の市町村及び関係機関・団体との連絡調整
- ・ サーベイランスを通じて得られる感染情報の収集、その他情報の収集発信

(4) 衛生研究所

- ・ 検査体制整備及び国立健康危機管理研究機構との連絡調整
- ・ サーベイランスを通じて得られる感染情報の収集分析、発信

(5) 医療機関

- ・ 診療継続計画の策定
- ・ 県との医療措置協定等に基づく医療連携体制の整備
- ・ 症状を有する者に対する診断・治療
- ・ 抗インフルエンザウイルス薬等の適正使用
- ・ ワクチン接種への協力
- ・ 自宅療養者への支援への協力

(6) 市町村

- ・ 市町村新型インフルエンザ等対策本部の設置
- ・ 住民に対する広報・啓発、相談窓口の設置
- ・ 住民に対する予防接種の体制整備・実施
- ・ 学校等との連絡調整
- ・ 高齢者、障がい者世帯等要援護者に対する支援
- ・ 食料品・生活必需品等の供給計画を策定し、状況に応じ配分
- ・ 円滑な埋火葬のための体制整備
- ・ 患者発生時における調査、保健指導及びまん延防止対策への協力
- ・ 自宅療養者への支援への協力

(7) 警察

- ・ 社会の安全と治安の確保
- ・ 防疫措置実施地域における警戒活動及び周辺地域における交通規制

- ・ 医療機関等における警戒活動及び周辺における交通規制
- ・ 国際海港、検疫所及び停留場所等における警戒活動及び周辺における交通規制、並びに感染者の密入国に対する警戒活動
- ・ 多数死体取扱いに当たっての措置

(8) 消防機関

- ・ 救急患者及び新型インフルエンザ等患者の搬送
- ・ 搬送に係る医療機関、保健所との連携

(9) 指定地方公共機関

- ・ 未発生期における業務計画及び事業継続計画の策定
- ・ 発生時における新型インフルエンザ等対策の推進と事業の継続

(10) 登録事業者

- ・ 未発生期における職場の感染対策（発生時に備えた準備を含む）、重要業務の事業継続の準備、特定接種対象者数の検討・登録
- ・ 発生時における事業の継続

(11) 一般の事業者

- ・ 未発生期における職場の感染対策（発生時に備えた準備を含む）、重要業務の事業継続の準備
- ・ 発生時における一部事業の縮小
- ・ 特に多数の者が集まる事業を行う者は、感染防止のための措置の徹底

(12) 県民

- ・ 情報収集、個人レベルでの感染対策の実施
(咳エチケット、マスク着用、手洗い、換気等)
- ・ 個人レベルにおける食料品・生活必需品・常備薬等の備蓄

(1) 準備期

新型インフルエンザ等が国内外で発生し又はその疑いがある場合は、事態を的確に把握し、関係機関が一体となった取組みを推進することが重要である。そのため、あらかじめ、関係機関の役割を整理するとともに、有事の際に機能する指揮命令系統等の構築と拡張可能な組織体制の編成及び確認、それぞれの役割を実現するための人員の調整、縮小可能な業務の整理等を行う。

また、研修や訓練を通じた課題の発見や改善、練度の向上等を図るとともに、定期的な会議の開催等を通じて関係機関間の連携を強化する。

【計画策定等による体制整備・強化】

- 県、市町村及び指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等の発生に備えた行動計画の策定を行い、必要に応じ、見直していく。その際、県、市町村は、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴く。（健康福祉企画課、防災危機管理課、関係課）
- 県及び市町村は、新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員等の確保及び有事においても維持すべき業務の継続を図るため、通常業務の縮小又は停止、各課室における感染防止対策の実施、職員及び同居家族の健康状態の把握等を内容とする業務継続計画を作成・変更する。県の業務継続計画の作成にあたっては、保健所や市町村の業務継続計画との整合性にも配慮する。（各所属）
- 県は、県対策本部に関し、必要な事項を条例で定める。（防災危機管理課）
- 県は、「新型インフルエンザ等対策関係課長会議（議長：防災くらし安心部長（兼）危機管理監）」を開催し、情報の収集と提供、発生防止策の徹底、準備状況の把握と確認など、関係部局が連携し、発生に備えた対応を行う。（防災危機管理課）
- 県は、新型インフルエンザ等の発生時における全庁での対応体制の構築のため、政府の方針も踏まえ、研修や訓練等を実施するとともに、感染症対応部門と危機管理部門との連携強化や役割分担に関する調整を行う。（健康福祉企画課、防災危機管理課）
- 県、市町村、指定（地方）公共機関、医療機関等は、新型インフルエンザ等対策に携わる医療従事者や専門人材、行政職員等の養成を行う。特に県及び保健所設置市（以下「県等」という。）は、政府や国立健康危機管理研究機構（以下「J I H S」という。）が主催する研修等を積極的に活用しながら、新型インフルエンザ等対策に携わる医療従事者や専門人材、保健所や衛生研究所の人材の確保や育成に努める。

(健康福祉企画課、防災危機管理課、関係課)

【政府及び市町村等の連携の強化】

- 政府、県、市町村、指定（地方）公共機関及び医療機関は、行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報共有、連携体制の確認及び実践的な訓練を実施する。(健康福祉企画課、関係課)
- 県、市町村及び指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等の発生に備え、県内の業界団体や関連する学会等の関係機関との間で、情報交換等をはじめとした連携体制を構築する。(健康福祉企画課、防災危機管理課、関係課)
- 県は、山形県感染症対策連携協議会等を活用し、入院調整の方法や医療人材の確保、保健所体制、検査体制や検査実施の方針、情報共有の在り方等について協議するとともに、協議の結果等を踏まえ、必要に応じ予防計画等を変更する。なお、予防計画を変更する際には、特措法に基づき県等が作成する行動計画、医療法に基づく医療計画及び地域保健対策の推進に関する基本的な指針に基づく健康危機処理計画と整合性の確保を図る。(健康福祉企画課)
- 県は、特措法第2条第2号の2に規定する特定新型インフルエンザ等対策として実施する、県による事務代行や他の自治体による応援等の具体的な運用方法について、あらかじめ市町村と調整し準備を進める。(健康福祉企画課、防災危機管理課)
- 県は、感染症対策の事前の体制整備や人材確保等の観点から必要がある場合には、市町村や医療機関等に対して総合調整権限を行使し、着実に準備を進める。(健康福祉企画課、防災危機管理課)

(2) 初動期

新型インフルエンザ等が国内外で発生し又はその疑いがある場合には、事態を的確に把握するとともに、県民の生命及び健康を保護するため、緊急かつ総合的な対応を行う必要がある。そのため、準備期における検討等に基づき、必要に応じ、対策会議を開催し、県及び関係機関における対策の実施体制を強化し、初動期における新型インフルエンザ等対策を迅速に実施する。

【新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置】

- 国内外で新型インフルエンザ等が発生し、政府対策本部が設置された場合には、県は、直ちに県対策本部及び支部を設置するとともに、政府が決定する基本的対処方針に基づき、対策を協議・実施し、県内患者発生に備え準備する。併せて、市町村は、必要に応じて、対策本部を設置することを検討し準備を進める。(防災危機管理課、総合支庁)
- 県及び市町村は、必要に応じ、準備期における整理を踏まえ、必要な人員体制の

強化が可能となるよう、全庁的な対応を進める。(健康福祉企画課、防災危機管理課)

- 県及び市町村は、国内外での新型インフルエンザ等の発生を受けて政府が講じた財政支援措置の内容も踏まえ、必要に応じ、地方債の発行等による財源を検討し、所要の準備を行う。(関係課)

(3) 対応期

初動期に引き続き、病原体の性状等に応じて、国内での新型インフルエンザ等の発生から、特措法によらない基本的な感染症対策に移行し、流行状況が収束するまで、その間の病原体の変異も含め、長期間にわたる対応も想定されることから、各種対策の実施体制を持続可能なものとするのが重要である。

感染症危機の状況並びに県民生活及び県民経済の状況や、各対策の実施状況に応じて柔軟に対策の実施体制を整備し、見直すとともに、特に医療のひっ迫、病原体の変異及びワクチンや治療薬・治療法の開発・確立等の大きな状況の変化があった場合に、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることで、可能な限り早期に少ない影響で感染症危機に対応することを目指す。

【対策の実施体制】

- 対策本部及び対策支部の対策班は、的確な情報収集を実施し、県民、関係機関、事業所等に対して迅速かつ的確な情報提供を行うことにより、感染拡大防止や社会・経済機能の維持を図る。(関係課)。
- 政府が県内に新型インフルエンザ等現地対策本部を設置した時は、県はこれと連携する。(防災危機管理課、健康福祉企画課、関係課)
- 県は、保健所や衛生研究所と連携し、地域の感染状況に関して収集した情報や、政府から示されるリスク評価等を踏まえ、各地域の実情に応じた適切な新型インフルエンザ等対策を実施する。(健康福祉企画課、保健所、衛生研究所)
- 県は、新型インフルエンザ等対策に携わる職員の心身への影響を考慮し、必要な対策を講ずる。(健康福祉企画課、総務厚生課、総合支庁)
- 県は、ワクチン等による免疫の獲得、治療薬等による対応力の高まり、病原体の変異による病原性等の低下等や、新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回る等の状況に応じ、対策本部及び対策支部の体制の縮小、解除時期を検討するほか、第二波等に備え、対策本部・対策支部の実施体制及び業務継続体制について検討する。(関係課)

【県による総合調整】

- 県は、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、県、市町村及び関係指定（地方）公共機関

が実施する新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行う。(健康福祉企画課、防災危機管理課)

- 県は、感染症法に基づき、新型インフルエンザ等の発生を予防し、又はまん延を防止するため必要があると認めるときは、市町村、医療機関、民間検査機関その他の関係機関に対し、感染症法に定める入院勧告又は入院措置その他のこれらの者が実施する措置に関し必要な総合調整を行う。また、新型インフルエンザ等の発生を予防し、又はまん延を防止するため緊急の必要があると認めるときは、保健所設置市に対して、必要に応じ、感染症法に定める入院勧告又は入院措置に関する指示を行う。(健康福祉企画課)

【職員の派遣・応援への対応】

- 県は、その区域に係る特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、他の都道府県に対して応援を求める。(関係課)
- 県は、感染症対応に一定の知見があり感染者の入院等の判断や入院調整を行う医師や看護師等が不足する場合等には、必要に応じ、他の都道府県に対し応援を求める。(健康福祉企画課、医療政策課)
- 市町村は、新型インフルエンザ等のまん延によりその全部又は大部分の事務を行うことができなくなると認めるときは、県に特定新型インフルエンザ等対策の事務の代行を要請し、県は対応する。(防災危機管理課、関係課)
- 市町村は、その区域に係る特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村又は県に対して応援を求める。県は正当な理由がない限り、応援の求めに応ずるものとする。(防災危機管理課、関係課)

【必要な財政上の措置】

- 県及び市町村は、政府からの財政支援を有効に活用するとともに、必要に応じ、地方債の発行等により、対策に要する財源を確保する。(関係課)

【まん延防止等重点措置】

- 県は、政府対策本部が、特措法に基づき本県を区域に含むまん延防止等重点措置を公示した場合は、政府の基本的対処方針等に基づき、必要な対策を実施する。(関係課)
- 県は、新型インフルエンザ等の拡大状況や医療のひっ迫状況等を踏まえ必要があると判断した場合は、政府に対し、本県を区域に含むまん延防止等重点措置を公示するよう要請する。(防災危機管理課)
- 県は、まん延防止等重点措置として、営業時間の変更その他の必要な措置を講ずる要請又は命令を行うに当たっては、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を

有する者その他の学識経験者の意見を聴く。(健康福祉企画課、防災危機管理課)

【緊急事態宣言】

- 県は、政府が県域において緊急事態宣言を行ったときは、基本的対処方針及び県行動計画に基づき、必要な対策を実施する。また、措置に伴い、県民生活及び県民経済の安定が損なわれないよう、対策を講ずるために指定（地方）公共機関等と必要な連携を行う。（関係課）
- 市町村は、緊急事態宣言がなされた場合、速やかに市町村対策本部を設置する。また、当該市町村の区域に係る緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行う。
- 県は、感染の拡大による業務ひっ迫等の事情により、基本的対処方針に基づく緊急事態措置を行うことができなくなった場合においては、特措法の規定に基づき、他の地方公共団体による代行、応援等の措置の要請を行う。（防災危機管理課）
- 県は、政府が緊急事態宣言を解除した場合、基本的対処方針に基づき、対策を縮小・中止するとともに、これまでの各段階における対策に関する評価を行い、必要に応じ、行動計画の見直しを行う。（関係課）
- 県は、政府対策本部が廃止された時は、速やかに県対策本部を廃止する。（防災危機管理課）

(1) 準備期

感染症危機管理において、新型インフルエンザ等による公衆衛生上のリスクの把握や評価、感染症予防や平時の準備、新型インフルエンザ等の発生の早期探知、発生後の対応等の新型インフルエンザ等対策の決定を行ううえでは、情報収集・分析が重要な基礎となる。

政府では、感染症インテリジェンスの取組みとして、利用可能なあらゆる情報源から体系的かつ包括的に感染症に関する情報を収集・分析しリスク評価を行い、政策上の意思決定及び実務上の判断に資する情報を提供することとしており、県においても、感染対策に有用な情報を収集できるよう、平時から体制を整備する。

【実施体制】

- 県等は、有事に備え、積極的疫学調査や臨床研究に資する情報の収集について、情報共有のためのICTプラットフォームの整備などICTの活用の検討も含め、平時から体制を整備する。(健康福祉企画課)

【訓練】

- 県は、政府等とも連携し、新型インフルエンザ等の発生を想定した訓練等を通じて、情報収集・分析の実施体制の運用状況等の確認を行う。(健康福祉企画課)

(2) 初動期

初動期には、新たな感染症の特徴や病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)に関する情報の収集・分析及びリスク評価を迅速に行う必要がある。

政府等から示された、新たな感染症に関する情報や初期段階でのリスク評価を速やかに収集し、県民等に対し迅速に情報提供を行う。

【情報収集・分析に基づくリスク評価】

- 県等は、政府及びJ I H Sが行う情報収集・分析に基づくリスク評価等を踏まえ、医療提供体制、検査体制、保健所等の各体制について、速やかに有事の体制に移行することを判断するとともに、必要な準備を行う。(健康福祉企画課、保健所、衛生研究所)

【情報収集・分析から得られた情報や対策の共有】

- 県は、新たな感染症について政府等から提供された情報や対策について、県民等に迅速に提供・共有する。(健康福祉企画課、防災危機管理課)

(3) 対応期

新型インフルエンザ等の発生状況に応じ、感染拡大防止と県民生活及び県民経済との両立を見据えた対策の柔軟かつ機動的な切替え等の意思決定に資するよう、政府によるリスク評価等の情報を迅速に把握し、各種施策に反映するとともに、県民にわかりやすく提供する。

特に対応期には、まん延防止等重点措置の要請判断にもつながる可能性があることから、医療提供体制や人流等の感染症のリスクに関する情報、県民生活及び県民経済に関する情報や社会的影響等について、情報収集・分析を強化する。

【情報収集・分析に基づくリスク評価】

○ 県等は、政府及びJ I H Sが実施する、新型インフルエンザ等の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）や、国内での発生状況、臨床像等に関する分析、積極的疫学調査等により得られた結果等の情報収集・分析等を踏まえ、政策上の意思決定や実務上の判断の必要性に応じて、当該感染症の感染性や、疾患としての重症度、医療・社会への影響等の分析を行い、各種対策に反映する。（関係課）

【リスク評価に基づく情報収集・分析手法の検討及び実施】

○ 県等は、政府がリスク評価に基づき示す方針も踏まえながら、地域の実情に応じて積極的疫学調査等の対象範囲や調査項目を見直す。（健康福祉企画課、保健所）

○ 県は、政府から提供される、まん延防止等重点措置や緊急事態措置の実施等に関する分析結果について、県民に分かりやすく情報を提供・共有する。（防災危機管理課、健康福祉企画課）

【情報収集・分析から得られた情報や対策の共有】

○ 県は、政府から提供を受けた、国内外からの情報収集・分析から得られた情報や対策について、県民に迅速に提供・共有する。（防災危機管理課、健康福祉企画課）

(1) 準備期

政府行動計画における「サーベイランス」とは、感染症の予防と対策に迅速に還元するため、新型インフルエンザ等の発生時における患者の発生動向や海外からの病原体の流入等について、体系的かつ統一的な手法により、持続的かつ重層的に収集・分析を行う取組み等をいう。

感染症有事に、発生 of 早期探知を行い、情報収集・分析及びリスク評価を迅速に行うことが重要である。そのためには、平時から感染症サーベイランスの実施体制を構築し、システム等を整備することが必要である。

このため、平時から感染症サーベイランスシステムやあらゆる情報源の活用により、感染症の異常な発生を早期に探知するとともに、各地域の新型インフルエンザ等の発生状況、患者の発生動向の推移、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、臨床像等の情報を収集する。これらの情報を踏まえ、リスク評価や感染症危機管理上の意思決定につなげる。

【平時に行う感染症サーベイランス】

- 県等は、平時から、季節性インフルエンザや新型コロナ等の急性呼吸器感染症について、定点医療機関における患者の発生動向や入院患者の発生動向等の複数の情報源をもとに、発生動向に十分注意を払い、異常兆候の早期把握に努める。（健康福祉企画課、保健所、衛生研究所）
- 県は、学校・施設等サーベイランス（インフルエンザ様疾患の集団発生報告）について注視する。（健康福祉企画課、保健所、高等教育政策・学事文書課、教育局関係課）
- 県等は、政府やJ I H S等と連携し、指定届出機関からインフルエンザ患者の検体を入手し、インフルエンザウイルスの型・亜型、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）を平時から把握するとともに、感染症サーベイランスシステムを活用し、発生状況について共有する。（健康福祉企画課、保健所、衛生研究所）
- 県等は、ワンヘルス・アプローチの考え方にに基づき、関係機関と連携のうえ、鳥インフルエンザ等の人畜共通インフルエンザの発生を監視するとともに、医療機関から感染したおそれのある者について保健所に情報提供があった場合には、関係者間で情報共有を速やかに行う体制を整備する。（健康福祉企画課、畜産振興課、保健所、総合支庁家畜保健衛生課）
- 鳥インフルエンザ（H5N1、H7N9）（2類感染症）やその他の鳥インフルエンザ（H5N1、H7N9を除く）（4類感染症）については、感染症法に基づき、

医師からの届出により全数把握する。(健康福祉企画課、保健所、衛生研究所)

- 家きん等におけるインフルエンザのサーベイランスによる監視体制をとるとともに、家きん飼養者からの異常家きんの早期発見・早期通報を徹底する。(畜産振興課)
- 同一地点で多数の野鳥の死亡が発見された場合は、「高病原性鳥インフルエンザが疑われる死亡野鳥に係る対応マニュアル」に基づき、死骸を回収して検査する。(みどり自然課、総合支庁環境課、総合支庁家畜保健衛生課)
- 鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等に関する国内外の情報を平時から収集する。(健康福祉企画課、防災危機管理課)

【分析結果の共有】

- 県は、政府や J I H S 等から、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、ゲノム情報、臨床像等の情報等のサーベイランスの分析結果があった場合は、分析結果に基づく正確な情報を県民等に分かりやすく提供・共有する。
(健康福祉企画課)

(2) 初動期

国内外における感染症有事（疑い事案を含む）の発生の際に、発生初期の段階から各地域の感染症の発生状況や発生動向の推移を迅速かつ的確に把握し、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、臨床像等に関する情報の収集を迅速に行う必要がある。

初動期では、感染症サーベイランスの実施体制を強化し、早期に探知された新型インフルエンザ等に関する情報の確認を行い、リスク評価や感染症危機管理上の意思決定につなげる。

【有事の感染症サーベイランスの開始】

- 県は、政府、J I H S 及び関係機関と連携し、準備期から実施している感染症サーベイランスを継続するとともに、新たな感染症の発生を探知した場合には、政府が示す疑似症の症例定義に基づき、当該感染症に対する疑似症サーベイランスを速やかに開始する。

また、政府等による患者発生サーベイランス等の強化に協力し、患者の発生動向等の迅速かつ的確な把握に努める。

また、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、臨床像や治療効果、県民の抗体保有状況等の必要な知見を得るため、政府の方針に基づき、入院者数や重症者数の収集（入院サーベイランス）及び病原体ゲノムサーベイランスを行う等、有事の感染症サーベイランスを開始する。

新型インフルエンザ等に感染したおそれのある者から採取した検体について、衛

生研究所において亜型等の同定を行ったうえで、J I H Sに確認を求める。(健康福祉企画課、保健所、衛生研究所)

- 感染拡大を早期に探知するため、インフルエンザ様疾患集団発生の監視対象を専門学校や大学等にも拡大するなど、学校・施設等サーベイランスを強化する。(健康福祉企画課、保健所、衛生研究所)

(3) 対応期

強化された有事の感染症サーベイランスの実施体制により、各地域の新型インフルエンザ等の発生状況や発生動向の推移、感染症の特徴や病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)、臨床像や治療効果、県民の抗体保有状況等に関する情報を収集し、リスク評価や感染症危機管理上の意思決定につなげる。

また、新型インフルエンザ等の発生状況に応じ、政府の方針に基づき、適切な感染症サーベイランスの実施体制の検討や見直しを行う。

【有事の感染症サーベイランスへの対応】

- 県等は、政府及びJ I H Sと連携し、県内の新型インフルエンザ等の発生状況や発生動向の推移、感染症の特徴や病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)、臨床像等について、流行状況に応じたサーベイランスを実施する。(健康福祉企画課、保健所、衛生研究所)
- 県等は、インフルエンザ様疾患集団発生の監視対象を拡大した学校・施設等サーベイランスを継続する。(健康福祉企画課、保健所、衛生研究所)
- 県等は、政府が実施する感染症サーベイランスのほか、必要に応じ、地域の感染動向等に応じて、独自に判断して感染症サーベイランスを実施する。(健康福祉企画課、保健所、衛生研究所)

【感染症サーベイランスから得られた情報の共有】

- 県は、政府及びJ I H Sによる方針に基づき、感染症サーベイランスにより県内の新型インフルエンザ等の発生状況等を迅速に把握するとともに、感染症の特徴や病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)、ゲノム情報、臨床像等の情報について、県民に対し迅速に提供・共有する。

特に、新型インフルエンザ等対策の強化又は緩和を行う場合等の対応においては、リスク評価に基づく情報を共有し、各種対策への理解・協力を得るため、可能な限り政府が示す科学的根拠に基づいて県民等に分かりやすく情報を提供・共有する。

(健康福祉企画課、防災危機管理課)

【感染状況に応じた対応】

- 県内での患者発生が増加し、患者の感染経路等が疫学調査で追えなくなるなど、帰国者・接触者外来を指定しての診療体制から一般の医療機関（協定締結医療機関）でも診療する体制へと変更した際（まん延期の段階）には、全数把握調査を中止し、通常のサーベイランス（インフルエンザ定点医療機関からの週報）に戻すことを検討する。
- インフルエンザ様疾患の集団発生の監視（学校・施設等サーベイランス）は、季節性インフルエンザの流行時と同様の対応に戻す。（健康福祉企画課、保健所、衛生研究所）
- 感染症サーベイランスは、県内の患者数が増加した段階で、入院患者等の重症例に限定してウイルスの亜型や抗インフルエンザウイルス薬等に対する感受性の検査等を行う体制に変更する。
- インフルエンザ様疾患の集団発生の監視（学校・施設等サーベイランス）は、季節性インフルエンザの流行時と同様の方式で行う。（健康福祉企画課、保健所、衛生研究所）
- 感染症サーベイランスは、入院患者等の重症例に限定してウイルスの亜型や抗インフルエンザウイルス薬等に対する感受性の検査等を行うなど、優先度を考慮して実施する。（衛生研究所）
- 感染症が小康状態に入った場合、通常のサーベイランス（インフルエンザ定点医療機関からの週報）を実施する。（健康福祉企画課、保健所、衛生研究所）
- 感染の再拡大を早期に探知するため、インフルエンザ様疾患の集団発生の監視（学校・施設等サーベイランス）を、季節性インフルエンザの流行時と同様の方式で行う。

(1) 準備期

感染症危機において、対策を効果的に行うためには、県民、市町村、医療機関、事業者等とのリスク情報とその見方の共有等を通じて、県民が適切に判断・行動できるようにすることが重要である。このため、政府においては、平時から、国民等の感染症に対する意識を把握し、感染症危機に対する理解を深めるとともに、リスクコミュニケーションの在り方を整理し、体制整備や取組みを進めることとしている。

県においても、県民が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、平時から普及啓発を含め、感染症対策等について適時に必要な情報提供・共有を行い、感染症に関するリテラシーを高めるとともに、県や政府による情報提供・共有に対する認知度・信頼度の一層の向上を図る。

また、新型インフルエンザ等が発生した際の円滑な情報提供・共有、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションができるよう、発生状況に応じた県民への情報提供・共有の項目や手段、情報の受取手の反応や必要としている情報を把握し、更なる情報提供・共有に活かす方法等について整理し、あらかじめ定める。

【新型インフルエンザ等の発生前における県民への情報提供・共有】

- 県等は、政府から提供された情報や媒体を活用しながら、県民に対して平時から感染症対策等に関する情報提供・共有を行う。

また、県民への情報提供・共有方法や、各種情報に関する相談窓口設置等の県民からの相談体制の整備方法、リスクコミュニケーションの在り方等について、あらかじめ検討を行い、有事に速やかに感染症情報の県民への情報提供・共有体制を構築できるようにする。(健康福祉企画課、保健所、防災危機管理課)

- 県等は市町村と連携し、高齢者、子ども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等の情報提供・共有に当たって配慮が必要な者に対しても、有事に適時適切に情報提供・共有ができるよう、平時における感染症情報の共有においても適切に配慮する。(関係課)
- 県は平時から、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することを念頭に、感染症に関する基本的な情報、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）、感染症の発生状況等の情報、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等その対策等について、県民の理解を深めるため、各種媒体を利用し、継続的かつ適時に、分かりやすい情報提供・共有を行う。(関係課)
- 保育施設や学校、職場等は、集団感染の発生により地域における感染拡大の起点

となりやすいことや、高齢者施設等は重症化リスクが高いと考えられる者の集団感染が発生するおそれがあることから、県は、市町村や教育委員会等と連携し、感染症や公衆衛生対策について丁寧に情報提供・共有を行う。

また、学校教育の現場を始め、子どもに対する分かりやすい情報提供・共有を行う。(関係課)

- 感染症発生動向調査により、インフルエンザをはじめとする各種感染症の発生動向(定点報告)について、「山形県感染症発生情報」により情報提供を行う。(健康福祉企画課、衛生研究所、保健所)
- 保健所は、衛生研究所と連携し、感染症対策に必要な情報の収集を行い、地域における総合的な感染症の情報の発信拠点として、感染症についての情報提供・共有や相談等のリスクコミュニケーションを行う。(保健所、衛生研究所)

【偏見・差別等に関する啓発】

- 県等は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等、感染症対策の妨げにもなること等について啓発する。(健康福祉企画課、地域福祉推進課)

【新型インフルエンザ等の発生時を見据えた情報提供・共有体制の整備等】

- 県は、新型インフルエンザ等の発生時に備え、県民に情報提供・共有を迅速、円滑に行うことができるよう、政府等の方針も踏まえ、あらかじめ双方向の情報提供・共有の在り方を整理するとともに、県民等が必要とする情報を把握し、更なる情報提供・共有に活かす方法等を整理する。(健康福祉企画課、防災危機管理課、保健所)
- 県は、新型インフルエンザ等の県内発生時に実施するプレスリリースや記者会見等について、県民の冷静かつ的確な行動に結び付けられるよう、感染状況に応じた公表方法等の在り方を平時から検討する。(健康福祉企画課、防災危機管理課)
- 県は、国からの要請を受けて、相談窓口を設置する準備を進める。(防災危機管理課、健康福祉企画課、保健所)

(2) 初動期

新型インフルエンザ等の発生又は発生の疑いを踏まえ、感染拡大に備えて、県民に新型インフルエンザ等の特性や対策等についての状況に応じた的確な情報提供・共有を行い、準備を促す必要がある。

具体的には、県民が、可能な限り適切に判断・行動できるよう、科学的根拠等に基づき政府等が示す正確な情報について、当該感染症に関する全体像が分かるよう、迅速に分かりやすく提供・共有する。

その際、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを行うよう努める。また、感染者等に対する偏見・差別等は許されず、感染症対策の妨げにもなること等について情報提供・共有するとともに、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、県民の不安の解消等に努める。

【迅速かつ一体的な情報提供・共有】

- 県は、政府やJ I H Sから提供される、新型インフルエンザ等の特性、国内外における発生状況、有効な感染防止対策等の情報に関して、県民が受け取る媒体やその受け止め方が千差万別であることを前提に、準備期にあらかじめ検討した方法等を踏まえ、利用可能なあらゆる情報媒体を活用し、迅速かつ一体的に情報提供・共有を行う。

その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することを含めて、行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応を促すメッセージを発出するよう努める。

また、県民が必要な情報を入手できるよう、高齢者、子ども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法での情報提供・共有を行う。(防災危機管理課、健康福祉企画課)

- 県は、県民の情報収集の利便性向上のため、庁内関係部門、政府、指定地方公共機関の情報等を集約の上、一元的に総覧できるウェブサイトを立ち上げる。(防災危機管理課、健康福祉企画課)
- 県は、新型インフルエンザ等の発生状況等に関して政府が示す公表基準等に基づき、個人情報やプライバシーの保護に留意しつつ、感染症対策に必要な情報提供・共有を行う。(健康福祉企画課)
- 県は、政府から示される症例定義、診断、治療に係る方針について、医療機関等に周知する。(健康福祉企画課、保健所、医療政策課)
- 県は市町村に対し、住民への情報提供に努めるよう要請する。特に、将来的な感染症の拡大・まん延を見据え、慢性疾患患者の定期薬の長期処方やオンラインやFAX処方等の受診方法があることを周知するよう要請する。(健康福祉企画課)

【情報提供・共有体制の構築等】

- 県等は、政府が設置した情報提供・共有のためのホームページ等の県民への周知、Q&Aの公表、県民向けの相談窓口の設置等を通じて、県民に対する速やかな情報提供・共有体制を構築するとともに、双方向的にコミュニケーションを行い、リスク情報とその見方や対策の意義を共有する。(健康福祉企画課、防災危機管理課)
- 県は、国からの要請を受けて、相談窓口を設置する。(防災危機管理課、健康福祉

企画課、保健所)

【偏見・差別等や偽・誤情報への対応】

- 県は、準備期に引き続き、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等感染症対策の妨げにもなること等について、感染状況等を踏まえつつ、適切に情報提供・共有する。

また、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を提供・共有することにより、県民が偽・誤情報に惑わされず、正しい情報を円滑に入手できるよう、適切に対処する。(健康福祉企画課、地域福祉推進課)

(3) 対応期

感染症危機において、対策を効果的に行うためには、リスク情報とその見方の共有等を通じて、県民が適切に判断や行動できるようにすることが重要である。このため、県は、県民の関心事項等を踏まえつつ、対策に対する県民の理解を深め、リスク低減のパートナーとして、適切な行動につながるよう促す必要がある。

具体的には、県民が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、県民の関心事項等を踏まえつつ、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報について、迅速に分かりやすく提供・共有する。

【迅速かつ一体的な情報提供・共有】

- 県等は、県民が情報を受け取る媒体やその受け止めは千差万別であることを前提に、準備期にあらかじめ定めた方法等を踏まえ、利用可能なあらゆる情報媒体を整備・活用し、上記の情報について、迅速かつ一体的に情報提供・共有を行う。

その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することを含めて、行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応を促すメッセージを発出するよう努める。

また、県民が必要な情報を入手できるよう、市町村と連携し、高齢者、子ども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法での情報提供・共有を行う。(関係課)

- 県は、県民の情報収集の利便性向上のため、初動期に立ち上げた各種情報を一元的に総覧できるウェブサイトについて、感染状況の変化や、政府や県等における対応の切替え等を踏まえ、県民に必要な最新情報を迅速に更新する。(防災危機管理課、健康福祉企画課)
- 県は、準備期にあらかじめ整理した情報提供・共有の在り方を踏まえ、情報提供・共有を行う。(防災危機管理課、健康福祉企画課)

- 県は、新型インフルエンザ等の発生状況等に関して政府が示す公表基準等も踏まえ、個人情報やプライバシーの保護に留意しつつ、感染症対策に必要な情報提供・共有を行う。(健康福祉企画課)
- 政府から示される新型インフルエンザ等の診断、治療に資する情報について、医療機関等に周知する。(健康福祉企画課、医療政策課、保健所)
- 市町村に対し、住民への情報提供を強化するよう要請する。また、地域内の新型インフルエンザ等の発生状況や地域内で今後実施される対策に係る情報、地域内の公共交通機関の運行状況等について情報提供するとともに、相談窓口や帰国者・接触者外来、医療体制等について周知するよう要請する。(防災危機管理課、健康福祉企画課)

【偏見・差別等や偽・誤情報への対応】

- 県は、初動期に引き続き、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等感染症対策の妨げにもなること等について、その状況等を踏まえつつ、適切に情報提供・共有するとともに、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を提供・共有することにより、県民が偽・誤情報に惑わされず、正しい情報を円滑に入手できるよう、適切に対処する。(健康福祉企画課、地域福祉推進課)

【政府のリスク評価に基づく情報提供方針の見直し】

県は、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等の状況に応じ、政府が示すリスク評価等も踏まえ、以下のとおり対応する。

① 封じ込めを念頭に対応する時期

- 国内での新型インフルエンザ等の発生の初期段階には、封じ込めを念頭に、感染拡大防止を徹底する。その際、県民の感染拡大防止措置に対する理解・協力を得るため、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等について限られた知見しか把握していない場合は、その旨を含め、政策判断の根拠を丁寧に情報提供する。

また、県民の不安が高まり、感染者等に対する偏見・差別等が助長される可能性があることから、偏見・差別等が許されないことや感染症対策の妨げにもなること、また、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与すること、政府や県が不要不急の外出や都道府県間の移動等の自粛を求める際には、それらの行動制限が早期の感染拡大防止に必要なものであること、事業者においても速やかな感染拡大防止対策の取組みが早期の感染拡大防止に必要であること等について、可能な限り、政府の示す科学的根拠等に基づき分かりやすく

情報提供を行う。(健康福祉企画課、防災危機管理課)

② 病原体の性状等に応じて対応する時期

○ 政府が示す、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を踏まえたリスク評価の分類に基づき、感染拡大防止措置等が見直される場合は、従前からの変更点や変更理由等を含め、分かりやすく説明を行う。(健康福祉企画課、防災危機管理課)

○ 子どもや若者、高齢者等、特定層が重症化しやすい特徴を有する場合には、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を踏まえたリスク評価や影響の大きい年齢層に応じて、特措法に基づく措置の強度や協力要請の方法が異なり得ることから、当該対策を実施する理由等について、可能な限り科学的根拠等に基づいて分かりやすく情報提供を行う。

その際、特に影響の大きい年齢層に対し、リスク情報とその見方の共有等を通じ、当該対策について理解・協力を得られるよう、丁寧な情報提供に努める。(健康福祉企画課、防災危機管理課)

③ 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

○ ワクチン等により免疫の獲得が進むこと、病原体の変異により病原性や感染性等が低下すること及び新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回ることにより、特措法によらない基本的な感染症対策へと移行していく段階では、平時への移行に伴い留意すべき点（医療提供体制や感染対策の見直し等）について、丁寧に情報提供を行う。

また、個人の判断に委ねる感染症対策に移行することに不安を感じる層がいることが考えられるため、リスク情報とその見方の共有等を通じ、当該対策について理解・協力が得られるよう努める。(健康福祉企画課、防災危機管理課)

(1) 準備期

【検疫に係る連携体制の構築】

- 県は、検疫所と連携し、県内空港や港湾における渡航者等による新型インフルエンザ等の発生に備えた連絡調整体制を平時から整理する。(健康福祉企画課、保健所)
- 県は、検疫所、医療機関、空港・港湾その他関係機関と連携し、渡航者等による新型インフルエンザの発生を想定した訓練を実施する。(健康福祉企画課、保健所)

(2) 初動期、対応期

【発生時における対応】

- 県は、県内空港において新型インフルエンザ等の患者（疑い含む）が発生した場合、準備期に整理・訓練した対応に基づき、関係機関と連携のうえ、円滑な患者の移送・入院等の措置を図る。(健康福祉企画課、保健所)

【健康監視の実施】

- 県等は、検疫所から新型インフルエンザ等の患者等に関する通知があったときは、保健所において、新型インフルエンザ等に感染したおそれのある居宅等待機者等に対して健康監視を実施する。(健康福祉企画課、保健所)
- 県等は、検疫所から通知があった際に行う健康監視について、県等の体制やまん延防止等のため必要な場合は、政府に対し、県等に代わっての健康監視を要請する。(健康福祉企画課)

(1) 準備期

新型インフルエンザ等の発生時において、医療措置協定により確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大のスピードやピークを抑制することで、県民の生命及び健康を保護する。このため、対策の実施等に当たり参考とする必要のある指標やデータ等について、政府が示す指標等も含め、平時から整理する。

また、有事におけるまん延防止対策への協力を得るとともに、まん延防止対策による社会的影響を緩和するため、県民や事業者の理解促進に取り組む。

【新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に備えた理解や準備の促進等】

- 県は、新型インフルエンザ等対策として想定される対策の内容やその意義について、平時から周知広報を行う。

その際、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、県民の生命及び健康を保護するためには県民一人一人の感染対策への協力が重要であることや、実践的な訓練等を行うことの必要性について理解促進を図る。(健康福祉企画課)

- 県、市町村及び学校等は、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策について、平時から普及を図る。

また、自らの感染が疑われる場合、相談窓口に連絡し指示を仰ぐことや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うこと等の有事の対応等について、平時から理解促進を図る。(健康福祉企画課、関係課)

- 県は、まん延防止等重点措置による休業要請や、緊急事態措置による不要不急の外出の自粛要請及び施設の使用制限の要請等、新型インフルエンザ等の発生時に実施され得る個人や事業者におけるまん延防止対策について、平時から県民の理解促進を図る。(健康福祉企画課)

- 新型インフルエンザ等と通常のインフルエンザ等の発熱性疾患とは区別がつきにくいことや、基礎疾患により重症化のリスクが高い場合には、県及び市町村は、平時から、通常の子種接種が重要である旨周知する。(健康福祉企画課、保健所)

- 新型インフルエンザ等が発生した場合、食料品や生活必需品の流通、物流に影響が出ることも予想されることから、県は市町村と連携して、災害時と同様の食料品・生活必需品等の備蓄を促進する。特に、流行時に品切れが予想される不織布マスクは、家族分を考慮した一定量の備蓄を推奨する。(健康福祉企画課、保健所)

【学校に係る対応】

- 新型インフルエンザ等に関する情報提供、国内外・県内における通常のインフルエンザの流行状況の情報提供、咳エチケット、マスク着用、手洗い、換気等一次予防の徹底を周知する。(高等教育政策・学事文書課、教育局関係課、関係課)
- 新型インフルエンザ等流行時、通常のインフルエンザ等の発熱性疾患は区別が付きにくいことから、通常のインフルエンザワクチンの予防接種が重要である旨周知する。(高等教育政策・学事文書課、教育局関係課、関係課)
- 発生早期から長期の学校休業措置やオンライン授業の実施が想定されることから、休業期間における教育・管理体制の検討や、オンライン授業の環境整備を行うよう要請する。また、学校等の休業の要請等の対策について周知を図る。(高等教育政策・学事文書課、教育局関係課、関係課)
- 学校において家きんを飼養している場合は、野鳥との接触回避や異常死があった場合の報告を要請する。(高等教育政策・学事文書課、教育局関係課、畜産振興課他関係課)

【事業者に係る対応】

- 新型インフルエンザ等に関する情報提供、国内外・県内における通常のインフルエンザの流行状況の情報提供、咳エチケット、マスク着用、手洗い、換気等一次予防の徹底を周知する。(関係課⇒事業者団体⇒事業所)
- 通常のインフルエンザと新型インフルエンザ等が同時に流行することに備え、医療機関への負荷軽減を図るため、通常のインフルエンザワクチンの予防接種が重要である旨周知する。(関係課⇒事業者団体⇒事業所)

【社会福祉施設に係る対応】

- 県は、平時から医療機関の専門家等と連携し、高齢者施設や障がい者施設等における集団感染に備えたゾーニング等の感染対策の助言を行うことができる体制を確保するとともに、施設内発生時の対応力を強化するための研修や訓練を実施する。
(健康福祉企画課、保健所、社会福祉施設所管課)
- 新型インフルエンザ等に関する情報提供、国内外・県内における通常のインフルエンザの流行状況の情報提供、咳エチケット、マスク着用、手洗い、換気等一次予防の徹底を周知する。(健康福祉部関係課、しあわせ子育て応援部関係課)
- 通常のインフルエンザと新型インフルエンザ等が同時に流行することに備え、医療機関への負荷軽減を図るため、通常のインフルエンザワクチンの予防接種について理解してもらうよう周知する。(健康福祉部関係課、しあわせ子育て応援部関係課)
- 施設における感染防止策、まん延期に入所者や職員等が複数発症した場合の、業務継続等管理体制を整備するよう要請する。(健康福祉部関係課、しあわせ子育て応援部関係課)

- 家きんを飼養している場合の野鳥との接触回避、異常死があった場合の報告を要請する。(健康福祉部関係課、しあわせ子育て応援部関係課、畜産振興課)

【興行施設、商業施設、公共機関、公共施設に係る対応】

- 新型インフルエンザ等に関する情報提供、国内外・県内における通常のインフルエンザの流行状況の情報提供、咳エチケット、マスク着用、手洗い、換気等一次予防の徹底を周知する。また、施設の使用制限の要請等の対策について周知を図る。
(関係課⇒事業者団体⇒施設等)
- 公共機関・公共施設においては、感染防止に関して利用者に協力を呼びかける掲示や案内、利用を抑制する措置等の準備をする。(関係課⇒施設等)

【高齢者・障がい者世帯等に係る対応】

- 県は市町村に対し、自治会等と連携して、独居又は夫婦のみで生活する高齢者の世帯、障がい者の世帯など新型インフルエンザ等の流行により孤立し、生活に支障を来すおそれのある世帯の把握に努め、発生後速やかに必要な生活支援（見回り、食料提供等）ができるよう、検討を要請する。(健康福祉部関係課)
- 県は市町村に対し、在宅介護を受ける要介護者に一定の介護が提供されるように、介護サービス事業者等と連携を図るよう要請する。(健康福祉部関係課)
- 県は市町村を通じ、通常のインフルエンザと新型インフルエンザ等とが同時に流行することに備え、医療機関への負荷軽減を図るため、通常のインフルエンザワクチンの予防接種が重要である旨周知する。(健康福祉部関係課⇒市町村⇒対象者)

【旅行者、駐在員に係る対応】

- 県は、海外渡航予定者に対し、政府の感染症危機情報に基づいて鳥インフルエンザ、新型インフルエンザ及び通常のインフルエンザ等の流行状況に関する情報提供と、渡航先での咳エチケット、マスク着用、手洗い、換気等一次予防の徹底を要請する。(多文化共生・国際交流推進課、観光交流拡大課)
- 海外進出企業においては、日ごろから外務省や在外公館等から出される海外感染症発生状況等の情報収集に努め、現地で新型インフルエンザ等が発生した場合の、事業継続等の検討を要請する。(産業労働部関係課⇒事業者団体⇒事業所)

【野鳥関係に係る対応】

- 県は狩猟団体に対し、狩猟捕獲した鳥類を解体する際は、手袋等を着用するなど衛生的に処理し、鳥インフルエンザの感染防止に努めるよう周知する。(みどり自然課)
- 県は、死亡野鳥の簡易検査が陽性となった場合、県民に対して野鳥の取扱いにつ

いての注意喚起を行う。(みどり自然課)

- 県は、死亡野鳥から高病原性鳥インフルエンザウイルスが検出された場合、発生場所の消毒、立入規制、周辺住民への注意喚起や、当該死亡野鳥に接触した者等の情報収集と健康調査・監視を行う。(総合支庁、保健所)

(2) 初動期

新型インフルエンザ等の発生時に、まん延防止対策の適切かつ迅速な実施により感染拡大のスピードやピークを抑制し、医療提供体制等の整備を図るための時間を確保するとともに、ピーク時の受診患者数や入院患者数等を減少させ、確保された医療提供体制で対応可能となるようにする。このため、県内でのまん延の防止やまん延時に迅速な対応がとれるよう準備等を行う。

【国内でのまん延防止対策の準備】

- 政府及び県等は、相互に連携し、県内における新型インフルエンザ等の患者の発生に備え、感染症法に基づく患者への対応(入院勧告・措置等)や患者の同居者等の濃厚接触者への対応(外出自粛要請、健康観察の実施、有症時の対応指導等)の確認を進める。

また、検疫所から新型インフルエンザ等に感染した疑いのある帰国者等に関する情報の通知を受けた場合は、政府と連携し対応する。(健康福祉企画課、保健所)

- 県は市町村と連携し、新型インフルエンザ等に関する情報提供、国内外・県内における通常のインフルエンザの流行状況の情報提供、咳エチケット、マスク着用、手洗い、換気等一次予防の徹底を周知する。また、まん延時の外出による感染の機会を減らすため、十分な食料品や生活必需品を準備するよう要請する。(防災危機管理課、健康福祉企画課、保健所)

【学校に係る対応】

- 新型インフルエンザ等に関する情報提供、国内外・県内における通常のインフルエンザの流行状況の情報提供、咳エチケット、マスク着用、手洗い、換気等一次予防の徹底を周知する。(高等教育政策・学事文書課、教育局関係課、関係課)
- 長期の学校休業措置に備え、休業期間における教育・管理体制の確認と実施準備の要請をする。また、学校等の休業の要請等の対策について周知を図る。(高等教育政策・学事文書課、教育局関係課、関係課)
- 新型インフルエンザ等発生地域への渡航自粛を要請する。(高等教育政策・学事文書課、教育局関係課、関係課)
- 県内の各学校等に対し、発生国に留学等している在籍者への感染予防のための注意喚起、発生国において感染が疑われた場合の対応等について周知を要請する。(高

【事業者に係る対応】

- 新型インフルエンザ等に関する情報提供、国内外・県内における通常のインフルエンザの流行状況の情報提供、咳エチケット、マスク着用、手洗い、換気等一次予防の徹底を周知する。(関係課⇒事業者団体⇒事業所)
- 県は、職場における感染防止策、重要業務の継続や不要不急の業務の縮小について計画を確認するよう要請する。(関係課⇒事業者団体⇒事業所)
- 県は、新型インフルエンザ等発生地域への渡航自粛を要請する。(関係課⇒事業者団体⇒事業所)

【社会福祉施設に係る対応】

- 新型インフルエンザ等に関する情報提供、国内外・県内における通常のインフルエンザの流行状況の情報提供、咳エチケット、マスク着用、手洗い、換気等一次予防の徹底を周知する。(健康福祉部関係課、しあわせ子育て応援部関係課)
- 県は、準備期の整理に基づき、高齢者施設や障がい者施設等における集団感染に備え、医療機関の専門家等による現地での指導・助言体制について準備する。(健康福祉企画課、保健所)
- 県は、施設における感染防止策、まん延期に入所者や職員が複数発症した場合の業務継続等の管理体制の確認を行うよう要請する。(健康福祉部関係課、しあわせ子育て応援部関係課)
- 県は、新型インフルエンザ等発生地域への渡航自粛を要請する。(健康福祉部関係課、しあわせ子育て応援部関係課)

【国際航空・船舶に係る対応】

- 県は、発生国からの旅客機・客船に対する検疫の集約化について、関係機関に周知する。(総合交通政策課、空港港湾課、空港事務所、港湾事務所)
- 県は、海外からの着陸航空機及び入港船舶の情報を収集し、関係機関に提供する。(総合交通政策課、空港港湾課、空港事務所、港湾事務所)
- 県は、海外からの着陸航空機及び入港船舶から、新型インフルエンザ等の感染が疑われる患者や死者がいるとの連絡を受けた場合に備え、検疫所、保健所、感染症指定医療機関等との連携を確認・強化する。(総合交通政策課、空港港湾課、空港事務所、港湾事務所、消防救急課、健康福祉企画課、保健所)
- 県は、感染が疑われる患者が乗っていた航空機・船舶の同乗者に対する積極的疫学調査を実施する。(健康福祉企画課、保健所)

【興行施設、商業施設、公共機関、公共施設に係る対応】

- 県は、新型インフルエンザ等に関する情報提供、国内外・県内における通常のインフルエンザの流行状況の情報提供、咳エチケット、マスク着用、手洗い、換気等一次予防の徹底を周知する。(関係課⇒事業者団体等⇒施設等)
- 県は、県内での発生時において、施設の使用制限の要請がなされる場合があること等を周知する。(関係課⇒事業者団体等⇒施設等)

【高齢者・障がい者世帯等に係る対応】

- 県は市町村に対し、新型インフルエンザ等に関する情報提供、国内外・県内における通常のインフルエンザの流行状況の情報提供、咳エチケット、マスク着用、手洗い、換気等一次予防の徹底と生活必需品を準備するよう要請する。(健康福祉部関係課⇒市町村⇒対象者)

【旅行者、駐在員に係る対応】

- 県は、海外の新型インフルエンザ等発生状況について渡航者に情報提供する。発生地域への渡航については、やむを得ない場合を除き自粛を要請する。(観光交流拡大課⇒事業者団体)
- 県は、海外渡航予定者に対し、政府の感染症危機情報に基づいて鳥インフルエンザ、新型インフルエンザ及び通常のインフルエンザ等の流行状況に関する情報提供と、渡航先での咳エチケット、マスク着用、手洗い、換気等一次予防の徹底を要請する。(観光交流拡大課⇒事業者団体)、(多文化共生・国際交流推進課⇒旅券取得者)
- 県は、外務省から感染症危険情報や在外公館の情報等を収集し、発生国に駐在する従業員及びその家族等に対して、現地における安全な滞在方法や退避の方法について速やかに情報提供するよう要請する。(関係課⇒事業者団体⇒事業所)
- 県は、海外に派遣されている駐在員、日本人学校教師、留学生等に対し、新型インフルエンザ等に関する情報を提供する。(関係課⇒派遣機関等⇒被派遣者)
- 県は、海外の新型インフルエンザ発生地域から来県した観光客に、発熱・咳等の呼吸器症状が見られる場合は、保健所に連絡するよう、旅館・ホテル等に要請する。(食品安全衛生課、保健所⇒宿泊事業者団体⇒旅館等⇒観光客)

(3) 対応期

新型インフルエンザ等の感染拡大のスピードやピークを抑制するため、まん延防止対策を講ずることで、医療のひっ迫を回避し、県民の生命及び健康を保護する。その際、県民生活や社会経済活動への影響も十分考慮する。

また、準備期で検討した指標やデータ等を活用しながら、緊急事態措置を始めとす

る対策の効果及び影響を総合的に勘案し、柔軟かつ機動的に対策を切り替えていくことで、県民生活や社会経済活動への影響の軽減を図る。

【患者や濃厚接触者への対応】

○ 県等は、政府と連携し、地域の感染状況等に応じて、感染症法に基づき、患者への対応（入院勧告・措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請等）等の措置を行う。また、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）についての情報収集等で得られた知見等を踏まえ、積極的疫学調査等による感染源の推定と濃厚接触者の特定による感染拡大防止対策等の有効と考えられる措置がある場合には、そうした対応も組み合わせて実施する。（健康福祉企画課、保健所）

【患者や濃厚接触者以外の住民に対する要請等】

○ 県は、地域の実情に応じて、集団感染の発生施設や不特定多数の者が集まる等の感染リスクが高まる場所等への外出自粛や、都道府県間の移動自粛要請を行う。

また、まん延防止等重点措置として、重点区域において営業時間が変更されている業態に属する事業が行われている場所への外出自粛要請や、緊急事態措置として、新型インフルエンザ等緊急事態において、生活の維持に必要な場合を除きみだりに居宅等から外出しないこと等の要請を行う。（健康福祉企画課、防災危機管理課）

【基本的な感染対策等に係る県民への要請等】

○ 県は、県民等に対し、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策、時差出勤やテレワーク、オンライン会議の活用等の取組みを勧奨し、必要に応じ、その徹底を要請する。（健康福祉企画課、防災危機管理課）

○ 感染・発病が疑われる場合には、県が設置した相談窓口に問合せのうえ、指示に従って受診するよう周知する。（健康福祉企画課、保健所）

○ 感染拡大時において外出による感染の機会を減らすため、十分な食料品や生活必需品を準備するよう要請する。（防災危機管理課、健康福祉企画課、保健所）

【学校に係る対応】

○ 県は、感染状況、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を踏まえ、必要に応じ、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する情報提供・共有を行う。

また、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖、学年閉鎖又は休校）等については、地域の感染状況等や、政府が示す基本的対処方針等に鑑み、適切に行うよう、学校の設置者等に要請する。（高等教育政策・学事文書課、教育局関係課、関係

課)

- 県は、感染状況等に応じ、新型インフルエンザ等発生地域への旅行等の自粛を要請する。(高等教育政策・学事文書課、教育局関係課、関係課)
- 県は、医療機関における混乱を回避するため、政府の方針も踏まえ、学校の管理者が生徒等に対し、「新型インフルエンザ等に罹患していないことの証明」等を求めることのないよう要請する。(教育局関係課他関係課)
- 県は、学校の設置者に対し、不特定多数の者が集まる活動の自粛、臨時休業及び入学試験の延期等を行うよう協力を求める。(高等教育政策・学事文書課、教育局関係課、関係課)
- 県は、大学等に対し、必要に応じ、休業も含め、できる限り感染拡大をしないための運営方法の工夫を要請する。(関係課)

【事業者に係る対応】

- 県は、事業者に対して、職場における感染対策の徹底を要請するとともに、従業員に基本的な感染対策等を勧奨し、又は徹底することを協力要請する。
また、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理や受診を勧奨すること、出勤が必要な者以外のテレワーク、子どもの通う学校等が臨時休業等をした場合の保護者である従業員への配慮等の協力を要請する。(関係課)
- 県は、必要に応じ、まん延防止等重点措置として、措置を講ずる必要があると認める業態に属する事業を行う者に対する営業時間の変更の要請を行う。
また、緊急事態措置として、多数の者が利用する施設を管理する者又は当該施設を使用して催物を開催する者(以下「施設管理者等」という。)に対する施設の使用制限(人数制限や無観客開催)や停止(休業)等の要請を行う。(関係課)
- 県は、必要に応じ、まん延防止等重点措置又は緊急事態措置による要請の対象事業者や施設管理者等に対し、従業員に対する検査勧奨その他の新型インフルエンザ等のまん延を防止するために必要な措置を講ずることを要請する。(関係課)
- 県は、まん延防止等重点措置又は緊急事態措置による要請の対象事業者や施設管理者等が、正当な理由なく要請に応じない場合は、特に必要があるときに限り、当該者に対し、要請に係る措置を講ずべきことを命ずる。(関係課)
- 県は、地域での感染が拡大している場合には、不要不急の会議、研修、行事・イベント、旅行等の自粛を要請する。(関係課⇒事業者団体⇒事業所)
- 県は、学校・保育施設等の臨時休業の影響により、保護者(従業員)が休暇を取得せざるを得ない場合には、十分配慮するよう要請する。(関係課⇒事業者団体⇒事業所)
- 県は、社会機能の維持に関わる事業者に対し、重要業務の継続に努めるよう要請する。(関係課⇒事業者団体⇒事業所)

- 興行施設、商業施設、公共機関、公共施設等にあつては、県は、感染防止に関して利用者に協力を呼びかける掲示や案内、利用を抑制する措置、消毒液の設置等を要請する。(関係課⇒事業者団体⇒施設等)
- 県は、新型インフルエンザ等発生地域への出張等自粛を要請する。(関係課⇒事業者団体⇒事業所)
- 県は、医療機関における混乱を回避するため、政府の方針も踏まえ、事業所の管理者が職員等に対し、「新型インフルエンザ等に罹患していないことの証明」等を求めることのないよう要請する。(関係課⇒事業者団体⇒事業所)

【社会福祉施設に係る対応】

- 県は、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等に対し、国内・県内における通常のインフルエンザの流行状況の情報を提供するとともに、感染対策を強化するよう要請する。(健康福祉部各課、しあわせ子育て応援部各課)
- 県は、集団感染の発生施設や不特定多数の者が集まる等の感染リスクが高まる場所等について、施設の管理者等に対し、基本的な感染対策の徹底や、人数制限等の安全性を確保するための計画策定等を要請する。また、咳等の症状がある者の早期発見と患者発生時の保健所への連絡について要請する。(健康福祉部関係課、しあわせ子育て応援部関係課)
- 県は、地域の感染状況を踏まえ、感染拡大時に入所者や職員が複数発症した場合の業務継続等の管理体制の実施準備を要請する。(健康福祉部関係課、しあわせ子育て応援部関係課)
- 県は、新型インフルエンザ等発生地域への旅行等自粛を要請する。(健康福祉部関係課、しあわせ子育て応援部関係課)
- 県は、地域での感染状況を踏まえ、不要不急の会議、研修、行事・イベント、旅行等の自粛を協力要請する。(健康福祉部関係課、しあわせ子育て応援部関係課)
- 県は、地域での感染状況を踏まえ、発熱、咳等の症状のある者の面会・訪問等を制限し、施設内への新型インフルエンザ等持ち込み防止について協力を求めるよう要請する。(健康福祉部関係課、しあわせ子育て応援部関係課)

【国際航空・船舶に係る対応】

- 県は、海外からの着陸航空機及び入港船舶の情報を収集し、関係機関に提供する。(総合交通政策課、空港港湾課、空港事務所、港湾事務所)
- 県は、新型インフルエンザ等感染が疑われる患者が入国した場合、停留等を行う検疫所と連携するとともに、患者を感染症指定医療機関に移送する。(健康福祉企画課、保健所、消防救急課)

- 県は、新型インフルエンザ等の感染が疑われる患者が乗っていた航空機・船舶の同乗者に対する積極的疫学調査を実施する。(健康福祉企画課、保健所)

【高齢者・障がい者世帯等に係る対応】

- 県は市町村に対し、医療に関する相談及び生活支援の準備を行うよう要請する。(健康福祉部関係課⇒市町村⇒高齢者・障がい者世帯等)
- 県は市町村に対し、新型インフルエンザ等に関する情報提供、国内・県内における通常のインフルエンザの流行状況の情報提供、咳エチケット、マスク着用、手洗い、換気等一次予防の徹底と周知を要請する。(健康福祉部関係課⇒市町村⇒高齢者・障がい者世帯等)
- 県は、高齢者施設に対し、在宅介護を受ける要介護者に一定の介護が提供されるよう、介護の際に新型インフルエンザ等を感染させることのないよう、市町村保健・福祉主管課、介護サービス事業者等の中で指導連携の徹底を要請する。(健康福祉部関係課)
- 県は市町村に対し、感染拡大状況に応じ、速やかに必要な生活支援（見回り、食料提供等）を行うよう要請する。(健康福祉部関係課⇒市町村⇒高齢者・障がい者世帯等)

【旅行者、駐在員に係る対応】

- 県は、海外渡航予定者に対し、政府の感染症危機情報に基づいて鳥インフルエンザ、新型インフルエンザ及び通常のインフルエンザ等の流行状況に関する情報提供と、渡航先での咳エチケット、マスク着用、手洗い、換気等一次予防の徹底を要請する。また、発生地域への旅行・移動についてはやむを得ない場合を除き自粛を要請する。(観光交流拡大課⇒事業者団体)、(多文化共生・国際交流推進課⇒旅券取得者)
- 海外に派遣されている駐在員、日本人学校教師、留学生等に対し、新型インフルエンザ等に関する情報を提供する。(関係課⇒派遣機関等⇒被派遣者)
- 旅行者に対し、帰国時に新型インフルエンザ等が疑われる症状がみられる場合は、保健所へ連絡するよう要請する。(観光交流拡大課⇒事業者団体)
- 来県した観光客に新型インフルエンザ等が疑われる症状がみられる場合は、保健所に連絡するよう旅館・ホテル等に要請する。(食品安全衛生課、保健所⇒宿泊事業者団体⇒旅館等)
- 外務省から感染症危険情報や在外公館の情報等を収集し、発生国に駐在する従業員及びその家族等に対して、現地における安全な滞在方法や退避の方法について速やかに情報提供するよう、要請する。(観光交流拡大課⇒関係課⇒事業者団体⇒事業所)

【警察における対応】

- 混乱に乗じて発生が予想される各種犯罪を防止するため、犯罪情報の収集に努め、広報啓発活動を推進するとともに、社会の安全と治安の確保に努める。(県警)

【時期に応じたまん延防止対策の実施の考え方】

①封じ込めを念頭に対応する時期

- 県は、感染症指定医療機関等の医療資源には限界があること、新型インフルエンザ等の効果的な治療法が確立されていない段階にあること、当該感染症に対する県民の免疫獲得が不十分であること等を踏まえ、医療のひっ迫を回避し、県民の生命及び健康を保護するため、必要な検査を実施し、患者や濃厚接触者への対応等に加え、人と人との接触機会を減らす等の対応により封じ込めを念頭に対策を講ずる。

このため、県は政府と調整のうえ、必要に応じ、まん延防止等重点措置や緊急事態措置による対応を含め、強度の高いまん延防止対策を講ずる。(防災危機管理課、健康福祉企画課)

② 病原体の性状等に応じて対応する時期

以下の対応を基本としながら、実際の有事には、病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)、臨床像に関する情報等に基づく政府及びJ I H Sによる分析やリスク評価の結果等に基づき、とるべき対応を判断する。(関係課)

- 病原性及び感染性がいずれも高い場合

り患した場合の重症化等のリスクが非常に高く、また、感染性の高さから感染者数の増加に伴い医療のひっ迫につながることで、大多数の県民の生命及び健康に影響を与えるおそれがあることから、封じ込めを念頭に対応する時期と同様に、まん延防止等重点措置や緊急事態措置による対応も含め、強度の高いまん延防止対策を講ずる。

- 病原性が高く、感染性が低い場合

り患した場合の重症化等のリスクが非常に高いが、感染拡大のスピードが比較的緩やかである場合は、基本的には患者や濃厚接触者への対応等を徹底することで感染拡大の防止を目指す。

それでも医療の提供に支障が生じるおそれがある等の場合には、政府と調整のうえ、まん延防止等重点措置や緊急事態措置による対応を検討する。

- 病原性が低く、感染性が高い場合

り患した場合のリスクは比較的低いですが、感染拡大のスピードが速い場合は、基本的には、上記対策の中では強度の低いまん延防止対策を実施しつつ、宿泊療養や自宅療養等の体制を確保するとともに、予防計画及び医療計画に基づき、医療

機関の役割分担を適切に見直すことで対応する。

本対策を行ってもなお、地域において医療のひっ迫のおそれが生じた場合等については、当該状況の発生を公表するとともに、県民に対し更なる感染拡大防止への協力を呼び掛ける。

それでも医療の提供に支障が生じるおそれがある等の場合には、政府と調整のうえ、まん延防止等重点措置や緊急事態措置の実施を検討する。

○ 子どもや若者、高齢者等が感染・重症化しやすい場合

子どもや高齢者、特定の既往症や現病歴を有する者が感染・重症化しやすい傾向がある等、特定集団に対する感染リスクや重症化リスクが高い場合は、当該集団に対する重点的な感染症対策の実施を検討する。

例えば、子どもが感染・重症化しやすい場合については、学校や保育所等における対策が子どもに与える影響にも留意しつつ、対策を実施するとともに、保護者や同居者からの感染リスクにも配慮した対策を講ずる。また、子どもの生命及び健康を保護するため、地域の感染状況等に応じて、学級閉鎖や休校等の要請を行う。

それでも地域の感染状況が改善せず、子どもの感染リスク及び重症化リスクが高い状態にある場合等においては、学校施設等の使用制限等を講ずることにより、学校等における感染拡大を防止することも検討する。

③ ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期

○ ワクチンや治療薬の開発や普及等により、感染拡大に伴うリスクが低下したと認められる場合は、特措法によらない基本的な感染症対策への速やかな移行を検討する。

○ 病原体の変異等により、病原性や感染性が高まる場合には、そのリスクに応じて、上記の対応を参考に最適な対策を選択のうえ実施する。ただし、そのような場合においても、対策の長期化に伴う県民生活や社会経済活動への影響を勘案しつつ検討を行う。

④ 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

○ 県は、それまで実施したまん延防止対策の評価を行い、必要に応じ、病原体の変異や次の感染症危機に備えた対策の改善等を行う。

【まん延防止等重点措置の公示及び緊急事態宣言の検討等】

○ 【時期に応じたまん延防止対策の実施の考え方】に基づく、まん延防止等重点措置及び緊急事態宣言の実施について、県は、地域の感染状況や医療のひっ迫状況等の情報に基づき、リスク評価を行い、政府に対しその実施を要請するか検討する。

(防災危機管理課、健康福祉企画課)

○ 措置の必要性や内容の検討等にあたっては、【時期に応じたまん延防止対策の実施

の考え方】におけるそれぞれの時期において、主に以下の点に留意する。

(ア) 封じ込めを念頭に対応する時期

科学的知見が不十分と考えられる状況であっても、医療提供体制の状況等に鑑みて必要と認められる場合には、当該状況にあることを県民等に情報提供・共有しつつ、まん延防止等重点措置や緊急事態措置を含め、必要な対策を検討し、迅速に実施する。

(イ) 病原体の性状等に応じて対応する次期

医療提供体制の状況等に鑑みて必要と認められる地域において、政府等から提供される化学的知見に基づき、措置の効果と、県民生活及び社会経済活動に与える影響を総合的に勘案した上で、必要最小限と考えられる期間及び区域、業態等に対して措置を講ずる。

(ウ) ワクチンや治療薬等により対応力が高まる次期

上記(イ)と同様に措置を講ずるが、重症化等のリスクが低下したことを踏まえ、対策の長期化に伴う県民生活や社会経済活動への影響をより重視しながら、措置を講ずる期間及び区域、業態等を検討する。

- 本県にまん延防止対策等重点措置又は緊急事態宣言が発出された場合、県は、県民に対し、潜伏期間や治癒までの期間を踏まえて期間を定めて生活の維持に必要な場合を除きみだりに外出しないことや、基本的な感染予防策の徹底を要請する。

また、学校、保育所、通所又は短期入所の社会福祉施設等に対し、期間を定めて施設の休業等の要請を行う。要請に応じず、必要があると認めるときに限り、指示を行う。要請・指示を行った際は、その施設等の名称を公表することが利用者の合理的な行動の確保につながると判断される場合には、その施設等の名称を公表する。

(防災危機管理課、健康福祉企画課、関係課)

(1) 準備期

【ワクチンの研究開発に係る人材の育成、活用】

- 県は、政府、J I H S 及び大学等の研究機関が連携して実施する、ワクチンの研究開発の担い手の確保・育成の取組みを、政府等からの要請に応じ支援する。(健康福祉企画課)

【接種体制の構築】

ワクチンの接種体制について、新型インフルエンザ等が発生した場合に円滑な接種を実現できるよう、市町村、医療機関、事業者等とともに、必要な準備を行う。

- 訓練への支援

県は、市町村が医師会等の関係者と連携し、接種体制の構築に必要な訓練を行う場合、必要に応じ支援する。(健康福祉企画課)

- 特定接種

新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員等については、当該地方公務員等の所属する県又は市町村を実施主体として、原則として集団的な接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう、県は、市町村と連携し、平時から接種体制の構築を図る。(健康福祉企画課)

- 住民接種

市町村及び県は、政府等の協力を得ながら、有事において市町村又は県の区域内に居住する者に対し速やかにワクチンを接種できるよう、平時から体制の構築を図る。

また、円滑な接種の実施のため、政府が構築するシステムを活用して全国の医療機関と委託契約を結ぶ等、居住地以外の自治体における接種も可能にするよう、平時から取組みを進める。

有事の際は速やかに接種できるよう、平時から医師会等の医療関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等の接種の具体的な実施方法について準備を進める。(健康福祉企画課)

【流通体制の確認】

- 県は、県内においてワクチンを円滑に流通できるよう、平時から県内の医薬品卸業関係団体と連携し、必要な情報の共有を図る。(健康福祉企画課)

(2) 初動期

【接種体制の構築】

- 市町村又は県は、接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等、接種体制の構築を行う。(健康福祉企画課)
- 県は、全県民が速やかに住民接種できるよう、集団的な接種を行うことを基本として、事前に市町村行動計画において定めた接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築準備を進めるよう市町村に対し要請する。(健康福祉企画課)
- 県は、予防接種を行うため必要があると認めるときは、医療関係者に対して必要な協力の要請又は指示を行う。また、接種に携わる医療従事者が不足する場合等においては、政府の方針を踏まえ、歯科医師や診療放射線技師等に接種を行うよう要請することを検討する。(健康福祉部内関係課)

(3) 対応期

あらかじめ準備期に計画した供給体制及び接種体制に基づき、ワクチンの接種を実施する。また、実際の供給量や医療従事者等の体制等を踏まえ関係者間で随時の見直しを行い、柔軟な運用が可能な体制を維持する。

【接種体制の構築】

- 市町村又は県は、初動期に構築した接種体制に基づき接種を行う。(健康福祉企画課)
- 市町村又は県は、政府と連携して、接種体制の準備を行う。(健康福祉企画課)

【特定接種】

- 県及び市町村は、政府と連携し、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員等の対象者に集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。(健康福祉企画課)

【住民接種】

- 市町村は、住民への接種順位等の基本的対処方針を踏まえ、ワクチン供給が可能になり次第、関係者の協力を得て、予約受付体制を構築のうえ、住民接種を開始する。(健康福祉企画課)

【接種体制の拡充】

- 市町村又は県は、感染状況を踏まえ、必要に応じ、医療機関以外の接種会場の増設等を検討する。また、高齢者施設等の入所者等の接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、県又は市町村の介護保険部局等や医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。(健康福祉企画課)

【接種記録の管理】

- 県及び市町村は、地方公共団体間で接種歴を確認し、接種誤りを防止できるよう、また、接種を受けた者が当該接種に係る記録を閲覧できるよう、政府が整備するシステム等も活用し、接種記録の適切な管理を行う。(健康福祉企画課)

【情報提供・共有】

- 市町村又は県は、自らが実施する予防接種に係る情報（接種日程、会場、副反応疑い報告や健康被害救済申請の方法等）に加え、政府が情報提供・共有する予防接種に係る情報について、県民に対し迅速・正確な周知・共有を行う。(健康福祉企画課)

(1) 準備期

新型インフルエンザ等が発生した場合は、患者数の増大が予想されるため、地域の医療資源（医療人材や病床等）には限界があることを踏まえつつ、平時において予防計画及び医療計画に基づき県と医療機関等との間で医療措置協定等を締結することで、有事における新型インフルエンザ等に対する医療提供体制及び通常医療の提供体制の確保を行う。

また、県は、平時から医療機関等を中心とした関係者を交えた訓練や研修の実施、山形県感染症対策連携協議会における協議等を行うことで、有事の際の地域の医療提供体制について準備と合意形成を図るとともに、医療機関等が有事に適切に対応を行えるよう支援を行う。

【基本的な医療提供体制】

- 県が新型インフルエンザ等に係る医療提供の司令塔となり、保健所とも有事の役割分担をあらかじめ整理したうえで、県民向け相談窓口と、感染症指定医療機関及び協定締結医療機関等を有機的に連携させることにより、住民等に対し、有事における通常医療も含めた必要な医療を提供する。（健康福祉企画課、医療政策課、保健所）
- 県は、有事において、協定締結医療機関の確保病床数や稼働状況、病床使用率、重症者用病床使用率、外来ひっ迫状況、救急搬送困難事案数等の情報を把握し、入院や搬送等の必要な調整を実施することができるよう、地域における調整合体制の整備を平時から行う。（健康福祉企画課、医療政策課、消防救急課、保健所）

【相談窓口】

- 県等は、新型インフルエンザ等の国内外での発生を把握した段階で、早期に県民向けの相談窓口を整備できるよう、相談窓口の効果的な設置の在り方等について、平時から検討・準備を進める。
相談窓口は、発生国・地域からの帰国者等や有症状者等からの相談に対応するとともに、受診先となる感染症指定医療機関等の案内を行う。（健康福祉企画課）

【予防計画等に基づく医療提供体制等の整備】

- 県は、予防計画及び保健医療計画に設定した医療提供体制の目標値達成のため、平時において、医療機関との間で、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣に関する協定を締結することにより、地域の医療機関等の役割分担を明確化し、新型インフルエンザ等の発生時における医療提供

体制を整備する。(健康福祉企画課)

- 県等は、民間宿泊事業者等との協定により、有事における宿泊療養施設の確保を行うとともに、対応期において軽症者等を受け入れる場合に備え、運営の方法等について整理する。(健康福祉企画課、医療政策課)
- 県は、感染拡大期に極端に増加する患者への対応や欠勤者の増加等を考慮し、医療機関に対し、継続的に医療を提供するための診療継続計画の策定を要請する。(健康福祉企画課、医療政策課、県立病院課、保健所)

【研修や訓練を通じた人材の育成等】

- 県は、災害・感染症医療業務従事者等の医療人材の派遣を行う医療機関との間で協定を締結するとともに、医療機関や消防機関等を参集しての研修や訓練を実施する。(健康福祉企画課、医療政策課、保健所、消防救急課)

【医療機関の設備整備・強化等】

- 県は、新型インフルエンザ等の対応を行う感染症指定医療機関及び協定締結医療機関が、院内感染対策等のため必要な施設・設備や、人工呼吸器等の医療資器材の整備について、政府とともに支援するとともに、準備状況の定期的な確認を行う。
また、医療機関は、平時から、ゾーニングや個室・陰圧室等の準備状況について定期的な確認を行い、対応体制の強化を行う。(健康福祉企画課、医療政策課)

【臨時の医療施設等の取扱いの整理】

- 県は、まん延期において患者が増加し、医療機関内に収容しきれない場合を想定し、政府が示す方針等も踏まえ、平時から、臨時の医療施設の必要性や設置する場合の運営・人材確保等の方法について整理する。(健康福祉企画課、医療政策課)

【患者移送体制の整備】

- 県は、患者移送の方法（N95等のマスク・ガウン等の着用やアルコール等による消毒の徹底、移送従事者への季節性インフルエンザワクチン予防接種等）について、平時から消防本部と調整を行う。(健康福祉企画課、保健所、消防救急課)
- 県は、事前に消防機関、医療機関等と患者を迅速、適切に搬送できるよう協議し、地域における新型インフルエンザ等流行時における患者の搬送体制を確立する。(健康福祉企画課、医療政策課、保健所、消防救急課)

【山形県感染症連携協議会等の活用】

- 県は、新型インフルエンザ等の発生時に適切な対応ができるよう、山形県感染症連携協議会等を活用し、医療機関や保健所、消防機関、高齢者施設等との連携を図

り、予防計画に基づく医療提供体制が有事に適切に確保できるよう、相談・受診から入院調整までの流れ、入院調整の方法、医療人材の確保、患者及び症状が回復した者の移動手段、高齢者施設等への医療人材派遣や、高齢者施設等における重症者対応や集団感染が発生した場合の医療の提供等について整理を行う。

また、県は、これらの整理を踏まえ、必要に応じ、感染症法に基づく総合調整権限を活用しながら、医療提供体制の確保を行うことについて、あらかじめ関係機関等と確認する。(健康福祉企画課、医療政策課、消防救急課、保健所)

【特に配慮が必要な患者に関する医療提供体制の確保】

- 県は、有事において特に配慮が必要となりうる患者（精神疾患を有する患者、妊産婦、小児、透析患者、障がい者、認知症患者、がん患者、外国人等。以下同じ。）について、患者の特性に応じた受入れ医療機関の設定及び病床の確保や、関係機関等との連携等の体制確保を行う。(関係課)
- 県は、地域によっては、感染症のまん延により小児や妊産婦等の医療にひっ迫が生じる可能性があることから、そのような場合の広域的な感染症患者等の移送・他の疾患等の傷病者の搬送手段等について保健所、消防機関、患者等搬送事業者等との間で、平時から協議を行う。(健康福祉企画課、医療政策課、消防救急課、保健所)

(2) 初動期

新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した場合は、感染症危機から県民の生命及び健康を守るため、適切な医療提供体制を確保する。

県は、政府やJ I H Sから提供・共有された情報や要請を基に、保健所や医療機関等と連携し、相談・受診から入院までの流れを迅速に整備する。

また、地域の医療提供体制の確保状況を常に把握するとともに、管内の医療機関や県民等に対して、感染したおそれのある者については相談窓口を通じて感染症指定医療機関の受診につなげる等、適切な医療を提供するための情報や方針を示す。

【新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症に関する知見の共有等】

- 県は、政府やJ I H Sから提供された、新型インフルエンザ等の発生状況、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）を含む診断・治療に関する情報等について、医療機関や保健所、消防機関、高齢者施設等に対し迅速に情報提供する。(健康福祉部各課)

【医療提供体制の確保等】

- 県は、感染症指定医療機関における感染症患者の受入体制を確保するとともに、保健所、医療機関、消防機関等と連携し、入院調整に係る体制構築を進め、準備期

に整理した体制を相談・受診から入退院までの流れを迅速に整備する。あわせて、医療機関に対し、医療機関等情報支援システム（G-MIS）に確保病床数・稼働状況、病床使用率、重症者用病床使用率、外来ひっ迫状況等を確実に入力するよう要請を行う。（健康福祉企画課、医療政策課、消防救急課、保健所）

- 県は、医療機関に対し、症例定義を踏まえ、受診患者が新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症に感染したおそれがあると判断した場合は、直ちに保健所に連絡するよう要請する。（健康福祉企画課、保健所）
- 県は、市町村とも協力し、地域の医療提供体制や医療機関への受診方法等について県民等に周知する。（健康福祉企画課、保健所）

【臨時の医療施設の体制の確認】

- 県は、感染拡大期において、患者が増加し、医療機関内に収容しきれない場合を想定し、準備期に整理した臨時の医療施設の体制を確認する。（健康福祉企画課、医療政策課、保健所、関係課）

【患者の搬送体制整備】

- 県は、消防機関、医療機関等と、新型インフルエンザ等流行時における患者の搬送体制を確認し、実施準備する。（健康福祉企画課、保健所、消防救急課）

【医療スタッフの確保・予防対策】

- 県は医療機関に対し、国内発生に備え、極端に増加する患者への対応や欠勤者の増加等を考慮し、継続的に医療を提供するための診療継続計画の確認とともに、院内感染対策の強化を要請する。（健康福祉企画課、医療政策課、県立病院課、保健所）

【相談窓口の整備】

- 県等は、有症状者等からの相談に対応する相談窓口を整備し、県民等への周知を行い、感染したおそれのある者について、必要に応じ、感染症指定医療機関の受診につなげる。（健康福祉企画課）
- 県は、感染症指定医療機関以外の医療機関に対して、症例定義に該当する有症状者等から相談等があった場合は、相談窓口を通じて感染症指定医療機関の受診につなげるよう要請する。（健康福祉企画課）

【慢性疾患を有する患者への対応】

- 県は医療機関に対し、国内発生に備え、慢性疾患を有する定期受診患者については、定期薬の長期処方をしておく等、患者の状態に配慮しながら、対応期に医療機関を直接受診する機会を減らすよう要請する。（健康福祉企画課、医療政策課、県立

病院課、保健所)

- 県は薬局に対し、慢性疾患等を有し、医薬品が長期処方される定期受診患者について、電話による服薬指導等を検討するほか、オンラインやファクシミリ等による処方箋の応需体制を整備するよう要請する。(健康福祉企画課、保健所)

(3) 対応期

新型インフルエンザ等が発生した場合は、全国的かつ急速にまん延し、県民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。健康被害を最小限にとどめ、県民が安心して生活を送ることができるよう、適切な医療提供体制を確保し、新型インフルエンザ等の患者及びその他の患者に必要な医療を提供する必要がある。

このため県は、政府やJ I H Sから提供された情報を基に、病原性や感染性等に応じて変化する地域の実情に応じて、医療機関や保健所等と連携し、新型インフルエンザ等の患者及びその他の患者に適切な医療が提供できるよう対応を行う。

また、県は、一部の医療機関や一部の地域の医療がひっ迫する場合も含め、あらかじめ想定していた医療提供体制を超える感染拡大が発生するおそれのある場合にも機動的かつ柔軟に対応する。

【医療提供体制の整備】

- 県は、政府及びJ I H Sから提供された情報等について、医療機関や保健所、消防機関、高齢者施設等に迅速に周知するとともに、政府が示す基準も参考としつつ、地域の感染状況や医療提供の状況等を踏まえ、段階的に医療提供体制を拡充し、医療機関への入院、宿泊療養、自宅療養等への振り分けを行う。また、保健所設置市との間で入院調整が円滑に行われるよう、必要に応じ、総合調整権限・指示権限を行使する。(健康福祉企画課、医療政策課)
- 県は、準備期に整備した医療提供体制等が適切に確保できるよう、感染症指定医療機関及び協定締結医療機関に対し、必要な医療を提供するよう要請する。(健康福祉企画課)
- 県は、初動期に引き続き、医療機関に対し、確保病床数・稼働状況、病床使用率、重症者用病床使用率、外来ひっ迫状況等を医療機関等情報支援システム(G-MIS)に確実に入力するよう要請を行い、これらの情報等を把握しながら入院調整を行う。(健康福祉企画課、医療政策課)
- 県は、地域医療維持のために、透析病院、産科病院等は新型インフルエンザ等の診療を行わないことを県民に周知徹底する。(健康福祉企画課、医療政策課、保健所)

【医療機関への支援】

- 県は、流行初期に病床確保や発熱外来を行う協定締結医療機関に対し、診療報酬

の特例措置や補助金等の財政支援が整備されるまでの一定期間、感染症法に基づき、流行前と同水準の収入を補償する措置を行うとともに、感染状況や感染症の特徴等を踏まえ、患者に医療を提供する医療機関等を支援する。(健康福祉企画課)

- 県は、新型インフルエンザ等対策に関わる医療従事者に生じ得る心身への影響を考慮し、状況に応じたローテーション制の導入、休暇の確保、メンタルヘルス支援等の必要な対策を講ずるよう、医療機関に対し要請する。(医療政策課)

【配慮が必要な患者等への対応】

- 県は、特に配慮が必要な患者について、患者の特性に応じた受入れ医療機関の設定及び病床の確保や、関係機関等との連携等の体制確保を行う。(関係課)
- 県は、医療機関に対し、慢性疾患を有する定期受診患者については、定期薬の長期処方をしておく等、患者の状態に配慮しながら、対応期に医療機関を直接受診する機会を減らすよう要請する。(健康福祉企画課、医療政策課、県立病院課、保健所)

【相談等への対応】

- 県は、発熱外来以外の医療機関に対して、患者からの相談に応じ、県民向け相談窓口や受診先として適切な発熱外来を案内するよう要請する。(健康福祉企画課)
- 県は、市町村と協力し、地域の医療提供体制や、相談窓口及び受診先となる発熱外来の一覧等を含め、医療機関への受診方法等について県民等に周知する。(健康福祉企画課、医療政策課、保健所)

【患者の搬送体制等の整備】

- 県は、消防機関、医療機関等と、新型インフルエンザ等流行時における患者の搬送体制を確認し、実施準備する。(健康福祉企画課、保健所、消防救急課)
- 入院措置を行う患者数が多くなり、県による移送だけでは対応できないと判断された場合は、消防機関等の協力を得て、感染症指定医療機関等への移送を行う。(健康福祉企画課、保健所、消防救急課)
- 県等は、民間搬送事業者等と連携して、患者及び症状が回復した者について、自宅、発熱外来、入院医療機関、宿泊療養施設等の中での移動手段を確保する。
また、県民等に対し、症状が軽微な場合における救急車両の利用を控える等、救急車両の適正利用について周知する。(健康福祉企画課、消防救急課)

【時期に応じた医療提供体制の構築】

① 流行初期

(ア) 協定に基づく医療提供体制の確保等

- 県は、政府からの要請に応じ、必要に応じ、感染症指定医療機関に加えて、流

行初期医療確保措置協定締結医療機関においても、患者に適切な入院医療及び外来医療を提供する体制を確保するよう依頼する。(健康福祉企画課、医療政策課)

- 県は、医療機関に対し、症例定義を踏まえ、受診患者を新型インフルエンザ等の患者又は疑似症患者と判断した場合は、直ちに保健所に届け出るよう要請する。(健康福祉企画課、保健所)
- 衛生研究所又は流行初期に対応する医療機関において、新型インフルエンザ等のPCR検査等の確定検査を行う。(健康福祉企画課、医療政策課、衛生研究所)
- 県等は、新型インフルエンザ等の患者が発生した場合は、受入調整本部及び統括コーディネーター等による調整等を通じて迅速に入院調整を行うとともに、感染症法に基づき、感染症指定医療機関又は病床確保を行う流行初期医療確保措置協定締結医療機関に移送する。

入院の優先度や入院先医療機関の判断等においては、準備期に整備・整理した役割分担に基づき、医療機関等と適切に連携して対応する。

この場合、保健所設置市との間でも入院調整が円滑に行われるよう、県は必要に応じ、総合調整権限・指示権限を行使する。(健康福祉企画課、医療政策課、保健所、消防救急課)

- 県は、地域の感染の拡大状況や医療提供体制のひっ迫状況等を踏まえ、臨時の医療施設を設置する可能性を想定し、必要に応じ、迅速に設置することができるよう、準備期に整理した臨時の医療施設の設置、運営、医療人材確保等の方法を確認し、所要の準備を行う。(健康福祉企画課、医療政策課)

(イ) 相談窓口の機能強化

- 県等は、有症状者等からの各種相談に対応するため、相談窓口の機能を強化するとともに、県民等へ迅速に周知を行い、感染したおそれのある者を速やかに発熱外来の受診につなげる。(健康福祉企画課)

② 流行初期以降

(ア) 協定に基づく医療提供体制の確保等

- 県は、地域の感染状況を踏まえ、必要に応じ、協定締結医療機関に対し、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣を行うよう要請する。その際、病床確保について、まずは、協定締結医療機関のうち公的医療機関等が中心に対応し、その後3か月程度を目途に、順次速やかに、対応する協定締結医療機関を拡大していく等、地域の実情に応じて段階的に医療提供体制を拡充する。(健康福祉企画課、医療政策課)
- 県は、流行初期に引き続き、受入調整本部による迅速な入院調整、感染症法に基づく感染症指定医療機関又は協定締結医療機関への移送、保健所設置市等との間での円滑な入院調整のため必要な総合調整権限・指示権限の行使等を行う。(健康福祉企画課、医療政策課、保健所)

- 県は、病床使用率の高まりに応じ、基礎疾患を持つ患者等、重症化する可能性が高い患者について、政府が示す指標等に基づき優先的に入院させる方針に転換するとともに、自宅療養、宿泊療養又は高齢者施設等での療養の体制を強化する。
また、症状が回復した者について、後方支援を行う協定締結医療機関への転院を進める。(健康福祉企画課、医療政策課、社会福祉施設担当課)
 - 県は、必要に応じ、医療人材の派遣を行う協定締結医療機関に対して、災害・感染症医療業務従事者等の医療人材の医療機関等への派遣を要請する。(健康福祉企画課、医療政策課)
 - 県は、医療機関の人的被害及び医療資器材の在庫状況を確認し、新型インフルエンザやその他の疾患に係る診療が継続されるように調整する。(健康福祉企画課、保健所、医療政策課、県立病院課)
 - 県等は、自宅療養及び宿泊療養等において、感染症の特徴に応じて症状の状態等を把握するため、パルスオキシメーターによる経皮的酸素飽和度の測定等を行う体制を確保する。(健康福祉企画課、保健所)
- (イ) ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期の対応
- 県は、感染状況の収束や再拡大等の状況に応じ、政府の方針も踏まえ、協定締結医療機関の対応を軽減・強化する等、実情に応じて柔軟かつ機動的に対応する。
(健康福祉企画課)
 - 県は、政府の方針も踏まえ、相談窓口を通じて発熱外来の受診につなげる仕組みから、有症状者が発熱外来を直接受診する仕組みに変更するとともに、市町村と協力して、県民に対して周知する。(健康福祉企画課)
- (ウ) 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期
- ワクチン等により免疫の獲得が進むこと、病原体の変異により病原性や感染性等が低下すること及び新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回ることにより、特措法によらない基本的な感染症対策に移行する場合は、政府の方針を踏まえ、新型インフルエンザ等発生前における通常の医療提供体制に段階的に移行する。(健康福祉企画課、医療政策課)
 - 県は、患者数が減少した段階において、次の感染拡大に備え、必要に応じ、抗インフルエンザウイルス薬の補充を行う。(健康福祉企画課)
- (エ) 予防計画及び医療計画に基づく医療提供体制を上回るおそれがある場合の対応方針
- 県は、感染状況が想定を超えるなど、前述の取組みでは対応が困難となるおそれがあると考えられる場合は、政府の対応方針にも基づき、必要に応じ、以下の取組みを行う。
 - ㊦ 一部の医療機関や一部の地域の医療がひっ迫する場合等であって、準備期に整備した体制を超える感染拡大が発生するおそれのある場合は、他の医療機関

や他の地域と連携して柔軟かつ機動的に対応するよう、必要に応じ、感染症法に基づく総合調整権限・指示権限を行使しながら、広域の医療人材派遣や患者の移送等の調整を行う。(健康福祉企画課、医療政策課)

- ④ G-MISの情報を参考に、地域の感染の拡大状況や医療提供体制のひっ迫状況等を踏まえ、必要がある場合、臨時の医療施設を設置して医療の提供を行う。(健康福祉企画課、医療政策課)
- ⑤ 県は、県民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある場合は、以下の対応を行うことを検討する。(健康福祉企画課)
 - ・「5 まん延防止」の項目で示した対応期の記述に基づき、患者や濃厚接触者以外の者に対する外出自粛要請や、県民に対する基本的な感染対策の徹底の要請を行う。(健康福祉企画課、防災危機管理課)
 - ・適切な医療の提供が可能となるまでの間、通常医療も含め重症度や緊急度等に応じた医療提供について方針を示すこと。
 - ・対応が困難で緊急の必要性がある場合は、医療関係者に医療の実施の要請等を行うこと。

【本県に緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が発出された場合】

上記の対策に加え、基本的対処方針に基づき、必要に応じ、以下の対策を行う。

① 医療等の確保

医療機関並びに医薬品もしくは医療機器の製造販売業者、販売業者等である指定地方公共機関は、医療又は医薬品もしくは医療機器の製造販売等を確保するために必要な措置を講ずる。(健康福祉企画課、医療政策課)

② 臨時の医療施設における医療の提供等

県は、政府と連携し、区域内の医療機関が不足した場合、臨時の医療施設を設置し、医療を提供する。臨時の医療施設において医療を提供した場合は、流行がピークを超えた後、その状況に応じて、患者を医療機関に移送する等により、順次閉鎖する。(健康福祉企画課、医療政策課、関係課)

(1) 準備期

【治療薬の研究開発支援】

- 県は、政府が主導する治療薬・治療法の研究開発について、政府等からの要請に応じ、管内の感染症の診療を行う医療機関等を通じた臨床研究の実施に積極的に協力する。(健康福祉企画課)
- 治療薬・治療法の研究開発の担い手確保に向けて政府が実施する、感染症の基礎研究から治験等臨床研究の領域における人材育成について、県は、政府等からの要請に応じ、管内の感染症指定医療機関等の協力を得ながら、当該人材のキャリア形成を支援する。(健康福祉企画課)

【治療薬・治療法の活用に向けた整備】

- 県は、新型インフルエンザ等の発生時に、感染症指定医療機関や協定締結医療機関等において、政府等の情報等に基づき治療薬・治療法を円滑に使用できるよう、平時から医療機関等と体制を構築するとともに、医療機関における実施体制を定期的に確認する。(健康福祉企画課)

【医薬品等の備蓄】

- 県は、抗インフルエンザウイルス薬（タミフル、リレンザ、イナビル、ラピアクタ、ゾフルーザ）について、諸外国における最新の備蓄状況や医学的な知見等を踏まえ、全り患者の治療その他の医療対応に必要な量を目標とする政府の抗インフルエンザウイルス薬備蓄目標に合わせ、計画的かつ安定的に備蓄する。(健康福祉企画課)
- 県は、県医師会、県薬剤師会、指定地方公共機関を含む医薬品卸業者、保健所等からなる委員会を設置し、新型インフルエンザの発生時における抗インフルエンザウイルス薬の安定供給等を図るため、次に掲げる事項を取り決める。(健康福祉企画課)
 - ① 管内の卸業者及び医療機関等の抗インフルエンザウイルス薬の在庫状況等を短期間に把握する体制整備に関すること
 - ② 備蓄している抗インフルエンザウイルス薬の放出方法に関すること

(2) 初動期

【治療薬・治療法の情報提供・共有】

- 県は、新型インフルエンザ等の発生時に、感染症指定医療機関や協定締結医療機関等で、政府及び J I H S が示す診療指針等に基づき治療薬・治療法を使用できる

よう医療機関等に情報提供・共有する。(健康福祉企画課)

【抗インフルエンザウイルス薬の使用（新型インフルエンザの場合）】

- 県は、抗インフルエンザウイルス薬について、準備期に委員会で決定された新型インフルエンザの発生時における抗インフルエンザウイルス薬の安定供給に係る取り決めを確認するとともに、製造販売業者による流通備蓄分を含む備蓄量の把握を行う。(健康福祉企画課)
- 県等は、新型インフルエンザの患者の同居者等の濃厚接触者や、医療従事者や救急隊員等のうち十分な防御なくばく露した者に対して、政府の方針等も踏まえ、必要に応じて、医療機関の協力を得て、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与や有症時の対応を指導するとともに、症状が現れた場合は、感染症指定医療機関等に移送する。(健康福祉企画課、医療政策課、消防救急課)
- 県は、感染症指定医療機関や協定締結医療機関等に対し、抗インフルエンザウイルス薬、医療資器材が適正かつ円滑に流通するよう調整する。(健康福祉企画課)

(3) 対応期

【抗インフルエンザウイルス薬・医療資器材】

- 県は、準備期に委員会で決定された新型インフルエンザの発生時における抗インフルエンザウイルス薬の安定供給に係る取り決めを確認するとともに、管内の卸業者及び医療機関等の抗インフルエンザウイルス薬の在庫状況等の把握を開始する。(健康福祉企画課)
- 県は、医療措置協定に基づき発熱外来を開設する感染症指定医療機関等に対し、抗インフルエンザウイルス薬、医療資器材が適正かつ円滑に流通するよう調整する。(健康福祉企画課)
- 流通している抗インフルエンザウイルス薬の在庫量が一定量以下になった時点で、県が備蓄している抗インフルエンザウイルス薬を、医薬品卸業協会を通じて、帰国者・接触者外来及び感染症指定医療機関等に配送する。なお、備蓄している抗インフルエンザウイルス薬の使用状況及び在庫状況を経時的に厚生労働省に報告する。(健康福祉企画課)
- 県は、政府による製薬関係企業等への要請状況等も踏まえながら、必要に応じ、増産された治療薬を確保する。また、治療薬の安定的な供給が難しいと想定される場合には、準備期に整理した医療機関や薬局へ円滑に流通させる体制を活用し、必要な患者に対して適時に公平な配分を行うとともに、供給が安定した場合には一般流通による供給に移行する。(健康福祉企画課)
- 県は、薬局に対し、長期処方された慢性疾患等を有する定期受診患者について、電話による服薬指導等を検討するほか、オンラインやファクシミリ等による処方箋

の応需体制を整備するよう要請する。(健康福祉企画課、保健所)

- 感染拡大等により抗インフルエンザウイルス薬の不足が見込まれる場合には、県は、厚生労働省に対し県内への供給調整を依頼する。(健康福祉企画課)

(1) 準備期

新型インフルエンザ等の発生時に向けた検査体制の整備や、そのために必要な人材の育成を進めるとともに、有事において円滑に検査体制を構築するため、訓練等で実効性を定期的に確認する。

また、検査体制の整備にあたっては、衛生研究所、医療機関、民間検査機関及び流通事業者等との連携により、有事に迅速に検査体制の構築につなげるための準備を行う。

【検査体制の整備】

- 県等は、有事において検査を円滑に実施するため、検体採取容器や検体採取器具、検査用試薬等の検査物資の備蓄及び確保、保健所や医療機関における検体採取の手続き等の整備を進める。(健康福祉企画課、衛生研究所、保健所)
- 県等は、予防計画に基づき、衛生研究所や検査等措置協定を締結している民間検査機関等における検査体制の充実・強化に係る検査実施能力の確保状況の情報を把握し、毎年度その内容を政府に報告するとともに、当該機関等からの検査体制の整備に向けた相談等への対応を行う。(健康福祉企画課、衛生研究所)

【訓練等による検査体制の維持及び強化】

- 県は、予防計画に基づき、地方衛生研究所等や検査等措置協定締結機関等における検査体制の充実・強化に係る検査実施能力の確保状況等の情報を有事に速やかに把握できるよう、訓練等により定期的に確認を行う。また、衛生研究所や協定締結医療機関等と連携して、訓練等を活用しながら検査体制の維持に努める。(健康福祉企画課、衛生研究所)
- 衛生研究所、保健所及び協定締結機関等は、有事の際に検体や病原体の採取及び搬送が滞りなく実施可能か、研修や訓練を通じて確認する。(健康福祉企画課、衛生研究所、保健所)

【検査関係機関等との連携】

- 県等は、政府及びJ I H Sが主導する検査診断技術の研究開発について、管内の感染症の診療を行う医療機関等を通じた臨床研究の実施に積極的に協力する。(健康福祉企画課、衛生研究所)

(2) 初動期

新型インフルエンザ等の発生時に、適切な検査の実施により患者を早期発見するこ

とで、適切な医療提供につなげ、患者等からの感染拡大を防止するとともに、流行状況を把握し、新型インフルエンザ等による個人及び社会への影響を最小限にとどめる。

【検査体制の整備】

- 県等は、予防計画に基づき、衛生研究所、医療機関及び検査等措置協定締結機関における検査体制の充実・強化に係る検査実施能力の確保状況を確認し、速やかに検査体制を立ち上げるとともに、検査実施能力の確保状況について定期的に政府へ報告する。(健康福祉企画課、衛生研究所)

【研究開発企業等による検査診断技術の確立と普及】

- 県等は、政府及びJ I H Sが主導する検査診断技術の研究開発について、政府等の要請に応じ、管内の感染症の診療を行う医療機関等を通じた臨床研究の実施に積極的に協力する。(健康福祉企画課、衛生研究所)

(3) 対応期

地域ごとの新型インフルエンザ等の発生状況や発生動向の推移、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）に加え、診断等に資する検体採取部位や検体採取時期、検査方法を踏まえ、必要な検査が円滑に実施されるよう検査体制を整備することで、初動期からの状況変化を踏まえた対応を行う。

初動期に引き続き、適切な検査の実施により患者を早期発見することで、適切な医療提供につなげ、患者等からの感染拡大を防止するとともに、流行状況を把握し、新型インフルエンザ等による個人及び社会への影響を最小限にとどめる。

また、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）の変化、感染症の流行状況の変化、検査の特徴等も踏まえつつ、社会経済活動の回復や維持を図ることについても検査の目的として取り組む。

【検査体制の拡充】

- 県等は、感染状況等を踏まえ、衛生研究所、医療機関及び検査等措置協定締結機関等における検査体制の充実・強化に係る検査実施能力の確保状況を確認し、確保状況について定期的に政府へ報告する。(健康福祉企画課、衛生研究所)

【研究開発企業等による検査診断技術の確立と普及】

- 県等は、初動期に引き続き、政府等の要請に応じ、管内の感染症の診療を行う医療機関等を通じた臨床研究の実施に積極的に協力する。(健康福祉企画課、衛生研究所)

(1) 準備期

感染症有事には、保健所は地域における情報収集・分析を実施し、それぞれの地域の実情に応じた感染症対策の実施を担う点で、感染症危機時の中核となる存在である。また、衛生研究所も地域の情報収集・分析等における科学的かつ技術的な役割を担う点で、感染症危機時の中核となる存在である。

県は、感染症サーベイランス等により、感染症の発生情報や地域における医療の提供状況等の情報等を収集する体制を平時から構築する。また、感染症危機発生時に備えた研修や訓練の実施、感染症危機に対する迅速かつ適切な危機管理を行うことができる人材の中長期的な育成、外部人材の活用も含めた必要な人材の確保、業務量の想定、感染症危機管理に必要な機器及び機材の整備、物品の備蓄等を行うことにより、有事に保健所や衛生研究所がその機能を果たすことができるようにする。

その際、県の本庁と保健所等の役割分担や業務量が急増した際の両者の連携と応援や受援の体制、関係する地方公共団体間における役割分担を明確化するとともに、それらが相互に密接に連携できるようにする。

また、収集・分析した感染症に係る情報を関係者や県民と積極的に共有し、感染症の発生状況と対策に関する共通理解を形成することにより、有事の際の迅速な情報提供・共有と連携の基盤作りを行う。

【人材の確保】

- 県は、感染症対応が可能な専門職を含む人材の確保とともに、有事における政府及び地方公共団体等からの応援職員の派遣を見越し、人材の送出及び受入れ等に関する体制を平時から構築する。(健康福祉企画課、医療政策課)
- 県等は、保健所における流行開始(新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表)から1か月間において想定される業務量に対応するため、平時において、保健所職員、本庁等からの応援職員、I H E A T要員、市町村からの応援派遣等による保健所の感染症有事体制を構成する人員体制を整理する。(健康福祉企画課、保健所)

【業務継続計画を含む体制の整備】

- 県等は、政府からの要請に基づき、感染症有事体制における流行開始から1か月間において想定される業務量に対応する人員体制の状況を毎年度確認する。(健康福祉企画課、保健所)
- 県等及び保健所は、医療機関等情報支援システム(G-MIS)を活用し、協定締結医療機関の協定の準備状況(病床確保・発熱外来等の措置内容確認、研修・訓練等、

各物資の備蓄状況等)を定期的に把握する。(健康福祉企画課、保健所)

- 県等は、衛生研究所、検査等措置協定を締結している医療機関や民間検査機関等による検査体制の確保等を行う。(健康福祉企画課、衛生研究所)
- 保健所及び衛生研究所は、有事における業務継続に必要な体制を想定の上、業務継続計画を策定する。策定に当たっては、有事における業務を整理するとともに、有事に円滑に業務継続計画に基づく業務体制に移行できるよう、平時からICTや外部委託の活用等により、業務の効率化を図る。(保健所、衛生研究所)

【研修・訓練等の実施】

- 県は管内の保健所や衛生研究所の人材育成を支援する。
- 県等は、新型インフルエンザ等の発生に備え、政府等が開催する研修等を積極的に活用しつつ、保健所や衛生研究所の人材育成に努める。また、保健所や衛生研究所を含め、新型インフルエンザ等の発生及びまん延を想定した訓練を年1回以上実施する。(健康福祉企画課、保健所、衛生研究所)
- 県は、医療機関や社会福祉施設等における集団感染発生時の対応力を強化するため、平時から、感染症専門班等の専門家と連携し、医療機関職員や施設職員等を対象とした研修や訓練を実施する。(健康福祉企画課、保健所)
- 県等は、本庁においても速やかに感染症有事体制に移行するため、必要に応じ全庁的な研修・訓練を実施することで、感染症危機への対応能力の向上を図る。(健康福祉企画課)

【業務効率化のためのDXの推進】

- 県は、有事における保健所業務の効率化を図る観点から、政府における業務システム導入等の状況も踏まえながら、各種調査や情報収集・提供等の業務に係るDXを推進する。(健康福祉企画課、保健所)

【多様な主体との連携体制の構築】

- 県等は、新型インフルエンザ等の発生に備え、山形県感染症対策連携協議会等を活用し、平時から市町村、消防機関等の関係機関、専門職能団体等と意見交換や必要な調整等を通じ、連携を強化する。

また、山形県感染症対策連携協議会等において、入院調整の方法や医療人材の確保、保健所体制、検査体制や検査実施の方針、情報提供・共有の在り方、感染症患者等の移送、他の疾患等の傷病者の救急搬送等について協議の上、必要に応じ予防計画を改正する。改正にあたっては、行動計画や医療計画等との整合性の確保を図る。

さらに、有事のひっ迫状況等により、陽性者が自宅や宿泊療養施設で療養する場合を想定し、陽性者への食事の提供等や宿泊施設の確保等に備え、市町村や協定を締結した民間宿泊事業者等との連携体制を構築する。(健康福祉企画課、医療政策課)

【保健所及び衛生研究所等の体制整備】

○ 県等は、感染経路の特定、濃厚接触者の把握等に係る積極的疫学調査、病原体の収集や分析等の専門的業務を適切に実施するために、感染症がまん延した際の情報量と業務量の増大を想定し、効率的な情報集約と柔軟な業務配分・連携・調整の仕組みを構築する。(健康福祉企画課)

○ 県等は、保健所や衛生研究所における交替要員を含めた人員体制、設備等を整備するとともに、感染症対応業務に従事する職員等のメンタルヘルス支援等の必要な対策を講ずる。

加えて、外部人材の活用や市町村の協力を活用しつつ健康観察を実施できるよう体制を整備する。(健康福祉企画課、保健所、衛生研究所)

○ 保健所は、平時から新型インフルエンザ等の発生等の感染症のまん延等に備えた準備を計画的に進めるため、健康危機対処計画を策定し、想定した業務量に対応するための人員の確保、研修・訓練の実施、ICT活用等による業務の効率化、地域の専門職能団体や大学等の教育機関等の関係機関との連携強化等に取り組む。(保健所)

○ 衛生研究所は、健康危機対処計画を策定し、施設及び機器の整備・メンテナンス、検査の精度管理の向上、感染症情報の管理等のためのシステムの活用、調査及び研究の充実、J I H S等の関係機関との連携体制の構築、休日及び夜間において適切な対応を行う体制の整備等を図る。(衛生研究所)

○ 衛生研究所及び検査等措置協定締結機関等は、迅速な検査及び疫学調査の機能の維持・強化を図るため、政府又はJ I H S等が実施する訓練等に参加する。

また、平時の訓練等を活用し、政府及び県等と協力して検査体制の維持に努める。(衛生研究所)

○ 衛生研究所及び検査等措置協定締結機関等は、平時から関係機関と協力し、有事の際に検体の輸送が滞りなく実施可能か、研修や訓練を通じて確認する。(衛生研究所)

○ 県等、保健所及び衛生研究所は、感染症サーベイランスシステムを活用し、平時から季節性インフルエンザや新型コロナ等の流行状況を迅速に把握する体制を整備する。(健康福祉企画課、保健所、衛生研究所)

○ 県等は、政府及びJ I H Sが主導する感染症の特徴や病原体の性状(病原性、感染力、薬剤感受性等)等を明らかにするための調査研究や、治療薬等の研究開発について、政府等からの要請に応じ、積極的に協力する。(健康福祉企画課、保健所、

衛生研究所)

【鳥インフルエンザへの対応に向けた体制整備】

- 県等、保健所及び家畜保健衛生所は、感染症法若しくは家畜伝染病予防法に基づく獣医師からの届出又は野鳥等に対する調査等に基づき、平時から国内及び地域における鳥インフルエンザの発生状況等を把握する。また、医療機関から鳥インフルエンザの感染が疑われる者について保健所に情報提供・共有があった場合に備え、それぞれ情報提供・共有を行う体制を整備する。(健康福祉企画課、畜産振興課、保健所、総合支庁家畜保健衛生課)
- 保健所は、鳥インフルエンザ疑い事例の発生に備え、あらかじめ専従となる疫学調査員を決定しておく。疫学調査員の構成の中心は、医師、保健師、食品衛生監視員等の公衆衛生専門職が適当であるが、事前研修等により他の職種の職員も考慮する。(保健所、衛生研究所)
- 衛生研究所は、県内で鳥インフルエンザ患者の発生に備え、A/H5N1、H7N9等遺伝子検査に対応できる検査体制を整備する。(衛生研究所)

(2) 初動期

初動期は県民等が不安を感じ始める時期であり、初動期から迅速に準備を進めることが重要である。県予防計画、保健所及び衛生研究所の健康危機対処計画等に基づき、保健所及び衛生研究所が有事体制への移行準備を進め、新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表後に迅速に対応できるようにする。

また、県民に対しても、新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症の国内での発生を想定したリスクコミュニケーションを開始することにより、地域の協力を得ながら感染拡大のリスクを低減する。

【有事体制への移行準備】

- 県は、発生時に速やかに県の体制を立ち上げられるよう、政府の要請や助言等も踏まえ、保健所の人員体制及び衛生研究所の検査体制の有事への移行の準備状況を適時適切に確認するとともに、必要に応じ、新興感染症発生の公表に備え、以下の(ア)から(カ)までの対応に係る準備を進める。(健康福祉企画課、保健所、衛生研究所)
 - (ア) 医師の届出等で患者を把握した場合の患者等への対応(入院勧告・措置や積極的疫学調査等)や、患者の同居者等の濃厚接触者への対応(外出自粛要請、健康観察の実施、有症時の対応指導等)
 - (イ) 積極的疫学調査等による、集団感染(クラスター)の発生状況の把握
 - (ウ) 県看護協会との連携による、I H E A T要員に対する保健所業務支援の要請

(エ) 医療機関や社会福祉施設等において集団感染が発生する場合を想定した感染症専門班の派遣体制や手続きの整備

(オ) 感染拡大時における業務の一元化や外部委託等による保健所の業務効率化

(カ) 衛生研究所、医療機関、検査等措置協定を締結している民間検査機関等の検査体制の迅速な整備

- 県は、庁内他部局からの応援職員の派遣、市町村に対する応援派遣要請、I H E A T 要員に対する応援要請等の交替要員を含めた人員の確保に向けた準備を進める。(健康福祉企画課、総合支庁総務課、保健所、衛生研究所)
- 県は、感染症指定医療機関における感染症患者の受入体制を確保するため、保健所、医療機関、消防機関等と連携し、入院調整に係る体制構築を進め、準備期に整理した相談・受診から入退院までの流れを迅速に整備する。
あわせて、医療機関に対し、医療機関等情報支援システム(G-MIS)に確保病床数・稼働状況、病床使用率、重症者用病床使用率、外来ひっ迫状況等を確実に入力するよう要請を行う。(健康福祉企画課、医療政策課、消防救急課、保健所)
- 保健所は、健康危機対処計画等に基づき、本庁と連携して感染症有事体制を構成する人員の参集や受援に向けた準備、感染症の特徴や病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)等を踏まえた必要な物資・資機材の調達の準備等、感染症有事体制への移行の準備を進める。(保健所)
- 県等は、J I H S による衛生研究所への技術的支援等も活用し、検査等措置協定を締結している民間検査機関等や、県民向け相談窓口等との連携も含めた早期の検査体制の構築に努める。(健康福祉企画課、衛生研究所)
- 衛生研究所は、健康危機対処計画等に基づき、本庁と連携して感染症有事体制を構成する人員の参集や受援に向けた準備、感染症の特徴や病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)を踏まえた必要な物資・資機材の調達の準備等、感染症有事体制への移行の準備を進めるとともに、J I H S 等と連携して感染症の情報収集に努める。(健康福祉企画課、衛生研究所)
- 県等は、政府及びJ I H S が主導する感染症の特徴や病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)等を明らかにするための調査研究や、治療薬等の研究開発について、積極的に協力する。(健康福祉企画課、衛生研究所)

【新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表前に管内で感染が確認された場合の対応】

- 県等は、疑似症サーベイランス等により、政府による新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表前に管内で疑似症患者が発生したことを把握した場合は、保健所等において、当該者に対して積極的疫学調査及び検体採取を実施するとともに、感染症のまん延を防止するため、必要に応じ、感染症指定医療機関への入院に

ついて協力を求める。(健康福祉企画課、保健所)

(3) 対応期

新型インフルエンザ等の発生時に、準備期に整理した関係機関との役割分担・連携体制に基づき、保健所及び衛生研究所が、求められる業務に必要な体制を確保し、それぞれの役割を果たすとともに、地域の関係機関が連携して感染症危機に対応することで、県民の生命及び健康を保護する。

その際、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、感染状況等を踏まえ、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能となるようにする。

【有事体制への移行】

○ 県等は、本庁からの応援職員の派遣、市町村に対する応援派遣要請、I H E A T要員に対する応援要請等を遅滞なく行うことにより、保健所の感染症有事体制を確立するとともに、衛生研究所の検査体制を速やかに立ち上げる。(健康福祉企画課、保健所、衛生研究所)

○ 県は、新型インフルエンザ等の発生時に、必要に応じ、情報集約、自治体間の調整、業務の一元化等の対応により、保健所設置市を支援する。また、政府、他の都道府県及び保健所設置市と連携して、感染経路、濃厚接触者等に係る情報収集、医療機関や福祉サービス機関等との連携を含む保健活動の全体調整、保健活動への支援等を行う。

さらに、必要に応じ、管内の保健所設置市に対する総合調整権限・指示権限を行使する。(健康福祉企画課)

○ 県は、新型インフルエンザ等の発生状況等に対する県民の理解の増進を図るために必要な情報を市町村と共有する。(健康福祉企画課、保健所)

○ 県等は、政府及びJ I H Sが主導する感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を明らかにするための調査研究や、治療薬等の研究開発について、積極的に協力する。(健康福祉企画課)

【主な対応業務の実施】

県等、保健所及び衛生研究所は、予防計画、健康危機対処計画及び準備期に整備・整理した組織・業務体制や役割分担等に基づき、相互に連携するとともに、市町村、医療機関、消防機関等の関係機関とも連携して、次の業務を実施する。

①相談対応

○ 県等は、有症状者等からの相談に対応する相談窓口を強化し、感染したおそれのある者について、当該者の症状の程度や基礎疾患等の重症化リスク等を踏まえて、必要に応じ、速やかに発熱外来の受診につなげる。相談窓口の運営に

当たっては、業務効率化のため、適時に外部委託や県での一元化等を行うことを検討する。(健康福祉企画課)

②検査・サーベイランス

- 県等は、感染症対策上の必要性、衛生研究所や検査等措置協定締結機関等における検査体制等を踏まえ、検査の実施範囲を適宜判断する。(健康福祉企画課、衛生研究所)
- 衛生研究所は、検査等措置協定を締結している民間検査機関等を含めた検査体制が十分に拡充されるまでの間、必要な検査を実施する。また、J I H Sや他の地方衛生研究所等とのネットワークを活用し、国内の新型インフルエンザ等に係る知見の収集、J I H Sへの地域の感染状況等の情報提供・共有、地域の変異株の状況の分析、都道府県等の本庁や保健所等への情報提供・共有、検査等措置協定を締結している民間検査機関等における検査等に対する技術支援や精度管理等を通じ、地域におけるサーベイランス機能を発揮する。(衛生研究所)
- 県等は、政府が実施する感染症サーベイランスのほか、必要に応じ、地域の感染動向等に応じて、独自の感染症サーベイランスを検討・実施する。

③ 積極的疫学調査

- 保健所は、感染源の推定や濃厚接触者等の特定を行うため、感染者又は感染者が属する集団に対して、J I H Sが示す指針等に基づき積極的疫学調査を行う。(保健所)
- 県等は、流行初期以降（新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表後おおむね1か月以降。以下同じ。）においては、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、流行状況、保健所における業務負荷を勘案し、政府が示す方針も踏まえながら、地域の実情に応じて積極的疫学調査の対象範囲や調査項目を見直す。(健康福祉企画課)

④ 入院勧告・措置、入院調整

- 県等は、医師から保健所への届出により新型インフルエンザ等の患者等を把握した場合は、医師が判断した当該患者等の症状の程度や基礎疾患等の重症化リスク、医療機関等情報支援システム（G-MIS）により把握した協定締結医療機関の確保病床数、稼働状況及び病床使用率、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）や流行状況等を踏まえて、速やかに療養先を判断し、入院勧告・措置及び入院、自宅療養又は宿泊療養の調整を行う。

なお、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等が明らかでない場合は、必要に応じ政府及びJ I H Sへ協議・相談し、その結果を踏まえて対応する。

入院の優先度や入院先医療機関の判断等においては、準備期に整備・整理し

た役割分担に基づき、医療機関等と適切に連携して対応する。(保健所)

○ 県は、感染状況や広域調整の必要性等を勘案し、保健所設置市等を含む管内での入院調整が円滑に行われるよう、必要に応じ、受入調整本部及び統括コーディネーターによる広域の入院調整の一元化や、総合調整権限・指示権限の行使を行う。(健康福祉企画課、医療政策課)

○ 入院先医療機関への移送や、自宅及び宿泊療養施設への移動に当たっては、状況に応じて民間事業者の協力を得て行うことにより、保健所の業務負荷軽減を図る。(健康福祉企画課)

⑤ 自宅・宿泊療養の調整

○ 県は、自宅療養者等への医療の提供を行う協定締結医療機関に対し、必要に応じ、自宅療養者等に対して往診、電話・オンライン診療、調剤・医薬品等交付・服薬指導、訪問看護等を行うとともに、自宅療養者等の状態に応じて適切に対応するよう要請する。(健康福祉企画課、医療政策課)

○ 県は、宿泊療養施設について、地域の実情に応じて、施設ごとにその役割や入所対象者を決めたいえで運用する。(健康福祉企画課、医療政策課)

⑥ 健康観察及び生活支援

○ 県等は、医師から保健所への届出により新型インフルエンザ等の患者等を把握し、医師が判断した当該患者等の症状の程度、感染症の特徴や病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)、流行状況等を勘案したうえで、当該患者等に対して自宅又は宿泊療養施設で療養するよう協力を求める場合は、当該患者等やその濃厚接触者に対して、外出自粛要請や就業制限を行うとともに、外部委託や市町村の協力を活用しつつ、定められた期間の健康観察を行う。(保健所)

○ 県等は、必要に応じ、市町村と協力して、当該患者やその濃厚接触者に関する情報等を市町村と共有したうえで、食事の提供等の当該患者やその濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービスの提供又はパルスオキシメーター等の物品の支給に努める。(健康福祉企画課、医療政策課、保健所)

○ 県等は、軽症の患者又は無症状病原体保有者や濃厚接触者への健康観察について、感染症サーベイランスシステムの健康状態の報告機能等を活用することにより、保健所の業務効率化・負荷軽減を図る。(健康福祉企画課、保健所)

⑦ 集団感染への対応

○ 保健所は、医療機関や社会福祉施設等において集団感染が発生した場合、必要に応じ、ゾーニング等の感染対策等について指導する。

この場合、感染拡大の状況や施設等側からの要請等に応じ、感染症専門班の派遣による助言指導も実施する。(健康福祉企画課、保健所)

【感染状況に応じた取組み】

①流行初期

(ア) 迅速な対応体制への移行

- 県等は、準備期に整理した役割分担に基づき、感染症有事体制へ切り替えるとともに、予防計画に基づく保健所の感染症有事体制及び衛生研究所の有事の検査体制への移行状況を適時適切に把握する。

また、必要に応じ、交替要員を含めた人員の確保のため、本庁からの応援職員の派遣、市町村に対する応援派遣要請、I H E A T 要員に対する応援要請等を行う。(健康福祉企画課、医療政策課、保健所、衛生研究所)

- 県等は、政府が整備した感染症サーベイランスシステム等のICTツールの活用や、県での業務の一元化・外部委託等により、保健所及び衛生研究所における業務の効率化を推進する。(健康福祉企画課、医療政策課)
- 保健所は、準備期に整備・整理した組織・業務体制や役割分担等に基づき、関係機関と連携して疫学調査や健康観察等の感染症対応業務を行う。(保健所)
- 保健所は、感染症有事体制への切替え、感染症有事体制を構成する人員の参集、必要な物資・資機材の調達等を行う。(保健所)
- 県等は、政府及びJ I H S が主導する感染症の特徴や病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)等を明らかにするための調査研究や、治療薬等の研究開発について、積極的に協力する。(健康福祉企画課、衛生研究所)

(イ) 検査体制の拡充

- 県等は、政府が決定した検査実施の方針や地域の流行状況等の実情を踏まえ、予防計画に基づき、衛生研究所や検査等措置協定締結機関等における検査体制を拡充する。(健康福祉企画課、衛生研究所)
- 衛生研究所は検査実施の方針等を踏まえて検査を実施する。(衛生研究所)
- 県等は、感染症の特徴や病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)等の評価を踏まえ、無症状病原体保有者への検査が必要と判断された場合は、検査対象者等を関係機関へ周知する。(健康福祉企画課、保健所)

② 流行初期以降

(ア) 流行状況や業務負荷に応じた体制の見直し

- 県等は、引き続き、必要に応じ、交替要員を含めた人員の確保のため、本庁からの応援職員の派遣、市町村に対する応援派遣要請、I H E A T 要員に対する応援要請等を行う。(健康福祉企画課)
- 県等は、引き続き、保健所で業務のひっ迫が見込まれる場合には、県での業務の一元化や外部委託等による業務効率化を進める。(健康福祉企画課、保健所)
- 県等は、保健所が行う感染症対応業務について、準備期に整備・整理した組織・業務体制や役割分担等に基づき関係機関と連携して行うとともに、感染症の特徴や病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)、感染状況等を踏まえ

て政府から対応方針の変更が示された場合は、地域の実情や県等の本庁、保健所及び衛生研究所の業務負荷等も踏まえて、保健所の人員体制や衛生研究所の検査体制等の体制の見直し、感染症対応業務の対応の変更を適時適切に行う。

(健康福祉企画課、保健所)

- 県は、感染の拡大等により、病床使用率が高くなってきた場合には、基礎疾患を持つ患者等の重症化する可能性が高い患者を優先的に入院させるとともに、自宅療養、宿泊療養又は高齢者施設等での療養の体制を強化する。また、症状が回復した者について、後方支援を行う協定締結医療機関への転院を進める。

(健康福祉企画課、医療政策課、保健所)

- 県等は、自宅療養の実施に当たっては、準備期に整備した市町村を含めた食事の提供等の実施体制や医療提供体制に基づき実施する。(健康福祉企画課、保健所)

(イ) 安定的な検査・サーベイランス機能の確保

- 衛生研究所は、対応期を通じて拡充した検査体制を維持しつつ、地域の変異株の状況の分析、県等の本庁や保健所等への情報提供・共有等を実施する。(衛生研究所)

③ 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

- 県等は、政府からの要請も踏まえて、地域の実情に応じ、保健所及び衛生研究所における有事の体制等の段階的な縮小について検討のうえ、必要な対応を実施する。また、特措法によらない基本的な感染症対策への移行に伴い留意すべき点（医療提供体制や感染対策の見直し等）及びこれに伴う保健所等での対応の縮小について、県民に対し、丁寧に情報提供・共有を行う。(健康福祉企画課)

(1) 準備期

感染症対策物資等は、有事に、検疫、医療、検査等を円滑に実施するために欠かせないものである。そのため県は、感染症対策物資等の備蓄の推進等の必要な準備を適切に行うことにより、有事に必要な感染症対策物資等が確保できるようにする。

【感染症対策物資の備蓄】

- 県、市町村及び指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資を備蓄等するとともに、定期的に備蓄状況等を確認する。なお、上記の備蓄については、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。（健康福祉企画課、防災危機管理課、関係課）
- 県は、政府が定める个人防护具の備蓄品目や備蓄水準に基づき、備蓄を確保する。（健康福祉企画課）
- 県は、最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等の搬送従事者のための个人防护具の備蓄を進めるよう、平時から消防機関に要請する。（健康福祉企画課、消防救急課）

【医療機関等における感染症対策物資等の備蓄等】

- 県は、予防計画に基づき、地域の協定締結医療機関における个人防护具の備蓄等を促進するほか、予防計画の数値目標等を踏まえつつ、有事の通常医療との両立の観点からも、協定締結医療機関における必要な感染症対策物資等の備蓄・配置状況について、政府が整備するシステム等を利用し定期的に確認する。（健康福祉企画課）
- 県は、協定締結医療機関の个人防护具の保管施設整備の支援を行う。（健康福祉企画課）
- 県は、協定締結医療機関に対して、个人防护具以外の必要な感染症対策物資等の備蓄・配置にも努めるよう要請する。（健康福祉企画課）
- 県は、協定を締結していない医療機関等に対しても、有事において協定締結医療機関以外の医療機関を受診する患者等の存在も考慮し、必要な感染症対策物資等の備蓄・配置に努めるよう要請する。（健康福祉企画課）
- 県は、社会福祉施設に対し、可能な限り必要な感染症対策物資等の備蓄に努めるよう呼び掛ける。（健康福祉部各課、しあわせ子育て応援部各課）

(2) 初動期

感染症対策物資等の不足により、検疫、医療、検査等の実施が滞り、県民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことを目的に対応する。

【感染症対策物資等の備蓄状況等の確認】

- 県は、政府が整備するシステム等を利用して、新型インフルエンザ等の特徴も踏まえた必要な感染症対策物資等について協定締結医療機関の備蓄・配置状況を確認する。(健康福祉企画課)
- 県は、協定締結医療機関に対して、新型インフルエンザ等の特徴も踏まえた必要な感染症対策物資等の備蓄・配置状況を確認するよう要請する。(健康福祉企画課)

【円滑な供給に向けた準備】

- 県は、医療機関等において感染症対策物資等の不足が見込まれる場合等は、政府や感染症対策物資等の生産、輸入、販売又は貸付けの事業を行う事業者と連携し、必要量の確保に努める。(健康福祉企画課)

(3) 対応期

初動期に引き続き、感染症対策物資等の不足により、検疫、医療、検査等の実施が滞り、県民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことを目的に対応する。

【感染症対策物資等の備蓄状況等の確認等】

- 県は、初動期に引き続き、政府が整備するシステム等を利用して、協定締結医療機関に対し、新型インフルエンザ等の特徴も踏まえた必要な感染症対策物資等の備蓄・配置状況を随時確認する。(健康福祉企画課)

【緊急物資の運送等】

- 県は、緊急事態措置を実施するため緊急の必要がある場合は、運送事業者である指定(地方)公共機関に対し、感染症対策物資等の緊急物資の運送を要請する。

また、緊急事態措置を実施するため緊急の必要がある場合は、医薬品等販売業者である指定(地方)公共機関に対し、医薬品、医療機器又は再生医療等製品の配送を要請する。

なお、正当な理由がないにもかかわらず、上記の要請に応じないときは、緊急事態措置を実施するため特に必要があると認めるときに限り、指定(地方)公共機関に対して運送又は配送を指示する。(健康福祉企画課、関係課)

【物資の売渡しの要請等】

- 県は、緊急事態措置を実施するため必要があると認めるときは、緊急事態措置

の実施に必要な医薬品等の物資であって、生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送を業とする者が取り扱うもの（以下「特定物資」という。）について、その所有者に対し、当該特定物資の売渡しを要請する。（健康福祉企画課）

- 県は、対策の実施に必要な物資の確保に当たっては、あらかじめ所有者に対し物資の売渡しの要請の同意を得ることを基本とする。なお、新型インフルエンザ等緊急事態により当該物資等が使用不能となっている場合や当該物資が既に他の都道府県による収用の対象となっている場合等の正当な理由がないにもかかわらず、当該所有者等が応じないときは、特に必要があると認めるときに限り、当該特定物資を収用する。（健康福祉企画課）
- 県は、緊急事態措置を実施するに当たり、特定物資の確保のため緊急の必要がある場合には、必要に応じ、事業者に対し特定物資の保管を命じる。（健康福祉企画課）

(1) 準備期

新型インフルエンザ等の発生時には、県民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、まん延の防止に関する措置により県民生活及び社会経済活動に大きな影響が及ぶ可能性がある。県は、自ら必要な準備を行いながら、事業者や県民等に対し、適切な情報提供・共有を行い、必要な準備を行うことを勧奨する。

また、指定（地方）公共機関及び登録事業者は、新型インフルエンザ等の発生時において、新型インフルエンザ等対策の実施や自らの事業を継続することにより、県民生活及び社会経済活動の安定に寄与するため、業務計画の策定等の必要な準備を行う。

これらの必要な準備を行うことで、新型インフルエンザ等の発生時に県民生活及び社会経済活動の安定を確保するための体制及び環境を整備する。

【情報提供・共有体制の整備】

- 県及び市町村は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、関係機関との連携や内部部局間での連携のため、平時のうちから有事に必要となる情報提供・共有体制を整備する。（防災危機管理課、関係課）

【支援の実施に係る仕組みの整備】

- 県及び市町村は、新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施に係る行政手続や支援金等の給付・交付等について、政府の取組みも踏まえながらDXを推進し、適切な仕組みの整備を行う。

その際は、高齢者やデジタル機器に不慣れな方々、外国人等も含め、支援対象に迅速に網羅的に情報が届くようにすることに留意する。（関係課）

- 県は、市町村に対し、感染拡大時を見据え、平時から高齢者、障がい者等の要援護者の把握と生活支援の内容や支援体制の構築等について要請する。（健康福祉部関係課）

【業務継続計画の策定の勧奨及び支援】

- 県は、指定地方公共機関に対して、新型インフルエンザ等の発生に備え、職場における感染対策、従業員の健康管理、重要業務の継続や一部の業務の縮小等について、業務計画を策定する等の十分な事前の準備を行うよう求めるとともに、当該業務計画の策定を支援し、その状況を確認する。（関係課⇒事業者団体⇒事業所）

- 県は、継続すべき重要業務の選定、通常業務の縮小又は停止、各課室における感染防止対策の実施、職員の健康状態把握等を内容とする業務継続計画を策定する。（各所属）

- 県は、事業者に対し、事業を継続することに伴い、利用客が感染する危険性と、経営維持・存続のために収入を確保する必要性などを勘案して、事業継続計画を作成するよう要請する。(関係課⇒事業者団体⇒事業所)

【物資及び資材の備蓄及び流通】

- 県、市町村及び地方指定公共機関は、平時から備蓄する感染症対策物資等のほか、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、必要な食料品や生活必需品等を備蓄する。
なお、上記の備蓄については、災害対策基本法第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。(健康福祉企画課、防災危機管理課、関係課)
- 県及び市町村は、事業者や県民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨する。(関係課)
- 県は、政府と連携し、発生時における医薬品、食料品等の緊急物資の流通や運送の確保のため、製造・販売、運送を行う事業者である指定(地方)公共機関等に対し、緊急物資の流通や運送等の事業継続のための体制整備を要請する。(関係課)

【火葬能力等の把握、火葬体制の整備】

- 県は、政府及び市町村と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を平時から行い、有事において火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備する。(食品安全衛生課)
- 県は、市町村と連携し、個人防護具や火葬場での納体袋等の消耗品を確保できるよう準備する。(食品安全衛生課)

(2) 初動期

県は、新型インフルエンザ等の発生に備え、必要な対策の準備等を行い、事業者や県民等に、事業継続のための感染対策等の必要となる可能性のある対策の準備等を呼び掛ける。また、新型インフルエンザ等が発生した場合には、速やかに所要の対応を行い、県民生活及び社会経済活動の安定を確保する。

【事業継続に向けた準備等の要請】

- 指定(地方)公共機関は、その業務計画に基づき、政府及び県と連携し、事業継続に向けた準備を行う。(関係課)
- 県は、事業所に対して、事業継続計画に基づき、職場における感染防止策の対応を行うよう要請する。(関係課⇒事業者団体⇒事業所)
- 県は、市町村に対して、業務継続計画に基づき、職場における感染防止策の対応

を行うよう要請する。(防災危機管理課)

- 県は、登録事業者に対し、事業継続に向けた必要な準備等を行うよう要請する。
(関係課)

【生活関連物資等の安定供給に関する県民等への呼び掛け】

- 県は、県民等に対し、生活関連物資等（食料品や生活必需品その他の生活との関連性が高い物資又は県民経済上重要な物資をいう。以下同じ。）の購入に当たり、消費者としての適切な行動を呼び掛けるとともに、事業者に対しても、生活関連物資の価格が高騰しないよう、また買占め及び売惜しみを生じさせないよう要請する。
(関係課)

【遺体の火葬・安置】

- 県は、政府からの要請に基づき、市町村に対し、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行うよう要請する。(食品安全衛生課)

(3) 対応期

県は、準備期での対応を基に、県民生活及び社会経済活動の安定を確保するための取組みを行う。

また、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じた影響を緩和するため、必要な支援及び対策を行う。

指定地方公共機関及び登録事業者は、新型インフルエンザ等の発生時において、新型インフルエンザ等対策の実施や自らの事業を継続することにより、県民生活及び社会経済活動の安定の確保に努め、各主体がそれぞれの役割を果たすことにより、県民生活及び社会経済活動の安定を確保する。

【事業継続に向けた準備等の要請等】

- 指定（地方）公共機関は、事業計画に基づき、その業務を適切に実施するため、必要な措置を開始する。登録事業者は、医療の提供並びに県民生活及び社会経済活動の安定に寄与する業務の継続的な実施に向けた取組を行う。(関係課)
- 事業所に対して、事業継続計画に基づき、職場における感染防止策の対応を強化するよう要請する。(関係課⇒事業者団体⇒事業所)
- 社会機能の維持に関わる事業者に対し、事業継続計画に基づく重要業務の継続に努めるよう要請する。(関係課⇒事業者団体⇒事業所)
- 市町村に対して、業務継続計画に基づき、職場における感染防止策の対応を強化し、重要業務の継続や不要不急の業務の縮小体制について準備を行うよう要請する。(防災

危機管理課)

- 県は、業務継続計画に基づき、職場における感染防止策を強化するとともに、重要業務の継続や不要不急の業務の縮小体制について準備を行う。(各所属)

【県民生活の安定の確保を対象とした対応】

① 心身への影響に関する施策

- 県及び市町村は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策(自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、子どもの発達・発育に関する影響への対応等)を講ずる。(障がい福祉課)

② 教育及び学びの継続に関する支援

- 県及び市町村は、新型インフルエンザ等対策として、学校の使用の制限やその他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、必要に応じ、教育及び学びの継続に関する取組み等の必要な支援を行う。(教育局、関係課)

③ 物資の売渡しの要請等

- 県は、対策の実施に必要な物資の確保に当たっては、あらかじめ所有者に対し物資の売渡しの要請の同意を得ることを基本とする。なお、新型インフルエンザ等緊急事態により当該物資等が使用不能となっている場合や当該物資が既に他の都道府県による収用の対象となっている場合等の正当な理由がないにもかかわらず、当該所有者等が応じないときは、特に必要があると認めるときに限り、当該特定物資を収用する。(関係課)

- 県は、緊急事態措置を実施するに当たり、特定物資の確保のため緊急の必要がある場合には、必要に応じ、事業者に対し特定物資の保管を命じる。(関係課)

- 県は、緊急事態措置の実施のため緊急の必要がある場合は、運送事業者である指定(地方)公共機関に対し、緊急物資の運送を要請する。

また県は、医薬品等販売業者である指定(地方)公共機関に対し、緊急事態措置の実施に必要な医薬品、医療機器又は再生医療等製品の配送を要請する。(関係課)

④ 生活関連物資等の価格の安定等

- 県及び市町村は、県民生活及び県民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係業界団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。(関係課)

- 県は、県民に対し、食料品や生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても食料品や生活関連物資等の

価格が高騰しないよう、また、買占め及び売り惜しみが生じないよう要請する。

(防災危機管理課、関係課)

- 県及び市町村は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、県民への迅速かつ的確な情報提供・共有に努めるとともに、必要に応じ、県民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。(関係課)
 - 県及び市町村は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、それぞれの行動計画に基づき、適切な措置を講ずる。(関係課)
 - 県及び市町村は、新型インフルエンザ等緊急事態において、県民生活との関連性が高い物資や役務、又は県民経済上重要な物資や役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律、国民生活安定緊急措置法、物価統制令その他の法令の規定に基づく措置その他適切な措置を講ずる。(関係課)
- ⑤ 埋葬・火葬の特例等
- 県は、政府からの要請に応じ、市町村に対し、火葬場の経営者に可能な限り火葬炉を稼働させるよう要請する。(食品安全衛生課)
 - 県は、政府からの要請に応じ、市町村に対し、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保するとともに、火葬の広域対応について検討を要請する。(食品安全衛生課)
 - 政府は、新型インフルエンザ等緊急事態において、埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難であり、緊急の必要があると認めるときは、当該市町村以外の市町村による埋葬又は火葬の許可等の埋葬及び火葬の手続の特例を定めることとしており、県は、当該特例的な手続きが定められた場合は、市町村に対し迅速に情報提供を行う。(食品安全衛生課)
 - 県は、遺体の埋葬及び火葬について、墓地、火葬場等に関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、遺体の搬送の手配等を実施する。(食品安全衛生課)

【社会経済活動の安定の確保を対象とした対応】

- ① 事業者に対する支援
 - 県及び市町村は、新型インフルエンザ等の発生・拡大や、新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による事業者の経営及び県民生活への影響を緩和し、県民生活及び県民経済の安定を図るため、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を、公平性にも留意し、効果的に講ずる。(関係課)
- ② 県民生活及び県民経済の安定に関する措置

- 以下の事業者である県、市町村又は指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等緊急事態において、それぞれの行動計画又は業務計画に基づき、必要な措置を講ずる。（関係課）
 - (ア) 電気事業者及びガス事業者である指定（地方）公共機関
電気及びガスを安定的かつ適切に供給するため必要な措置
 - (イ) 水道事業者、水道用水供給事業者及び工業用水道事業者である県、市町村及び指定（地方）公共機関
水を安定的かつ適切に供給するため必要な措置
 - (ウ) 運送事業者である指定（地方）公共機関
旅客及び貨物の運送を適切に実施するため必要な措置
 - (エ) 電気通信事業者である指定（地方）公共機関
通信を確保し、及び緊急事態措置の実施に必要な通信を優先的に取り扱うため必要な措置
 - (オ) 郵便事業を営む者及び一般信書便事業者である指定（地方）公共機関
郵便及び信書便を確保するため必要な措置

【本県に緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が発出された場合】

上記の対策に加え、必要に応じ以下の対策を行う。

① 事業者の対応等

指定（地方）公共機関は、業務計画で定めるところにより、その業務を適切に実施するため、必要な措置を開始する。登録事業者は、医療の提供並びに県民生活及び県民経済の安定に寄与する業務の継続的な実施に向けた取組みを行う。（関係課）

○ 電気及びガス並びに水の安定供給

- ・ 電気事業者及びガス事業者並びに LP ガス販売事業者である指定（地方）公共機関は、電気及びガスの供給支障の予防に必要な措置等、電気及びガスを安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。
- ・ 水道事業者、水道用水供給事業者及び工業用水道事業者である県、市町村、指定（地方）公共機関は、消毒その他衛生上の措置等、水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。（関係課）

○ 運送・通信・郵便の確保

- ・ 運送事業者である指定（地方）公共機関は、それぞれの業務計画で定めるところにより、体制の確認、感染対策の実施等、新型インフルエンザ等緊急事態において旅客及び貨物を適切に運送するために必要な措置を講ずる。
- ・ 電気通信事業者である指定（地方）公共機関はそれぞれその業務計画で定めるところにより、感染対策の実施、災害対策用設備の運用等、新型インフルエンザ等緊急事態において通信を確保するために必要な措置を講ずる。

- ・ 郵便事業を営むもの及び一般信書便事業者である指定（地方）公共機関は、それぞれその業務計画で定めるところにより、郵便及び信書便の配達確保、感染対策の実施等、新型インフルエンザ等緊急事態において郵便及び信書便を確保するために必要な措置を講ずる。（関係課）
- サービス水準に係る県民への呼びかけ

政府が、事業者のサービス提供水準にかかる状況の把握を開始し、国民に対して、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを呼びかけることを受けて、県は政府と連携し、県民への呼びかけを行う。（関係課）
- ② 業務の継続等

指定地方公共機関及び特定接種の実施状況に応じ、登録事業者は、事業の継続を行う。その際、政府が行う当該事業継続のための法令の弾力的運用について、必要に応じ、周知を行う。（関係課）
- ③ 緊急物資の運送等
 - ・ 県は、運送事業者である指定地方公共機関に対し、食料品等の緊急物資の輸送を要請する。（関係課）
 - ・ 県は、医薬品等販売業者である指定地方公共機関に対し、医薬品又は医療機器の配送を要請する。（健康福祉企画課）
 - ・ 上記の要請に正当な理由がないにもかかわらず応じないときは、県は必要に応じ指定地方公共機関に対して輸送又は配送を指示する。（関係課）
- ④ 物資の売渡しの要請等
 - ・ 県は、感染拡大等に伴い、必要に応じ、医薬品や食品等について、所有者に対し、売渡しを要請する。必要な物資の確保に当たっては、あらかじめ所有者に対し物資の売り渡しにかかる同意を得る。なお、当該物資が使用不能となっている場合や当該物資が既に他の都道府県による収用の対象となっている場合などの正当な理由がないにもかかわらず、当該所有者等が応じないときは、必要に応じ、物資を収用する。（関係課）
 - ・ 県は、特定物資の確保のため緊急の必要がある場合には、必要に応じ県内の事業者に対し、特定物資の保管を命じる。（関係課）
- ⑤ 生活関連物資等の価格の安定等
 - ・ 県及び市町村は、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売り惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。また、必要に応じ、県民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。（関係課）
 - ・ 県及び市町村は、生活関連物資等の受給・価格動向や実施した措置の内容について、県民への迅速かつ的確な情報提供・共有に努めるとともに、必要に応じ、県民

からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。(関係課)

- ・ 県及び市町村は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、または、生ずる恐れがあるときは、それぞれの行動計画で定めるところにより、適切な措置を講ずる。(関係課)

⑥ 新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援

政府が、市町村に対し在宅の高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問看護、食料提供等）、搬送、死亡時の対応等を行うよう要請することを受けて、県は市町村の支援を行う。(健康福祉部内各課)

⑦ 埋葬・火葬の特例等

- ・ 県は、以下の状況時に迅速に市町村に繋ぎ、連携し、必要な支援を行う。(食品安全衛生課)

ア 政府が県を通じ、市町村に対し、火葬場の経営者に可能な限り火葬させるよう要請したとき。

イ 政府が県を通じ、市町村に対し、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保するよう要請したとき。

ウ 埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合に、政府が当該市町村長以外の市町村長による埋葬又は火葬の許可等の埋葬及び火葬の手続きの特例を定めたとき。

- ・ 県は、遺体の埋葬及び火葬について、墓地、火葬場等に関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、遺体の搬送等を実施する。

⑧ 犯罪の予防・取締り

混乱に乗じて発生が予想される各種犯罪を防止するため、犯罪情報の集約に努め、広報啓発活動を推進するとともに、悪質な事犯に対する取締りを徹底する。(県警)

※以下は、各機関と情報交換を図り、必要な関係機関へ繋ぐとともに、必要に応じ、県民への情報提供を行う。(関係課)

① 新型インフルエンザ等の患者等の権利利益の保存等

行政上の権利利益満了日の延長、期限内に履行されなかった義務に係る免責、金銭債務の支払い猶予等の措置の創設（内閣官房、関係省庁）

② 新型インフルエンザ等緊急事態に関する融資

- ・ 政府金融機関等は償還期限又は措置期間の延長、旧債の借換え、必要がある場合における利率の提言等の措置を講ずるよう努める。
- ・ 日本政策金融公庫等は、影響を受ける中小企業及び農林漁業者等の経営の維持安定を支援するため、特別な融資を実施する等の措置を講ずるよう努める。
- ・ 日本政策金融公庫は、株式会社日本政策金融公庫法第 11 条第 2 項の主務大臣に

よる認定が行われた時は、同行で定める指定金融機関が、当該緊急事態による被害に対処するために必要な資金の貸付、手形の割引等の危機対応業務を迅速かつ円滑に実施できるよう、危機対応円滑化業務を実施する。

③ 金銭債務の支払猶予

政府は、新型インフルエンザ等緊急事態において、経済の秩序が混乱する恐れがある場合には、その対応策を速やかに検討する。

④ 通貨及び金融の安定

日本銀行は、通貨及び金融の調整、金融機関の間で行われる資金決済の円滑な確保を通じ、信用秩序の維持に資するため必要な措置を講ずる。

【県民生活及び社会経済活動に及ぼす影響を緩和するその他の支援】

- 県は、本章の各支援施策のほか、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じた県民生活及び社会経済活動への影響に対し、必要に応じた支援を行う。なお、支援策の検討に当たっては、生活基盤が脆弱な者等が特に大きな影響を受けることに留意する。（関係課）

VI 特定接種の対象となる業種・職務について

特定接種の対象となり得る者の範囲や総数、接種順位等は、新型インフルエンザ等発生時に政府対策本部において、発生状況等に応じて柔軟に決定されるが、発生時に速やかに接種体制を整備するための基本的な考え方は以下のとおり整理されている。

(1) 特定接種の登録対象者

A 医療分野

(A-1：新型インフルエンザ等医療型、A-2：重大・緊急医療型)

| 業種 | 類型 | 業種小分類 | 社会的役割 | 担当省庁 |
|---------------|-----|--|------------------------|-------|
| 新型インフルエンザ等医療型 | A-1 | 新型インフルエンザ等の患者又は新型インフルエンザ等に罹患していると疑うに足りる正当な理由のある者に対して、新型インフルエンザ等に関する医療の提供を行う病院、診療所、薬局及び訪問看護ステーション | 新型インフルエンザ等医療の提供 | 厚生労働省 |
| 重大・緊急医療型 | A-2 | 救命救急センター、災害拠点病院、公立病院、地域医療支援病院、国立ハンセン病療養所、国立研究開発法人国立がん研究センター、国立研究開発法人国立循環器病研究センター、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター、JIHS、国立研究開発法人国立成育医療研究センター、国立研究開発法人国立長寿医療研究センター、独立行政法人国立病院機構の病院、独立行政法人労働者健康安全機構の病院、独立行政法人地域医療機能推進機構の病院、日本赤十字病院、社会福祉法人恩賜財団済生会の病院、厚生農業協同組合連合会の病院、社会福祉法人北海道社会事業協会の病院、大学附属病院、二次救急医療機関、救急告示医療機関、分娩を行う医療機関、透析を行う医療機関 | 生命・健康に重大・緊急の影響がある医療の提供 | 厚生労働省 |

(注1) 重大緊急医療型小分類には、公立の医療機関も含め記載。

B 国民生活・国民経済安定分野

(B-1:介護・福祉型、B-2:指定公共機関型、B-3:指定公共機関同類型、B-4:社会インフラ型、B-5:その他)

| 業種 | 類型 | 業種小分類 | 社会的役割 | 担当省庁 |
|-------------------------------|------------|--|---|-------|
| 社会保険・社会福祉・介護事業 | B-1 | 介護保険施設（A-1に分類されるものを除く。）、指定居宅サービス事業、指定地域密着型サービス事業、老人福祉施設、有料老人ホーム、障害福祉サービス事業、障害者支援施設、障害児入所支援施設、救護施設、児童福祉施設 | サービスの停止等が利用者の生命維持に重大・緊急の影響がある介護・福祉サービスの提供 | 厚生労働省 |
| 医薬品・化粧品等卸売業 | B-2 B-3 | 医薬品卸売販売業 | 新型インフルエンザ等発生時における必要な医療用医薬品又は体外診断用医薬品の販売 | 厚生労働省 |
| 医薬品製造業 | B-2 B-3 | 医薬品製造販売業 医薬品製造業 | 新型インフルエンザ等発生時における必要な医療用医薬品の生産 | 厚生労働省 |
| 体外診断用医薬品製造業 | B-2 B-3 | 体外診断用医薬品製造販売業 体外診断用医薬品製造業 | 新型インフルエンザ等発生時における必要な体外診断用医薬品の生産 | 厚生労働省 |
| 医療機器修理業 医療機器販売業 医療機器貸与業 | B-2 B-3 | 医療機器修理業 医療機器販売業 医療機器貸与業 | 新型インフルエンザ等発生時における必要な医療機器の販売 | 厚生労働省 |
| 医療機器製造業 | B-2 B-3 | 医療機器製造販売業 医療機器製造業 | 新型インフルエンザ等発生時における必要な医療機器の生産 | 厚生労働省 |
| 再生医療等製品販売業 | B-2 B-3 | 再生医療等製品販売業 | 新型インフルエンザ等発生時における必要な再生医療等製品の販売 | 厚生労働省 |

| 業種 | 類型 | 業種小分類 | 社会的役割 | 担当省庁 |
|------------|------------|----------------------------------|---|-------|
| 再生医療等製品製造業 | B-2 B-3 | 再生医療等製品製造 販売業 再生医療等製品製造業 | 新型インフルエンザ等発生時における必要な再生医療等製品の生産 | 厚生労働省 |
| ガス業 | B-2 B-3 | ガス業 | 新型インフルエンザ等発生時における必要なガスの安定的・適切な供給 | 経済産業省 |
| 銀行業 | B-2 | 中央銀行 | 新型インフルエンザ等発生時における必要な通貨及び金融の安定 | 財務省 |
| 空港管理者 | B-2 B-3 | 空港機能施設事業 | 新型インフルエンザ等発生時における必要な旅客運送及び緊急物資(特措法施行令第14条で定める医薬品、食品、医療機器その他衛生用品、燃料をいう。以下同じ。)の航空機による運送確保のための空港運用 | 国土交通省 |
| 航空運輸業 | B-2 B-3 | 航空運送業 | 新型インフルエンザ等発生時における必要な旅客運送及び緊急物資の運送 | 国土交通省 |
| 水運業 | B-2 B-3 | 外航海運業 沿海海運業 内陸水運業 船舶貸渡業 | 新型インフルエンザ等発生時における必要な緊急物資の運送業務 | 国土交通省 |
| 通信業 | B-2 B-3 | 固定電気通信業 移動電気通信業 | 新型インフルエンザ等発生時における必要な通信の確保 | 総務省 |
| 鉄道業 | B-2 B-3 | 鉄道業 | 新型インフルエンザ等発生時における必要な旅客運送及び緊急物資の運送 | 国土交通省 |
| 電気業 | B-2 B-3 | 電気業 | 新型インフルエンザ等発生時における必要な電気の安定的・適切な供給 | 経済産業省 |
| 道路貨物運送 | B-2 | 一般貨物自動車運送 | 新型インフルエンザ等発 | 国土交通省 |

| 業種 | 類型 | 業種小分類 | 社会的役割 | 担当省庁 |
|---------------|------------|---------------------------------------|--|--|
| 業 | B-3 | 業 | 生時における必要な緊急物資の運送 | |
| 道路旅客運送業 | B-2 B-3 | 一般乗合旅客自動車運送業 患者等搬送事業 | 新型インフルエンザ等発生時における必要な旅客の運送 | 国土交通省 |
| 放送業 | B-2 B-3 | 公共放送業 民間放送業 | 新型インフルエンザ等発生時における国民への情報提供 | 総務省 |
| 郵便業 | B-2 B-3 | 郵便 | 新型インフルエンザ等発生時における郵便の確保 | 総務省 |
| 映像・音声・文字情報制作業 | B-3 | 新聞業 | 新型インフルエンザ等発生時における国民への情報提供 | 経済産業省 |
| 銀行業 | B-3 | 銀行 中小企業等金融業 農林水産金融業 政府関係金融機関 | 新型インフルエンザ等発生時における必要な資金決済及び資金の円滑な供給 | 金融庁 内閣府 経済産業省 農林水産省 財務省 厚生労働省 |
| 河川管理・用水供給業 | — | 河川管理・用水供給業 | 新型インフルエンザ等発生時における必要な水道、工業用水の安定的・適切な供給に必要な水源及び送水施設の管理 | 国土交通省 |
| 工業用水道業 | — | 工業用水道業 | 新型インフルエンザ等発生時における必要な工業用水の安定的・適切な供給 | 経済産業省 |
| 下水道業 | — | 下水道処理施設維持管理業 下水道管路施設維持管理業 | 新型インフルエンザ等発生時における下水道の適切な運営 | 国土交通省 |
| 上水道業 | — | 上水道業 | 新型インフルエンザ等発生時における必要な水道水の安定的・適切な供給 | 国土交通省 |

| 業種 | 類型 | 業種小分類 | 社会的役割 | 担当省庁 |
|--------------|-----|--|--|----------------|
| 金融証券決済事業者 | B-4 | 全国銀行資金決済ネットワーク 金融決済システム 金融商品取引所等 金融商品取引清算機関 振替機関 | 新型インフルエンザ等発生時における金融システムの維持 | 金融庁 |
| 石油・鉱物卸売業 | B-4 | 石油卸売業 | 新型インフルエンザ等発生時における石油製品(LPガスを含む。)の供給 | 経済産業省 |
| 石油製品・石炭製品製造業 | B-4 | 石油精製業 | 新型インフルエンザ等発生時における石油製品の製造 | 経済産業省 |
| 熱供給業 | B-4 | 熱供給業 | 新型インフルエンザ等発生時における熱供給 | 経済産業省 |
| 飲食料品小売業 | B-5 | 各種食料品小売業 食料品スーパー コンビニエンスストア | 新型インフルエンザ等発生時における最低限の食料品(缶詰・農産保存食料品、精穀・精粉、パン・菓子、レトルト食品、冷凍食品、めん類、育児用調整粉乳をいう。以下同じ。)の販売 | 農林水産省 経済産業省 |
| 各種商品小売業 | B-5 | 百貨店・総合スーパー | 新型インフルエンザ等発生時における最低限の食料品、生活必需品(石けん、洗剤、トイレトペーパー、ティッシュペーパー、シャンプー、ごみビニール袋、衛生用品をいう。以下同じ。)の販売 | 経済産業省 |
| 食料品製造業 | B-5 | 缶詰・農産保存食料品製造業 精穀・製粉業 パン・菓子製造業 レトルト食品製造業 冷凍食品製造業 めん類製造業 処理牛乳・乳飲料製 | 新型インフルエンザ等発生時における最低限の食料品の供給 | 農林水産省 |

| 業種 | 類型 | 業種小分類 | 社会的役割 | 担当省庁 |
|---------------|-----|----------------------|---|----------------|
| | | 造業（育児用調整粉乳に限る） | | |
| 飲食料品卸売業 | B-5 | 食料・飲料卸売業 卸売市場関係者 | 新型インフルエンザ等発生時における最低限の食料品及び食料品を製造するための原材料の供給 | 農林水産省 |
| 石油事業者 | B-5 | 燃料小売業（LPガス、ガソリンスタンド） | 新型インフルエンザ等発生時におけるLPガス、石油製品の供給 | 経済産業省 |
| その他の生活関連サービス業 | B-5 | 火葬・墓地管理業 | 火葬の実施 | 厚生労働省 |
| その他の生活関連サービス業 | B-5 | 冠婚葬祭業 | 遺体の死後処置 | 経済産業省 |
| その他小売業 | B-5 | ドラッグストア | 新型インフルエンザ等発生時における最低限の生活必需品の販売 | 経済産業省 厚生労働省 |
| 廃棄物処理業 | B-5 | 産業廃棄物処理業 | 医療廃棄物の処理 | 環境省 |

（注2）業種名は、原則として日本標準産業分類上の整理とする。

（注3）上記の標準産業分類には該当しないが、特定接種対象業種と同様の社会的役割を担う事業所については同様の社会的役割を担っている日本標準産業分類に該当する事業所として整理とする。

（注4）水先業及びタグ事業については、水運業の一体型外部事業者とする。

（注5）倉庫業、港湾運送業、貨物利用運送業については、取り扱う物資によって公益性が変化するため、緊急物資の運送業務に必要な事業者については、外部事業者とする。また、緊急物資について荷主企業や運送事業者と長期的（恒常的）な契約を結ぶなど、一体的な業務を行っているところは一体型外部事業者として処理し、これらと短期的な契約を行っている事業者は、一般の外部事業者とする。

(2) 特定接種の対象となり得る国家公務員及び地方公務員

特定接種の対象となり得る新型インフルエンザ等対策の職務は以下のいずれかに該当する者である。

区分1：新型インフルエンザ等の発生により対応が必要となる職務

（＝新型インフルエンザ等の発生により生ずる又は増加する職務）

区分2：新型インフルエンザ等の発生に関わりなく、行政による継続的な実施が強く求められる国民の緊急の生命保護と秩序の維持を目的とする業務や国家の危機管理に関する職務

区分3：民間の登録事業者と同様の職務

区分1：新型インフルエンザ等の発生により対応が必要となる職務

| 特定接種の対象となり得る職務 | 区分 | 担当省庁 |
|--|-----|------------------------------|
| 政府対策本部の意思決定、総合調整等に関する事務 | 区分1 | 統括庁 |
| 政府対策本部の事務 | 区分1 | 統括庁 |
| 政府が行う意思決定・重要政策の企画立案に関わる業務、閣議関係事務 | 区分1 | 統括庁 |
| 政府対策本部の意思決定に必要な専門的知見の提供 | 区分1 | 統括庁 |
| 各省庁の意思決定・総合調整に関する事務（秘書業務を含む。） | 区分1 | 各省庁 |
| 各省庁の新型インフルエンザ等対策の中核を担う本部事務 具体的な本部事務の考え方は、以下のとおり。 ・対策本部構成員、幹事会構成員、事務局員のみを対象 ・事務局員については、新型インフルエンザ等対策事務局事務に専従する者のみ | 区分1 | 各省庁 |
| 諸外国との連絡調整、在外邦人支援 | 区分1 | 外務省 |
| 検疫・動物検疫・入国管理・税関の強化 （検疫実施空港・港における水際対策・検疫事務） | 区分1 | 厚生労働省 農林水産省 法務省 財務省 |
| 国内外の情報収集・検査体制の整備・ワクチン製造株の開発・作製 | 区分1 | 厚生労働省 |
| 緊急の改正が必要な法令の審査、解釈（行政府） | 区分1 | 内閣法制局 |
| 都道府県対策本部の意思決定、総合調整等に関する事務 | 区分1 | — |
| 都道府県対策本部の事務 | 区分1 | — |
| 市町村対策本部の意思決定、総合調整等に関する事務 | 区分1 | — |
| 市町村対策本部の事務 | 区分1 | — |

| 特定接種の対象となり得る職務 | 区分 | 担当省庁 |
|--|------|------|
| 新型インフルエンザウイルス性状解析、抗原解析、遺伝子解析、発生流行状況の把握 | 区分 1 | — |
| 住民への予防接種、協定指定医療機関との調整、疫学的調査、検体の採取 | 区分 1 | — |
| 新型インフルエンザ等対策に必要な法律の制定・改正、予算の議決、国会報告に係る審議（秘書業務を含む。） | 区分 1 | — |
| 新型インフルエンザ等対策に必要な都道府県、市町村の予算の議決、議会への報告 | 区分 1 | — |
| 国会の運営 | 区分 1 | — |
| 地方議会の運営 | 区分 1 | — |
| 緊急の改正が必要な法令の審査、解釈（立法府） | 区分 1 | — |

区分 2：新型インフルエンザ等の発生に関わりなく、行政による継続的な実施が強く求められる国民の緊急の生命保護と秩序の維持を目的とする業務や国家の危機管理に関する職務

| 特定接種の対象となり得る職務 | 区分 | 担当省庁 |
|--|--------------|-------|
| 令状発付に関する事務 | 区分 2 | — |
| 勾留請求、勾留状の執行指揮等に関する事務 | 区分 2 | 法務省 |
| 刑事施設等（刑務所、拘置所、少年刑務所、少年院、少年鑑別所）の保安警備 | 区分 2 | 法務省 |
| 医療施設等の周辺における警戒活動等 犯罪の予防・検挙等の第一線の警察活動 | 区分 1 区分 2 | 警察庁 |
| 救急 消火、救助等 | 区分 1 区分 2 | 消防庁 |
| 事件・事故等への対応及びそれらを未然に防止するため船艇・航空機等の運用、船舶交通のための信号等の維持 | 区分 1 区分 2 | 海上保安庁 |
| 防衛医科大学校病院及び各自衛隊病院等における診断・治療 家きんに対する防疫対策、在外邦人の輸送、医官等による検疫支援、緊急物資等の輸送 | 区分 1 区分 2 | 防衛省 |

| 特定接種の対象となり得る職務 | 区分 | 担当省庁 |
|--|-----|-------------|
| その他、第一線（部隊等）において国家の危機に即応して対処する事務 自衛隊の指揮監督 | | |
| 国家の危機管理に関する事務 | 区分2 | 内閣官房 各省庁 |

区分3：民間の登録事業者と同様の業務

| 特定接種の対象となり得る職務 | 区分 | 担当省庁 |
|----------------------------|-----|-------|
| 新型インフルエンザ等医療型 | 区分3 | — |
| 重大・緊急医療型 | 区分3 | — |
| 社会保険・社会福祉・介護事業 | 区分3 | — |
| 電気業 | 区分3 | — |
| ガス業 | 区分3 | — |
| 鉄道業 | 区分3 | — |
| 道路旅客運送業 | 区分3 | — |
| 航空運送業又は空港管理者（管制業務を含む。） | 区分3 | 国土交通省 |
| 火葬・墓地管理業 | 区分3 | — |
| 産業廃棄物処理業 | 区分3 | — |
| 上水道業 | 区分3 | — |
| 河川管理・用水供給業 | 区分3 | — |
| 工業用水道業 | 区分3 | — |
| 下水道処理施設維持管理業及び下水道管路施設維持管理業 | 区分3 | — |

【用語解説】

※アイウエオ順

○ I H E A T

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下「感染症法」という。)に規定する新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われた場合その他の健康危機が発生した場合において外部の専門職を有効に活用することを目的とし、健康危機発生時に地域における保健師等の専門職が保健所等の業務を支援する仕組み。

○ I H E A T 要員

I H E A T に登録し、保健所等への支援の要請を受ける旨の承諾をした外部の専門職(保健師、看護師、薬剤師、管理栄養士等)のこと。主に感染症まん延時における積極的疫学調査等、感染症のまん延等の健康危機に対応するための保健所等の業務を行う。

○ 医療措置協定

感染症法第36条の3第1項に基づき、県と県内医療機関との間で締結される協定。今後、新型コロナウイルス感染症のような感染症危機が発生した場合、本協定に定めるところにより、医療機関が病床確保、発熱外来の設置及び自宅療養者への支援等を実施する。

○ インフルエンザウイルス

人に感染するインフルエンザウイルスは抗原性の違いから、A型、B型、C型に大きく分類される。人でのパンデミックを引き起こすのはA型のみである。A型はさらに、ウイルスの表面にある赤血球凝集素(HA)とノイラミニダーゼ(NA)という、2つの糖蛋白の抗原性の違いにより亜型に分類される。(いわゆるA/H1N1、A/H3N2というのは、これらの亜型を指している。)

○ 家きん

鶏、あひる、うずら等、家畜として飼養されている鳥。なお、家畜伝染病予防法における高病原性鳥インフルエンザの対象家畜として、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥が指定されている。

○ 感染症指定医療機関

感染症法に規定する特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関及び結核指定医療機関のこと。

* 特定感染症指定医療機関：新感染症の所見がある者又は一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として厚生労働大

臣が指定した病院。

* 第一種感染症指定医療機関：一類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。（県立中央病院）

* 第二種感染症指定医療機関：二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。（県立河北病院、県立新庄病院、公立置賜総合病院、（独）日本海総合病院）

* 結核指定医療機関：結核患者に対する適正な医療を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院若しくは診療所（これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）又は薬局。

○ 感染症専門班

病院や福祉施設等に対する感染症対策活動に対して、感染管理に関する専門的見地から助言を行うため、県内の感染症専門医や感染管理認定看護師等の構成より設置する独立組織。

○ 感染症対策物資等

感染症法第 53 条の 16 第 1 項に規定する医薬品（薬機法第 2 条第 1 項に規定する医薬品）、医療機器（同条第 4 項に規定する医療機器）、个人防护具（着用することによって病原体等にばく露することを防止するための個人用の道具）、その他の物資並びにこれらの物資の生産に必要不可欠であると認められる物資及び資材。

○ 感染症対策連携協議会

感染症法第 10 条の 2 に規定する主に都道府県と保健所設置市・特別区の連携強化を目的に、管内の保健所設置市や特別区、感染症指定医療機関、消防機関その他関係機関を構成員として、都道府県が設置する組織。

○ 基本的対処方針

特措法第 18 条の規定に基づき、新型インフルエンザ等への基本的な対処の方針を定めたもの。

○ 業務継続計画（BCP）

不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、又は中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画。

- 抗インフルエンザウイルス薬
インフルエンザウイルスの増殖を特異的に阻害することによって、インフルエンザの症状を軽減する薬剤。ノイラミニダーゼ阻害剤、およびキャップ依存性エンドヌクレアーゼ阻害薬の2つの種類がある。

- 緊急事態宣言
特措法第32条第1項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言のこと。新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがある事態が発生したと認めるときに、同項の規定に基づき、当該事態が発生した旨及び緊急事態措置を実施すべき期間、区域及びその内容を公示すること。

- 緊急事態措置
特措法第2条第4号に規定する新型インフルエンザ等緊急事態措置のこと。国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が特措法の規定により実施する措置。例えば、生活の維持に必要な場合を除きみだりに居宅等から外出しないことを要請することや、多数の者が利用する施設の使用の制限又は停止等を要請すること等が含まれる。

- 緊急物資
特措法第54条に規定する、新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に必要な物資及び資材。

- ゲノム情報
病原体の保有する全ての遺伝情報を指す。ゲノム情報を解析することで、変異状況の把握等が可能となる。

- 健康監視
検疫法第18条第2項（同法第34条第1項の規定に基づく政令によって準用し、又は同法第34条の2第3項の規定により実施する場合を含む。）の規定に基づき、検疫所長が、又は感染症法第15条の3第1項（感染症法第44条の9第1項の規定に基づく政令によって準用する場合を含む。）の規定に基づき、都道府県知事又は保健所設置市等の長が、対象者の体温その他の健康状態等について報告を求め、又は質問を行うこと。

○ 健康危機対処計画

地域保健対策の推進に関する基本的な指針(平成6年厚生省告示第374号)に基づき、平時から健康危機に備えた準備を計画的に進めるため、保健所及び地方衛生研究所等が策定する計画。

策定に当たっては、都道府県単位の広域的な健康危機管理の対応について定めた手引書や保健所設置市及び特別区における区域全体に係る健康危機管理の対応について定めた手引書、感染症法に基づく予防計画、特措法に基づく都道府県行動計画及び市町村行動計画等を踏まえることとされている。

○ 検査等措置協定

感染症法第36条の6第1項に規定する新型インフルエンザ等に係る検査を提供する体制の確保や宿泊施設の確保等を迅速かつ適確に講ずるため、病原体等の検査を行っている機関や宿泊施設等と締結する協定。

当該協定を締結している検査機関や宿泊施設等を「検査等措置協定締結機関等」という。

○ 国立健康危機管理研究機構（J I H S）

国立健康危機管理研究機構法に基づき、内閣感染症危機管理統括庁や厚生労働省に質の高い科学的知見を提供する新たな専門家組織として、2025年4月に設立された国立健康危機管理研究機構。国立感染症研究所と国立研究開発法人国立国際医療研究センターを統合し、感染症等の情報分析・研究・危機対応、人材育成、国際協力、医療提供等を一体的・包括的に行う。

○ 個人防護具（Personal Protective Equipment : PPE）

エアロゾル、飛沫などの曝露のリスクを最小限にするためのバリアとして装着するマスク、ゴーグル、ガウン、手袋等をいう。病原体の感染経路や用途（スクリーニング、診察、調査、侵襲的処置等）に応じた適切なものを選択する必要がある。

○ サーベイランス

見張り、監視制度という意味。疾患に関して様々な情報を収集して、状況を監視することを意味する。特に、感染症法に基づいて行われる感染症の発生状況（患者及び病原体）の把握及び分析のことを示すこともある。

○ 災害派遣医療チーム（DMAT）

DMAT（Disaster Medical Assistance Team の略）は、災害発生時や新興感染症等の発生・まん延時に、地域において必要な医療提供体制を支援し、傷病者の生命を守る

ため、専門的な研修・訓練を受けた医療チーム。大規模災害や多くの傷病者が発生した事故等の現場に、急性期（おおむね 48 時間以内）から活動できる機動性を持つほか、新興感染症に係る患者が増加し、通常都道府県内の医療提供体制の機能維持が困難な場合に、都道府県の要請に基づき、感染症の専門家とともに、入院調整、集団感染が発生した高齢者施設等の感染制御や業務継続の支援等を行う。

- G-M I S（Gathering Medical Information System、医療機関等情報支援システム）
全国の医療機関等から、医療機関等の稼働状況、病床や医療スタッフの状況、受診者数、検査数、医療機器（人工呼吸器等）や医療資材（マスクや防護服等）の確保状況等を一元的に把握・支援するシステム。
- 指定（地方）公共機関
特措法第 2 条第 7 号に規定する指定公共機関及び同条第 8 号に規定する指定地方公共機関。電気、ガス、鉄道等の社会インフラや医療、金融、通信等に関連する事業者が指定されている。
- 重点区域
特措法第 31 条の 6 第 1 項の規定に基づき、政府がまん延防止等重点措置を実施すべき区域として公示した区域。
- 住民接種
特措法第 27 条の 2 の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認めるときに、対象者及び期間を定め、予防接種法第 6 条第 3 項の規定に基づき実施する予防接種のこと。
- 人工呼吸器
呼吸状態の悪化等が認められる場合に、患者の肺に空気又は酸素を送って呼吸を助けるための装置。
- 新型インフルエンザ
感染症法第 6 条第 7 項において、新たに人から人に感染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいうとされている。
毎年流行を繰り返す季節性のインフルエンザとはウイルスの抗原性が大きく異なり、

ほとんどの人がそのウイルスに対する免疫を獲得していないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、急速かつ大規模なまん延を引き起こし、世界的大流行（パンデミック）となるおそれがある。

○ 新型インフルエンザ（A/H1N1）／インフルエンザ（H1N1）2009

2009年（平成21年）4月にメキシコで確認され世界的大流行となったH1N1亜型のウイルスを病原体とするインフルエンザをいう。「新型インフルエンザ（A/H1N1）」との名称が用いられたが、2011年（平成23年）3月に、大部分の人がそのウイルスに対する免疫を獲得したことから、季節性インフルエンザとして扱い、その名称については、「インフルエンザ（H1N1）2009」としている。

○ 新感染症

新感染症とは、感染症法第6条第9項において、人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

○ 新興感染症

かつて知られていなかった、新しく認識された感染症で、局地的あるいは国際的に、公衆衛生上問題となる感染症。

○ 積極的疫学調査

患者、その家族及びその患者や家族を診察した医療関係者等に対し、質問又は必要な調査を実施し、情報を収集し分析を行うことにより、感染症の発生の状況及び動向、その原因を明らかにすること。感染症法第15条に基づく調査をいう。

○ 双方向のコミュニケーション

地方公共団体、医療機関、事業者等を含む国民等が適切に判断・行動することができるよう、政府による一方向の情報提供だけでなく、多様な手段を活用して情報の受取手の反応や関心を把握・共有して行うコミュニケーション。

○ 停留

検疫法第14条第1項第2号及び第16条第2項（これらの規定を同法第34条第1項の規定に基づく政令によって準用し、又は同法第34条の2第3項の規定により実施する場合を含む。）の規定に基づき、検疫所長が、感染したおそれのある者について、一定期間（当該感染症ごとにそれぞれの潜伏期間を考慮して政令で定める期間）、医療機関、宿泊

施設や船舶内に収容すること。

○ 特定新型インフルエンザ等対策

特措法第2条第2号の2に規定する特定新型インフルエンザ等対策のこと。地方公共団体が特措法及び感染症法の規定により実施する措置であって、新型インフルエンザ等のまん延を防止するため特に必要があるものとして新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第1条に規定するもの。

○ 特定接種

特措法第28条の規定に基づき、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため、政府が緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種のこと。

○ 特定物資

特措法第55条に規定する緊急事態措置の実施に必要な物資（医薬品、食品その他の政令で定める物資）であって生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送を業とする者が取り扱うもの。

○ 鳥インフルエンザ

一般に、鳥インフルエンザは鳥の感染症であるが、稀に、鳥インフルエンザウイルスが人に感染し、人の感染症を引き起こすことがある。元来、鳥の感染症である鳥インフルエンザのウイルスが種差を超えて、鳥から人へ感染するのは、感染した鳥又はその死骸やそれらの内臓、排泄物等に濃厚に接触した場合に限られるとされている。

また、人から人への感染は極めて稀であり、患者と長期間にわたって感染防止策をとらずに濃厚に接触した家族内での感染が報告されている。

○ 濃厚接触者

新型インフルエンザ等の患者と濃密に、高頻度又は長期間接触した者（感染症法において規定される新型インフルエンザ等に「かかっていると疑うに足りる正当な理由のある者」が該当。）。発生した新型インフルエンザ等の特性に応じ、具体的な対象範囲が決まるが、例えば、患者と同居する家族等が想定される。

○ パルスオキシメーター

皮膚を通した光の吸収値で酸素飽和度を測定する医療機器。

○ パンデミック

感染症の世界的大流行。特に新型インフルエンザのパンデミックは、ほとんどの人が

新型インフルエンザのウイルスに対する免疫を持っていないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、世界中で大きな流行を起こすことを指す。

○ パンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生した段階で、出現した新型インフルエンザウイルス又はこれと同じ抗原性をもつウイルスを基に製造されるワクチン。

○ 病原性

新型インフルエンザ対策においては、ヒトがウイルスに感染した場合の症状の重篤度として用いることが多い。なお学術的には、病原体が宿主（ヒトなど）に感染して病気を起こさせる能力であり、病原体の侵襲性、増殖性、宿主防衛機構の抑制能などを総合した表現。

○ プレパンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチン（現在、我が国では H5N1 亜型の鳥インフルエンザウイルスを用いて製造）。

○ PCR (Polymerase Chain Reaction : ポリメラーゼ連鎖反応)

DNA を、その複製に関与する酵素であるポリメラーゼやプライマーを用いて大量に増幅させる方法。ごく微量の DNA であっても検出が可能のため、病原体の検査に汎用されている。インフルエンザウイルス遺伝子検出の場合は、同ウイルスが RNA ウイルスであるため、逆転写酵素 (Reverse Transcriptase) を用いて DNA に変換した後に PCR を行う RT-PCR が実施されている。

○ まん延防止等重点措置

特措法第 2 条第 3 号に規定する新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置のこと。第 31 条の 8 第 1 項の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国内で発生し、特定の区域において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある当該区域における新型インフルエンザ等のまん延を防止するため、まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要があるものとして政令で定める要件に該当する事態が発生したと認めるとき、政府が公示した期間において、当該区域を管轄する都道府県が講ずる措置。例えば、措置を講ずる必要があると認める業態に属する事業を行う者に対し、営業時間の変更等を要請すること等が含まれる。

○ リスクコミュニケーション

個人、機関、集団間での情報や意見のやりとりを通じて、リスク情報とその見方の共有を目指す活動であり、適切なリスク対応（必要な情報に基づく意思決定・行動変容・信頼構築等）のため、多様な関係者の相互作用等を重視した概念。

○ 流行初期医療確保措置

感染症法第 36 条の 9 第 1 項に規定する、都道府県が病床確保により患者等を入院させ必要な医療を提供する医療機関又は発熱外来において患者等の診療を行う医療機関に対し、流行初期における医療の確保に要する費用を支給する措置。

○ ワンヘルス・アプローチ

人間及び動物の健康並びに環境に関する分野横断的な課題に対し、関係者が連携してその解決に向けて取り組むこと。